

P.1 (名簿)

令和 7年 5月 臨時会

議事日程

令和7年5月15日 午前10時開議

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第67号 工事請負契約締結について

(高豊中学校ほか39校体育館等冷暖房設備設置工事(基本及び実施設計・工事監理業務付))

第4 議案第68号 工事請負契約締結について

(羽田中学校ほか33校体育館等冷暖房設備設置工事(基本及び実施設計・工事監理業務付))

第5 議案第69号 物品購入契約締結について

(災害用手動ラップ式簡易トイレ)

第6 議案第70号 物品購入契約締結について

(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)

第7 議案第71号 物品購入契約締結について

(くすのき特別支援学校スクールバス)

第8 承認第1号 専決処分の承認について

(豊橋市市税条例の一部を改正する条例)

第9 承認第2号 専決処分の承認について

(豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第10 報告第11号 専決処分の報告について

(議決事項中変更について)

第11 報告第12号 専決処分の報告について

(和解について)

第12 報告第13号 専決処分の報告について

(損害賠償の和解及び額の決定について)

第13 東三河広域連合議会議員の選挙

第14 議案第12号 議決の取消しを求める訴えに係る応訴の基本方針

第15 議案第13号 「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について

第16 議案第14号 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について

本日の会議に付した事件

1 日程第1. 会議録署名議員の指名から、日程第16. 議案第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例についてまでの16件

2 議案第73号令和7年度豊橋市一般会計補正予算(第3号)

3 議長の辞職について

4 議長の選挙

5 副議長の辞職について

6 副議長の選挙

7 常任委員会委員の選任について及び議会運営委員会委員の選任について

8 議案第72号監査委員の選任について

出席議員 36人

小林憲生	鈴木智子
土屋祐司	井上豪史
水野 恵	山口倫世
諸井菜々子	菅谷 竜
久保大司	山田隆司
本多洋之	伊藤哲朗
石河真治	穴戸秀樹
梅田早苗	及部克博
古池もも	山本賢太郎
近藤修司	川原元則
尾林伸治	中西光江
鈴木みさ子	斎藤 啓
星野隆輝	豊田八千代
尾崎雅輝	松崎正尚

市原享吾	小原昌子
向坂秀之	伊藤篤哉
坂柳泰光	古関充宏
田中敏一	寺本泰之

欠席議員なし

説明のため出席した者

市長	長坂尚登	副市長	島村喜一
危機管理統括部長	中野浩二	総務部長	広地 学
財務部長	山本誠二	文化・スポーツ部長	山口雅己
福祉部長	本田佳之	こども未来部長	芳賀信明
産業部長	長谷川季之	建設部長	山本高敬
都市計画部長	金子知永	消防長	本橋由行
教育長	原田憲一	教育部長	石川和志

職務のため出席した者

議会局長	川島加恵	議事課長	松井清和
議事課主幹	杉浦寿実	議事課長補佐	河合里香
議事課長補佐	清田浩嗣	議事課主査	前澤完一
議事課主査	鷲山和成	書記	渡会小枝子
書記	鈴木達也	書記	大木雅一
書記	伊藤 萌		
行政課長	小嶋 聡		

午前10時開会

### P.3 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまから豊橋市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告をいたします。  
議員派遣に係る件について、報告書のとおり議長において決定しましたので、御報告をいたします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。  
日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において古池もも議員及び尾林伸治議員を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### P.3 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、日程第3. 議案第67号工事請負契約締結についてから日程第9. 承認第2号専決処分の報告についてまでの7件を一括議題といたします。  
直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。財務部長。

### P.3 山本誠二財務部長

○山本誠二財務部長 それでは、単行案の5ページをお願いいたします。

議案第67号及び8ページ、議案第68号の工事請負契約締結についてでございます。

議案第67号、豊橋市伊古部町地内ほか高豊中学校ほか39校体育館等冷暖房設備設置工事（基本及び実施設計・工事監理業務付）でございます。  
8ページをお願いいたします。

議案第68号、豊橋市西羽田町地内ほか羽田中学校ほか33校体育館等冷暖房設備設置工事（基本及び実施設計・工事監理業務付）でございます。

それぞれ工事施行のため、総合評価落札方式で一般競争入札に付しましたところ、予定価格に達せず落札者がいなかったことから、最低の価格で応札した者と随意契約により請負人が決定いたしましたので、ここに記載の契約価格で工事請負契約を締結したいとするものでございます。

なお、議案参考資料の入札・見積結果表には、応札業者名、工事概要等が記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

11ページをお願いいたします。

議案第69号から、15ページの議案第71号の物品購入契約締結についてでございます。

議案第69号、災害時の避難者の簡易トイレとして備蓄するため、災害用自動ラップ式簡易トイレ290セットを購入するものでございます。

13ページをお願いいたします。

議案第70号、南消防署二川出張所に配置されております災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新のため、車両1台を購入するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議案第71号、くすのき特別支援学校に新たにスクールバスを配置するため、車両1台を購入するものでございます。

それぞれ一般競争入札に付しましたところ、購入先が決定いたしましたので、ここに記載の契約価格で物品購入契約を締結したいとするものでございます。

なお、議案参考資料の入札結果表には、応札業者名、物品概要等が記載してございますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、承認のほうをお願いいたします。

承認の5ページをお願いいたします。承認第1号専決処分の承認についてでございます。

これは、地方税法の一部改正に伴い、市税条例のうち、令和7年4月1日から一部改正が必要な箇所につきまして、特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により、議会へ報告し承認をお願いするものでございます。内容は、承認第1号参考資料の豊橋市市税条例の一部を改正する条例のあらましにより説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

1、軽自動車税（種別割）の税率の区分を見直すものでございます。原動機付自転車のうち、二輪のもので、排気量が125cc以下、かつ最高出力が50cc相当となる4.0キロワット以下に制御した区分を新設し、軽自動車税種別割の税率を50ccの原動機付自転車と同額の年額2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### P.4 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 それでは、承認の10ページをお願いいたします。承認第2号専決処分の承認についてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に交付されたことに伴いまして、特に緊急を要するため、豊橋市国民健康保険税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容を説明いたします。15ページ、承認第2号参考資料をお願いいたします。

税額算定に係る改正2点についてでございます。2点について御説明いたします。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額を改正するもので、基礎課税額に係る限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

2点目は、軽減該当所得基準を緩和するもので、5割軽減及び2割軽減の該当となる所得基準を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するものでございます。

今回の改正により、一部の高所得世帯の負担は増加いたしますが、中間所得世帯の負担が緩和され、被保険者の税負担の適正化が図れるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### P.4 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

初めに、豊田八千代議員。

#### P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 おはようございます。それでは、ただいま説明いただきました議案につきまして質疑をさせていただきます。

議案第67号、議案第68号の二つの議案でございますが、中学校、小学校名は違いますが、中身についてはほぼ同じ内容ですので、併せてお伺いをいたします。

まず一つ目です。この議案なんですけれども、決定金額とか学校名は違いますが、ほとんど事業内容は同じでございますので、まず2議案に分けて提案した理由を1点目お聞かせいただきたいと思っております。

すみません、一問一答をお願いします。

それから、二つ目でございます。

#### P.4 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 一問一答で。

#### P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 一問一答をお願いいたします。すみません、立ったままでよろしいでしょうかね。

お願いいたします。

#### P.4 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 もう一度質疑を繰り返したほうがいいですね。

#### P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 一つ目の質疑として、この事業の議案第67号、議案第68号の工事請負契約につきましては、内容が同様ですが、二つに分けて提案した理由についてまずお聞かせいただきたいと思っております。

#### P.4 山本高敬建設部長

◎山本高敬建設部長 各議案につきましては、それぞれ都市ガス供給エリアと未供給のLPGガスエリアに分けております。理由としましては、早期に設計及び整備を完了させることや、あと、コスト面などにより2工事に分割することが適切と判断したことによるものです。

以上でございます。

#### P.4 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 手を。挙手を。豊田議員。

#### P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えいただいたんですけれども、早期にコスト面を考えて適切にということなのですが、中身については、ガスですね、事業の中身については、いわゆる電源自立型GHPのガスでやられるということですので、今お聞かせいただきました中身について、コスト面で適切ということにつ

いては、いわゆる、普通、入札なんかは、ほかの業者との判断というのかな、こちらはどうか、あちらはどうかということでも、コスト面で適切というのを、もう少しちょっと意味、中身について、適切であるということについての理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

P.5 山本高敬建設部長

◎山本高敬建設部長 コスト面につきましては、工事を発注することの諸経費ですね、そういったもののメリットと、あと、請ける業者さんのほうの材料の発注等のメリット、そういったものを勘案しまして決めたものでございます。  
以上でございます。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手を。豊田議員。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 発注のメリットがあるということなのですが、2議案の落札した日時を見ますと同じ4月ですよね。一つは、議案第67号については4月、日にちが同じく4月、両方4月2日ですか、議案第68号については4月14日ですよね。18日、失礼いたしました、決定が。なので、議案第67号については4月4日、議案第68号については4月18日ということですので、私はお答えにどうも納得がいきませんし、発注のメリットということでございますが、この議案の中でどのようなメリットがあるのかお聞かせください。ほとんど一緒なんですよ。

P.5 山本高敬建設部長

◎山本高敬建設部長 議長、ちょっと趣旨確認。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑の趣旨確認を許します。

P.5 山本高敬建設部長

◎山本高敬建設部長 今、豊田議員言われました4月4日と4月18日が、コスト面の理解ができないとおっしゃられたと思うんですけども、その具体的なその根拠をお示しいただければと思います。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。具体的な根拠と申しますと、僅か2週間ほど違うだけです、この2週間の間に、非常に変化して、メリットがただあるという、そのどうも理由が、大体この事業というのはいろいろ準備したり、いろいろされると思うんです、業者さんは。だから、僅か2週間でメリットが非常に、いわゆる、変わっていくということについては、事業内容がほとんど一緒ですので、どうも理解に苦しむのですけれども、そここのところについては、いかがでしょうか。そういうことです。何で2週間の間に、それほど変動があるという、そういうことなのでしょうか。  
お聞かせください。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 もう少し、工事請負契約が2週間の間にメリットがあったかということなんですか。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 そうですね。だから、お答えの中で、メリットがあるという、そういうように私は理解させていただいたのですけれども、この2週間の間に非常に変動したとか、そういう事案というのか事実とかおありになったのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

P.5 山本高敬建設部長

◎山本高敬建設部長 コスト面で言いますと、先ほども、繰り返しになりますけれども、早期にこの工事を完了させることや、あと、二つに分けることによるコスト面での優位性、そういうものを判断しまして二つに分けたものでございます。  
以上でございます。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 あまり納得できかねる御答弁でしたが、これ以上はお聞きしても出てこない、変わってこないということでございますので、これについては終わりたい、了解はできませんけど、そういうことですかということです。  
では、質疑二つ目でございますが、自然災害などを考えまして、エネルギーの分散、こうするべきだと思いますが、ガス設備一本にした理由をお聞かせいただきたいと思います。

P.5 石川和志教育部長

◎石川和志教育部長 ガス整備に一本化したというまず理由ですけれども、こちらについては、令和6年12月の一般会計予算特別委員会での水野委員及び小林委員の答弁、また、令和7年3月の予算特別委員会でも寺本委員への答弁をしております。その繰り返しになりますが、整備に向けて専門的な知見を持つ委託業者を活用し、体育館の避難所機能のほか、イニシャルコストやランニングコストなどの費用面やCO<sub>2</sub>排出量、必要となる工期など、様々な観点から比較をし、最適な整備内容を決定をしております。

自然災害というところですが、こちらにつきましても、過去の答弁の繰り返しになりますが、大規模災害に備えて各中学校内で1校ずつ指定をしております応急避難所22校の体育館には、ライフラインである電気、ガスの両方の供給が寸断された場合でも最低3日以上連続で稼働することが可能な量のガスを貯蔵するバルクタンクを整備いたします。

また、そのほかの学校においても、ガスの供給がある場合は、停電時でも空調の稼働が可能な非常用電源付きのGHPを整備することで、避難所機能の強化を図るものとなっております、災害時の対応も適正であるというように考えております。

以上です。

P.6 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員、挙手を。

P.6 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えいただきました。それで、るる御説明いただいたわけですが、いろいろ災害に備えてとか、電気、ガス、ガスのバルクタンクを設置するということなわけですね。それで、2回目の質疑なんですけれども、議案第67号、議案第68号、両方の議案が、両方とも電源自立型GHPということなんです。

それで、いわゆる非常時の電源の複数化というのは、今、社会的にも言われております。それで、ガスの今メリットをいろいろ御説明をいただいたのですけれども、電気のEHPエアコン、いわゆるこのエアコンでも、いろんな事業所などで利用しているということをお聞きするわけです。

ガスの場合のメリット、デメリット、例えば電気で作る場合のメリット、デメリットがあると思うんです。ガスの今回の議案で、GHPということなんですけれども、先ほど御説明いただいたようにデメリットがあると思うのですが、やはりデメリットについても検討するべきだと思うのですが、デメリットについては、いわゆる初期導入コストが高額、いわゆるガスの配管工事が必要、それから、メンテナンスの難易度、稼働時の振動音、一時的な点検でなく定期点検、5年に1度は必要ではないかと。また、運転時間ごとの、いわゆる何時間運転したら点検するという、そういう、ガス機器についてはあるわけですね。それから、ガス料金の安定性、そこら辺について、やはりどのように検討したのかどうかということと、もう一つは、やはり電気ですね、エネルギーが電気、EHPエアコン、エアコンです。EHP、いわゆる電気、EHPについては、いわゆるメリットとしては導入コストが安い、臨機応変なメンテナンスで費用は抑えやすい、省エネ効果が高い、稼働分の電気代は必要だが、太陽光発電と組み合わせれば大きな節電効果がある。ただ、デメリットも電気はあるわけですので、デメリットの一つの例としては、霜取り運転をする場合は室内の温度の低下が難点だということで、例えば、この二つ、ガスと電気、こういうエネルギー源については、どのように検討をしてみえたのか、やはり公共事業ですので、公共、公平性が担保されなければならないと思いますので、やはり検討してみえたというように思いますので、そこら辺のガスのデメリット。

〔発言する者あり〕

P.6 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 ええ、分かっておりますよ。だから、要するに、メンテナンスの問題についてお聞きしてますし、工事をするについては、やはりメンテナンスまで考えて導入するわけですね、公共工事ですので。そこら辺はどのような検討をされたのか、いわゆる2議案とも。

P.6 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員。工事契約の契約ということで、今回の議案の内容に沿った形で質疑をしていただくように。今までお話しいただきましたが、質疑にお入りいただきたいと思います。

P.6 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 はい、了解しております。要するに、金額の、この金額が示されましたが、いろいろ、他のエネルギーについても検討しながら、これがいいということで契約を結ばれたというように思うのですが、どのように検討されたのかお聞かせください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P.6 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

P.6 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいまの豊田議員の質疑においては、先ほどの部長答弁にあったとおり、既に予算委員会等で審議された内容でありますので、今回は契約の締結が適切であったかどうかを議論する場であると思っておりますので、範囲外だと思いますので、議長の整理をお願いします。

P.6 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 今もお聞きになられたとおりでありますけれども、予算委員会の中で示されたもので、工事請負契約の締結というところになりますので、いろいろな、もし聞かれることがあるようでしたら、工事請負契約が適切なかどうか、そのところで確認ありますけれども、既にされておりますので、そろそろ、質疑があるようでしたら、まとめに入っていただけたら。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 適切な契約が結ばれてるかどうかということで私はお聞きしているわけで、いみじくも議事進行をかけた方がお見えになりますが、この議案に出されたということは、議会として審議してくださいということですよ。ということですよ。ということで私は理解しておりますが、お聞かせいただきたいと思います。

P.7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員に申し上げますけれども、ある程度、もう前提で決まった中で工事の請負の内容が適切かどうかということが議論の一番の今回のポイントになります。お分かりいただけますかね。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それは理解しているから私はお聞きしているんです。だから、この議案の契約について適切に契約がされているかどうかということですよ。ということですよ。

P.7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 そちらは理事者の方に。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 ということですよ。

P.7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 最後にもう一度御確認されたいようだったら確認することを。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 じゃあ、確認させてください。議長、お願いいたします。  
すいません、議長。私は、後ろの人と話をしているわけではないのですので、議長、それこそ議長、議場の整理をお願いいたします。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P.7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

P.7 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 今回提案されている議案に対する質疑を行うという点について、もう少し丁寧に整理をしていただいた上で、質疑を続けたらどうかと思います。

P.7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 では、暫時休憩いたします。

-----  
午前10時25分休憩

-----  
午前10時31分再開

P.7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----  
豊田議員。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、改めて質疑させていただきます。  
この契約内容でございますが、2年後完成予定ということをお聞きます。本当に諸物価高騰の社会の中で、いわゆるこの決定金額ですよ、これで2年後、無事完了するか、そこら辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

P.7 石川和志教育部長

◎石川和志教育部長 令和8年度に全ての学校に設置されるということを目標にこのようにしてあります。  
以上です。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。目標という最後のお言葉ですが、予定としては、やろうということですが、目標ということで、社会的な変動もあるということが今の社会状況ですので、分かりました。2問目についてはこれで終わりたいと思います。

それから、3回目の質疑に入らせていただきます。入札業者は1者だけということで、企業体、いわゆる各社企業体がまとまって事業を進めるということですが、こういう公共事業ですので、地域ですね、東三河地域のやはりリーダー都市豊橋としても、豊橋以外の市外も対象にして、いろいろな業者へのアプローチについてはどのようにされてみえたのか、一応確認させてください。お願いいたします。

P.7 山本誠二財務部長

◎山本誠二財務部長 競争性の確保ということでよろしいですかね。

P.7 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 はい。

P.7 山本誠二財務部長

◎山本誠二財務部長 議案第67号、議案第68号とも、特定建設工事共同企業体で、構成員として、管工事及び建築一式工事については市内業者、設計及び工事監理については県内業者としており、管工事は市内に14社、建築一式工事は市内28社、設備設計は17社の参加可能業者がございます。

今回、応札者は1企業体のみでしたが、工事概要や入札参加を公告により明らかにし一般競争入札に付したものであり、入札意欲のあるもの入札参加機会は確保されていると考えておりますので、競争性は確保されているものと認識しております。

P.8 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えいただきました。

P.8 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員、挙手をお願いいたします。  
豊田議員。

P.8 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えいただきました。いろいろな企業でジョイント組んで、そこから、またいろいろな下請の業者さんをお願いしていくということですので、これは分かりました。

以上で質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

P.8 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木智子議員。

P.8 鈴木智子議員

◆鈴木智子議員 議案第69号物品購入契約締結について一問一答でお聞きしてまいります。

この物品購入契約については、予算等で議論されていたとおり、スフィア基準を満たしていくということで購入されたと思います。購入の契約を締結したと思います。

そこで、1回目として、災害用のトイレというのは様々ある中で、災害用自動ラップ式簡易トイレを選定した理由についてお伺いいたします。

P.8 中野浩二危機管理統括部長

◎中野浩二危機管理統括部長 自動ラップ式簡易トイレを選定した理由でございますが、災害関連死の要因の一つとして、災害時、水の流れないトイレを使用してしまうことでトイレ環境が悪化し、そのトイレを使用したくないために、生命の維持に必要な水分や食事の摂取を控えてしまうことが挙げられております。

こうしたトイレ環境に起因する問題を解決するため、今回、避難所の生活環境に抜本的な改善に資する取組に使用できる新しい地方経済・生活環境創成交付金を活用し、避難所におけるトイレ環境を整備することといたしたものであります。

本製品は、排せつ物の入った袋を1回ごとに熱圧着により防湿材の袋で密封することで臭いや菌を漏らさない構造となっており、清潔なトイレ環境の維持による災害関連死の防止に資することから選定をしたものでございます。

以上でございます。

P.8 鈴木智子議員

◆鈴木智子議員 お答えいただきました。今回、290セットを契約したということで、これは、今度、校区ごとに配置していくと思うのですが、配置するだけでは、いざ災害が起きたときに市民の皆さんが使えないと思います。そこで、2回目として、この災害用自動ラップ式簡易トイレの使い方の周知について伺います。

P.8 中野浩二危機管理統括部長

◎中野浩二危機管理統括部長 これまでも防災訓練等の場を活用し、簡易トイレやマンホールトイレの使用方法について周知を図ってまいりました。今回購入予定をしています災害用自動ラップ式簡易トイレにつきましても、同様の周知を進めてまいります。

また、今回の整備により、校区ごとの想定避難者50人に1台というスフィア基準は満たすこととなりますが、断水等により避難者以外の方についてもトイレの使用ができなくなる可能性もあることから、このことと併せ、各御家庭におけるトイレの備蓄の必要性の周知、啓発も同時に行ってまいります。

以上でございます。

P.8 鈴木智子議員

◆鈴木智子議員 お答えいただきました。これ、納品したら、なるべく早くに全ての校区に配置をしていただいて、御答弁にもありましたように、配置をするだけでなく、自動の推進、啓発というのもしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

P.8 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、本多洋之議員。

P.8 本多洋之議員

◆本多洋之議員 それでは、議案第71号物品購入契約締結について、くすのき特別支援学校スクールバスについて、一問一答でお伺いをいたします。

今回のこのスクールバスの購入は、野依小学校等環境整備基金を取り崩して財源としていることを確認しております。この点については、令和4年3月の予算特別委員会が私が質疑をしております、答弁もいただいております。少しその点を確認しながら進めたいと思います。

そのときに、私からは、野依小学校等環境整備基金は、合計1億8,000万円ほどの寄附があって、その内訳としては、南稜中学校に1億円、野依小学校に5,000万円、くすのき特別支援学校に3,000万円という内訳になっていることを確認しています。このときに、令和3年度と令和4年度に計上されているものを合計してみると、1億6,000万円ほどとなって、2,000万円ほどが残っている。その今後の基金の活用の考え方について質疑をしております。

課長の答弁としては、基金の残高の使途につきましては、寄附者の意向に沿った形で、くすのき特別支援学校の環境整備分として将来に向けた活用を検討しているものでございます。

活用に当たりましては、効果的な環境整備により、子どもたちの学校生活がより充実したものとなるよう十分に学校と話し合いながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えております、このような答弁をいただいております。

その答弁を踏まえた上で、今回のこの基金を活用して新たにバスを購入することになった経緯についてお伺いします。

P.9 石川和志教育部長

◎石川和志教育部長 野依小学校等環境整備基金は、令和3年度に受領した寄附を原資に設立しており、それ以降、主に令和3年度から令和4年度にかけて、大型遊具の設置やグランドピアノの購入費用に充て、学校の環境整備に活用してまいりました。また、令和5年度以降の活用につきましては、議員が言われるように、効果的な環境整備に充てることができる方法を検討してきたところでございます。

その中で、現在、くすのき特別支援学校のスクールバスは6路線運行しており、そのうち1台を市所有のバスで、5台を民間から借り上げ、確保しております。

今回のこの基金を活用して、借上げバスのうちの1台を市所有のバスに切り替えることで学校運営に要する経費をより効果的に活用できると判断をし、購入することに至っております。

以上です。

P.9 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えいただきまして、効果的な環境整備に充てることができる方法を検討した結果、6路線のバスの1台を差し替えた。これって答弁にあるとおり、経費は効果的に活用されるということになります、子どもたちの環境がより充実されるということにつながってないのではないかと考えます。

それでは、次に、今回の購入によりスクールバスの台数や路線数を増やしていくことになるのか、考え方をお伺いします。

P.9 石川和志教育部長

◎石川和志教育部長 現在のところ、運行中のスクールバスの台数や路線数を変更する予定はございません。

P.9 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ということになるわけですね。くすのき特別支援学校というのは、昨年で開校10年を迎えました。開校当時は42学級216名でスタートしましたが、令和7年度、今年度では56学級302名と大幅に増加しております。

それでは、3回目として、この状況で、これまでに児童生徒の増加に伴いスクールバスを増大したのかについてお伺いします。

P.9 石川和志教育部長

◎石川和志教育部長 新型コロナウイルス流行時の3密対策に伴う一時的な増大を除き、現在まで増大はしておりません。

以上です。

P.9 本多洋之議員

◆本多洋之議員 変わってないということでもあります。事前に現場でも確認をしてきましたけれども、1台当たりの乗車人数が多いということがトラブルの原因になっているとも既にお聞きしております。

例えば、隣同士になると、なかなか難しい問題があって耐えられなくなって暴れてしまうとか、そういうような事態が発生しているとも確認をしておりますけれども、それでは、現状のスクールバスの乗車人数についての認識についてお伺いします。

P.9 石川和志教育部長

◎石川和志教育部長 くすのき特別支援学校のスクールバスは、児童生徒数の増加に伴い、現在の6台、6路線では、各路線とも乗車定員目いっぱいの状態で運行をしていると認識しております。

本校には、様々な特性を持つ児童生徒が通学しております。こうした子どもたちが安全に安心して通学できる環境を整えていくことが必要であるというように考えております。

以上です。

P.9 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今の答弁をいただいた形で答えさせていただくと、今回は、バスを購入すること自体はいいとしても、それを台数を差し替えるということじゃなくて、1台路線を増やして、生徒の環境の充実には充てるべきだったというように思っております。これ結果論として、寄附者からお金を頂いてバスを購入して、じゃあ、何がメリットだというと、財政的なメリットという話になってしまうんですよ。そうではなくて、寄附者の意向は、効果的な子どもたちのための環境整備に使ってくださいということでもありますので、そこのところをもう一度しっかり検討していただいて、現状、くすのき特別支援学校というのは本当に人数が増えている状態で、定員いっぱいという状況もありますので、ぜひ今後、路線を増やす、バスを増大するということを検討していただきたいと思います。

以上です。

P.10 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、尾崎雅輝議員。

P.10 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 私からは一問一答で、単行案の議案11ページ、12ページ、議案第69号物品購入契約締結について、災害用自動ラップ式簡易トイレに対し伺います。一般競争入札で応札業者が1社、290セット、契約価格4,466万円ですが、入札参加資格要件はどのようにされているのか、また、競争性の確保はされていたのかを伺います。

P.10 山本誠二財務部長

◎山本誠二財務部長 入札参加資格要件でございますが、地域要件は市内の本社または支社、営業所等で本市に登録のある業者とすることで、本市の警察用品、消防防災用品に登録がある業者、これは80社以上となります。また、規格について、同等品可として一般競争入札に付していることから、今回は、結果として応札業者が1社となりましたが、競争性については確保されているものと考えております。

以上です。

P.10 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 この入札参加資格要件の地域要件を市内の本社または支社、営業所等で、本市に登録のある業者、いわゆる準市内業者というそうですけども、この登録業者数は80社以上であったということは確認できました。また、同等品可ということでもありましたけれども、結果、応札業者が1社でありました。本当に競争性を確保したと言えるのでしょうか。事前に何者が見積りを取ることでより競争性が働くと思いますが、市として、予算時等において、予算見積りを徴取する考えがどうだったのか確認のため伺います。

P. 10 山本誠二財務部長

◎山本誠二財務部長 予算要求時には、複数社から見積りを徴取することを原則としております。  
以上です。

P. 10 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 原則としてということでした。今回、ラップ式簡易トイレの購入を担当する課である防災危機管理課に事前に確認したところ、予算要求時には、複数業者に見積りを依頼したけれども、1社しか見積りが出てこなかったということでありました。つまり、その原則は守られていなかったということになってしまいます。

今回は、物品購入ですので、工事契約のように、予定価格や決定率は示されませんが、1円でも価格競争が働くように予算要求の段階で試算見積りを複数から取るべきではなかったでしょうか。そのためには、依頼する期間の見直しや、依頼する業者の範囲、今回は準市内業者ということがあっても、80社以上であっても1社しか出てこなかったということですので、県内に範囲を広げるなど、見直すべき点が、ほかの観点も含め幾つかあるうかと思われま

す。  
それから、予算要求時の財政課のチェックがされていたのかも疑問であります。購入する物や金額、数量、特殊性などにもよりますが、担当課と財政課で、または、必要があれば契約検査課も含め庁内で複数の見積りがあるかをチェックし合うこと、また、それが果たされない場合は、仕組みや内規のようなものをつくっていくことが必要になってくるのではないのでしょうか。このことを指摘し、今後の物品購入契約締結においては、複数者から応札がなされ、競争性を働かせた落札がされることを期待して、以上で終わります。

P. 10 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木みさ子議員。

P. 10 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 議案つづりの12ページ、承認第2号豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一問一答で質疑をさせていただきます。

15ページのあらましのところを見ますと、地方税法施行令等の一部改正に伴い、介護納付金課税額は17万円で据置きとなるものの、基礎課税額の課税限度額は1万円引き上げて66万に、後期高齢者支援金等課税限度額は2万円引き上げて26万円になるということで、合計すると、令和7年度の課税限度額は109万に達します。

コロナ禍においては据置きになった年もありましたけれども、令和4年度以降、後期高齢者支援金は毎年2万円ずつ上がってきております。納金ごとの額にすると13万6,000円を年8回払うということで、大変大きな負担になっております。

課税限度額というのは、政令で定める上限額であって、その範囲内で各市町村が条例で定めることとなっており、その限度額まで引き上げるかどうかは各自自治体の判断に委ねられておまして、愛知県内でも、第3期愛知県国民健康保険運営方針の資料の中では、2023年度において、後期高齢者支援金分で13市町村、24.1%の自治体が上限までの引上げを行わず、基準未満の設定となっていました。

そこで、豊橋市において、限度額まで引き上げる考え方について伺いをいたします。

P. 11 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 1人当たりの保険税負担が増加する中で限度額を据え置いた場合には、高額所得世帯の税額が変わらない一方、限度額に到達しない中間所得世帯の税額は上がることになります。

限度額の引上げは、高額所得世帯に負担をお願いすることで税率の上昇を抑制し、これによって中間所得世帯の負担増加を軽減して、負担の公平性を図るものであります。令和7年度においても、国は引上げを実施することとしましたので、その趣旨に従い本市においても国に合わせた引上げを実施したものです。

以上です。

P. 11 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 それでは、2回目として、課税限度額の引上げによって限度額を超過する世帯数とその割合はどのように変化し、引上げによる増収はどのぐらいになるのか、また、課税限度額の引上げにより中間所得世帯の負担の増加を軽減するというのでしたけれども、そのことによって、どの程度の負担抑制効果があるのか、伺いをいたします。

P. 11 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 試算の結果の数字でございますが、限度額を超過する世帯数は、基礎課税額の限度額を据え置いた場合には740世帯、引き上げた場合には719世帯となり、21世帯減少し、割合では1.87%から1.81%へ0.06ポイント減少いたします。同様に、後期高齢者支援金等課税額の場合では、867世帯から724世帯となり143世帯の減少、割合では、2.19%から1.83%へ0.36ポイント減少します。基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額を合計した課税額は約2,300万円の増収となります。また、この増収額を限度額超過世帯を除く所得割が課税されている世帯数で割りますと約1,080円となり、その分、中間所得世帯の課税が抑えられていることとなります。

以上です。

P. 11 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 お答えをいただきました。限度額を超過する世帯が、引き上げた場合には21世帯が減少するというので、基礎課税額では21世帯減少、後期高齢者支援金等の課税額では143世帯が減少するというのですが、この分の増税による効果額、増収は2,300万円になるという、そういう御答弁で、そのことによって中間所得世帯の課税が1,080円引上げが抑えられると、そういう御答弁をいただきました。

続きまして、どの程度の所得と収入で課税限度額に達するのか、例えば、夫婦と未就学児でない子ども2人の4人世帯の場合、それから、子どものいない、もしくは、子どもが同居していない夫婦2人世帯の場合でお答えをお願いいたします。

P. 11 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 夫婦ともに所得がある前提でお答えをいたします。基礎課税額につきましては、子どもがいる4人世帯の場合では約828万円の所得、これを給与収入に換算しますと、約1,145万円で限度額に到達します。子どものいない2人世帯では、約895万円の所得、給与収入換算にいたしますと約1,229万円となります。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、子どもがいる4人世帯の場合には約824万円の所得、給与収入では約1,140万円限度額に到達し、子どものいない夫婦2人世帯では約890万円の所得、給与収入換算で約1,223万円となります。

以上です。

P. 11 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 お答えをいただきました。モデル世帯の例で基礎課税額、後期高齢者支援金分ということで分けてお答えをいただきました。子どもさんがいる4人世帯、それから、子どもさんがいない、もしくは、同居していない夫婦のみの2人世帯、いずれも約800万円台の所得、収入換算では、御夫婦合わせて、2人で1,100万円から1,200万円台の収入で課税限度額の最高額に達するということでした。というようになりますと、収入から見たら、109万円というのは、年間収入の約1割にも上るという国民健康保険税の負担をしなければならないという状況で、それから、ほかにも、市県民税とか介護保険料とかの負担もかかってきますので、国保の課税限度額というのは本当にあまりにも負担が大きいと言えるのではないかと思います。

4回目として、今度は、軽減該当所得基準の件について伺いをしたいのですが、15ページ、2の軽減該当所得基準の緩和について伺いをいたします。今回の改定によって、2割軽減、5割軽減の所得基準の緩和が図られるということでありますけれども、それぞれに該当する世帯数の変化とその効果額について伺いをいたします。

P. 12 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 今回の改正により、2割軽減に該当する世帯は約80世帯増加し、軽減金額は約150万円増加します。5割軽減に該当する世帯については、世帯数は約160世帯の増加、軽減金額は約730万円の増加となります。

以上です。

P. 12 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 お答えをいただきました。今回の改定による軽減世帯数、軽減金額について伺いまして、軽減金額を世帯数で割ると、2割軽減世帯では平均約2万円の軽減の効果、5割軽減世帯では平均約4万5,000円の軽減効果ということになるというように思います。ということで確認をさせていただきました。

以上で質疑を終わります。

P. 12 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 12 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 12 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。初めに、豊田八千代議員。

〔豊田八千代議員登壇〕

P. 12 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 私は、ただいま上程されております議案第67号及び議案第68号、工事請負契約締結について討論いたします。賛否はいずれも反対であります。以下、理由を申し上げます。

今回の工事は、豊橋市の小中学校合わせて72校の体育館等冷暖房設備設置工事（基本及び実施設計・工事監理業務付）の事業であります。本来、公共事業は広く市民及び地域住民にとって必要な事業であります。また、今回の事業は特に近年の気候変動により夏の暑さが子どもたちにとっても厳しい状況であることから、この事業は歓迎すべきものであります。

しかしながら、この議案の内容については、多くの問題があると考えます。

1点目は、2議案にいずれも同じ共同企業体が落札、2点目は、議案第67号の金額の決定率が99.2%、議案第68号の決定率は99.3%であるということ。3点目は、様々な経緯はあるということですが、やはり随意契約、内容もほとんど一緒であります。また、事業予算は両企業合わせて69億4,100万円という多額の予算が示されております。

今、地域社会は先行き不透明の時代に向かい、経済は景気の先行きが危ぶまれております。市民は、日々の物価高騰にあえぎ、多くの人々は政府に消費税減税を強く求めています。このようなときにこそ、地域経済の活性化や雇用政策として公共事業は大変重要であると考えます。

しかし、今回提案されております事業の主はガスということでございます。いわゆるガス工事については様々な議論があると思いますが、公共事業の競争性を考えますと、電気などのエネルギー利用も検討すべきではないかと考えます。さらに、2議案で提案されております事業予算が約70億円という多額の予算を分割して、さらに他業者への仕事を配分する、そういうことも検討すべきだと指摘させていただきます。

現在の社会情勢の中で、愛知大学の先生方をはじめ、地域の市民団体の方々も参加されております、東三河くらしと自治研究所の調査資料「市民による東三河白書 2024」によりますと、2009年から2021年、12年間の主要な6業種の資料では、建設業者は約20%減とゆゆしき事態となっております。愛知県

の増減率14.6%減と比べても、東三河の落ち込みは深刻であります。地方自治体の公共事業は地元事業者の仕事と暮らしを守る役割の一端を担っていると考え、その視点からも今後の事業を進めるべきであります。私は、今回、示されております小中学校の体育館等の冷暖房設備設置工事業については必要と強く認識しておりますが、以上の視点により賛成しかねる議案として反対をいたします。

以上、討論といたします。

P.13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木みさ子議員。  
〔鈴木みさ子議員登壇〕

P.13 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 私は、日本共産党豊橋市議団を代表して、承認第2号豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、不承認の立場から討論を行います。

今回の専決処分による条例改正により、令和7年度の課税限度額は109万円に達します。夫婦2人子ども2人の世帯では、基礎課税額では、所得約828万円、夫婦合わせた給与収入約1,145万円で、また、後期高齢者支援金等課税額については、所得で約824万円、給与収入約1,140万円で、最高額に達するということでした。

物価高騰による市民生活への影響が長引く中で、収入の1割にも及ぶ国税の負担はあまりにも重過ぎます。また、国保の限度額超過世帯の割合は1.8%台ということも確認をさせていただきましたが、協会けんぽなどの被用者保険では、最高等級の割合が0.5%から1.5%と定められ、最高額に達する収入は2,000万円程度とし、等級も50段階まで細かく分けられ、しかも負担は労使折半となっています。被用者保険と比べ、その半分の収入で上限に達してしまい、収入1,000万円でも1億円でも109万円の負担で頭打ちとなる国保の不公平性は歴然としています。

低所得者対策としての保険税軽減は、愛知県国民健康保険運営方針においても、一般会計からの繰入れは可能とされております。一定以上の収入がある世帯の課税限度額を引き上げたことにより2,300万円の増収が見込まれるということでしたが、中間所得の世帯の負担抑制のために加入者の中でやりくりして穴埋めをする方法では、加入者が年々減少する中で、青天井に課税限度額の引上げが行われていくことになり、国保制度の破綻につながるおそれがあります。また、政令で定めるのは上限額であって、県内では、2023年度では24.1%の自治体が限度額未満に抑えております。豊橋市においても、限度額いっぱい引き上げるのではなく、一般会計からの繰入れや繰越金と財政調整基金の活用、さらには、県、国の補助金の増額を求めることで、国保加入者の負担を軽減、抑制を図っていただくよう強く求めるものです。

全国知事会や全国市長会も求めている1兆円規模の公費の投入を国が行うこと、国保にしかない均等割や世帯割の廃止など、この制度改革、これは国が行うことですが、これを求めていく必要もあり、加入者の負担を増大させ生活を圧迫し続ける課税限度額の引上げのみで対処していくということについては承認をいたしかねます。

以上、討論といたします。

P.13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による討論を終わりました。  
ほかに討論はありませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P.13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
これより採決に入ります。  
初めに、議案第67号及び議案第68号を一括起立により採決いたします。  
両案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

P.13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。  
したがって、両案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第69号から議案第71号までの以上3件を一括採決いたします。  
各案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P.14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。  
したがって、各案は、原案のとおり可決されました。  
次に、承認第1号を採決いたします。  
本件は、承認することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P.14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。  
したがって、本件は、承認することに決定いたしました。  
次に、承認第2号を起立により採決いたします。  
本件は、承認することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

P.14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。  
したがって、本件は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第10. 報告第11号専決処分の報告について（議決事項中変更について）から日程第12. 報告第13号専決処分の報告について（損害賠償の和解及び額の決定について）までの3件を一括議題といたします。  
直ちに報告を求めます。財務部長。

P. 14 山本誠二財務部長

◎山本誠二財務部長 それでは、報告第11号につきまして説明いたしますので、報告の5ページをお願いいたします。  
報告第11号専決処分の報告についてでございます。  
これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。  
専決処分の内容でございますが、令和6年度第4号議決をいただいております豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）橋梁下部工事につきまして、契約価格を1億5,618万1,300円から1億6,144万8,100円に変更したものでございます。  
6ページの参考資料に変更理由、主な変更内容等が記載してございますので、御参照いただきたいと思います。  
以上でございます。

P. 14 芳賀信明こども未来部長

◎芳賀信明こども未来部長 それでは、報告第12号について御説明いたしますので、報告の7ページをお願いいたします。  
報告第12号専決処分の報告についてです。  
名古屋地方裁判所に係属中の児童扶養手当返還金請求事件につきまして、相手方が本市に対し支払義務を認め、未払金を分割して支払うことで、令和7年4月24日付で、同地方裁判所において和解が成立したものでございます。  
以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

P. 14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 なお、報告第13号につきましては、既に報告書を配付してありますので報告を省略いたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
これをもちまして報告を終わります。

次に、日程第13. 東三河広域連合議会議員の選挙を行います。  
選挙の方法は、東三河広域連合議会議員の辞職に伴い4名を選出する投票により行います。  
議場の閉鎖を命じます。  
〔議場閉鎖〕

P. 14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまの出席議員数は36人であります。投票用紙を配付させます。  
〔投票用紙配付〕

P. 14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。  
〔投票箱点検〕

P. 14 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。  
点呼を命じます。議事課長。  
〔点呼、投票〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 投票漏れはありませんか。  
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。  
〔議場閉鎖解除〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に古池もも議員及び尾林伸治議員を指名いたします。したがって、両議員の立ち合いを願います。  
〔立会人、立会いの上開票〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	36票
有効投票	36票
無効投票	0票
有効投票中	
久保大司議員	9票
向坂秀之議員	9票
坂柳泰光議員	9票
菅谷 竜議員	8票
鈴木みさ子議員	1票

以上のとおりであります。

よって、久保大司議員、向坂秀之議員、坂柳泰光議員、菅谷 竜議員、以上の4名の議員が東三河広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、東三河広域連合議会議員に当選されました菅谷 竜議員、久保大司議員、向坂秀之議員、坂柳泰光議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

御起立願います。

〔当選議員起立、承諾〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上のとおりであります。

御着席ください。

この際、しばらく休憩いたします。

午前11時29分休憩

-----  
午前11時30分再開

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----  
日程第14. 議案会第12号議決の取消しを求める訴えに係る応訴の基本方針を議題といたします。

しばらくお待ちください。

提案者の方々は理事者側席へお移りください。

〔提案者、理事者側席に着く〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 提案者から提案理由の説明を求めます。山本賢太郎議員。

P. 15 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 それでは、提案理由の説明をいたします。

豊橋市議会は、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議についてに対して、令和7年1月29日に開催された臨時議会において、さきの議決のとおり決定と議決をされました。その後、愛知県府の裁定を経て、豊橋市長は、地方自治法第176条の規定により、本件議決の取消しを求めて名古屋地方裁判所に訴えを提起しました。

本件は、応訴の方針に関する議会の機関意思は議会の議決によって決すべきものとされている行政実例に基づいて、裁判に関する手続などの一切を議長に委任し、また、応訴するに当たっての方針は、さきの議決は議会の権限を越えたものでも違法なものでもないとの趣旨で主張及び立証をするというものであります。

提案理由の説明は以上であります。

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め以上で質疑を終わります。

しばらくお待ちください。

提案者の方々は自席へお移りください。

〔提案者、自席に着く〕

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論の通告がありますので発言を許します。  
初めに、鈴木みさ子議員。

P. 16 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 議案会第12号議決の取消しを求める訴えに係る応訴の基本方針について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論をいたします。  
本議案は、議案会第17号の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議についての議決に対し、豊橋市長が、その取消しを求め名古屋地方裁判所に提起した訴えに関し、その応訴に関する一切の権限を議会を代表する豊橋市議会議長に委任するもので、訴訟の遂行に当たって必要な手続であることは理解をいたしますが、私ども日本共産党豊橋市議団は17号の条例そのものには反対の立場です。よって、本件議決は議会の権限を越えたものでも違法なものでもないとの趣旨で主張及び立証するために議長に一切の権限を委任するという本議案には反対です。  
以上、討論といたします。

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による討論は終わりました。  
ほかに討論はありませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
〔発言する者あり〕

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 菅谷議員。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 16 本多洋之議員

◆本多洋之議員 認めるのかどうかも含めて議長の整理をお願いいたします。

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。  
午前11時37分休憩

午前11時46分再開

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
菅谷議員の討論は本人の申出により、討論を取り下げました。ほかに。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

P. 16 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 最初の菅谷議員の挙手の扱いがどういうことかということがありますが、それが討論であるということそのものも議場では発言をされておられません。きちんと会議規則に沿った対応を議長に求めるとともに、同時に菅谷議員がまだ討論するかどうかについての発言は一切されていない段階ですので、きちっと議事の進行を行うことを求めます。

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。各派代表者の方はお集まりください。  
午前11時47分休憩  
午前11時56分再開

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 会議を再開いたします。

先ほど通告外討論について、斎藤議員から議事進行がかかりましたので、改めて整理をした上で菅谷議員は発言をお願いいたします。菅谷議員。

P. 16 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 議案会第12号について討論をさせていただくことをお許しいただければと思います。よろしくをお願いします。

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 各派代表者の方は一度お集まりください。

-----  
暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

-----  
午前11時59分再開

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----  
菅谷議員の討論を許可します。菅谷議員。

P. 17 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 まずは発言のほうを認めていただきまして、ありがとうございます。

議決の取消しを求める訴えに係る応訴の基本方針、議案会第12号について、反対の立場で討論させていただきます。

豊橋市議会は議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議についてに対し、令和7年1月29日にさきの議決のとおり決定とした議決について、豊橋市長が地方自治法第176条第7項の規定により、本件議決の取消しを求めて、名古屋地方裁判所に提起した訴え（令和7年）行ウ第36号議決取消し請求事件に応訴するに当たり、本件議決は議会の権限を越えたものでも違法なものでないとの趣旨で主張及び立証するものとし、そのため、一切の権限を豊橋市議会議長に委任するということだった内容となっております。

様々な裁判の応訴するために議長に委任するということは一定理解いたしますが、やはり、私たちは本件議決は議会の権限を越えたものであると。そして、違法なものであると主張しておりましたので、この件について、反対の立場で討論させていただきました。ありがとうございました。

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案会第12号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-----  
この際、休憩いたします。

なお、1時から会議を再開いたします。

午後0時2分休憩

-----  
午後1時再開

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----  
次に、日程第15. 議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について及び日程第16. 議案会第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例についての両案を一括議題といたします。

しばらくお待ちください。

提案者の方々は理事者側席へお移りをお願いいたします。

〔提案者、理事者側席に着く〕

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 提案者から提案理由の説明を求めます。尾林伸治議員。

P. 17 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 それでは、議案会第13号の提案理由について述べさせていただきます。

本案を提出するのは、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票の実施に当たって、条例を定める必要があるからであります。

令和6年12月定例会の議論から、一つ目、契約解除によって、本市への請求の発生が予想される損失補償が不明瞭であり、また、そのことについての説

明もされてないこと、二つ目に契約解除が行われた後の代替案や、今後の対応が現時点で示される状況にないこと、そして、三つ目には情報提供について、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することが非常に困難であることを理由に上程された住民投票条例案は成立には至りませんでした。

その後、約5か月を経た現在においても、一般質問等を通して様々聞いてまいりましたが、この事業に関する新たな情報は出ておりません。

そうした中、市民からは住民投票の速やかな実施を今夏に予定されている参議院議員選挙と同日での検討をといった要望書が5月9日に議長に提出をされました。併せて多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営について、市民が正しく判断できるよう市当局に正確な情報の提供の要望もありました。

こうしたことから、一刻も早く方向性を見いだすための手段として、住民投票を実施するために、住民投票条例を提出するものであります。

以上であります。

#### P. 18 山口倫世議員

◆山口倫世議員 新しい豊橋の山口倫世です。新しい豊橋を代表して、議案会第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例、その提案理由を述べさせていただきます。

そもそも過去2回の市長選挙において、浅井市長は、場所は豊橋公園以外で、市民の総意を得た形だと主張し、長坂市長は契約解除を掲げて、それぞれ当選され、選挙結果においては、豊橋市民は少なくとも豊橋公園に新アリーナは要らないと示していると考えています。

しかしながら、浅井市長の下で豊橋公園における新アリーナ計画は進み、長坂市長誕生後の豊橋市政においては、公約を実行しようとする長坂市長と、推進派と言われる方々が多く占める市議会の間で、現在、この事業は膠着状態だと認識しています。

この状況で、会派、新しい豊橋は180日以内に実施をする住民投票条例案を提出させていただきます。

参議院選挙を除くということを主張させていただき、住民投票運動がこの参議院選挙期間中の17日に制限される可能性があるからです。

住民が住民投票運動を自由に行うことができ、住民が市当局や住民運動に取り組む住民たちなどからの情報を得る機会が保障され、事業の内容等を十分に理解し、また、住民同士が対話を深め、投票日を迎えることが住民の意思を反映させるあるべき住民投票の姿だと考えます。

これにより会派、新しい豊橋は議案会第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例を提出させていただきます。

以上です。

#### P. 18 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、及部克博議員。

#### P. 18 及部克博議員

◆及部克博議員 それでは、私から一問一答で議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例についてと、議案会第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について聞かせていただきますが、以降、ちょっと長いものですから、議案会第13号、第14号という形で区別をさせていただいて、聞かせていただきたいというように思いますので、お願いいたします。

まず、議案会第13号の公明党、自民党の方々にお聞かせいただきたいと思います。提案理由のほうと少し重複する部分もあるかもしれませんが、昨年の12月定例会で同様の住民投票条例を提案され、さらに取下げが行われたという事実があります。そのとき、取り下げられた理由が全て改善されていない状況だというように考えますが、この5月臨時会で住民投票条例を出した理由について確認をさせていただきたいというように思います。

#### P. 18 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えさせていただきます。

12月定例会のとき、先ほど提案理由の中でも少し申し上げましたけど、発生が予想される損失補償額が不明瞭であった点、こういったことについても続けて3月定例会の一般質問を通して市側の答弁から事業者との契約の中で公表することは現時点では難しいこと、また、代替案が出されていないことについて、3月定例会の一般質問を通して本市の答弁から、契約中であり、代替案を出すことが難しいということであったためであります。客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供することができていない点につきましては、本市に情報発信が足りない指摘をしてきたことから、議員有志で市民説明会を行ってまいりました。また、金額が不明であるとはいえ、損失補償が日に日に増えていくのではないかと不安感などから、住民の方々から早急に住民投票をやってほしいとの要望書が出てきたことに鑑み、今回、住民投票条例を提出いたしました。

以上です。

#### P. 19 及部克博議員

◆及部克博議員 はい、御答弁いただいて確認をさせていただきました。

それでは、次に議案会第13号、14号の中身について、私も確認をさせていただいたのですけれども、この中身の違いという部分では、住民投票の期日、第4条、この部分が違うというように認識しています。13号は参議院選と合わせた形で投票、第14号は公布日から180日以内に単独で投票するような形となっていると思います。

13号、14号、両提案議員の方に第4条の理由について、もう一度確認をさせていただきます。

#### P. 19 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えさせていただきます。端的に申し上げますと、投票率の向上と費用負担の削減、これが主な理由です。

以上です。

#### P. 19 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 はい、お答えさせていただきます。

まず、参議院選挙と同日でない理由としましては、参議院選挙と同日投票となりまして、公職選挙法第201条の6の規定によりまして、参議院選挙の選挙期間17日間において、住民投票運動が制限される可能性があるためであります。

投票日前の17日間ということにおいて、住民投票に係る運動が制限されますので、投票日間近のときに市民が情報を得る機会が制限されることを懸念してのことです。

となれば、いつ実施するかということになりますが、市及び市民の実情を鑑みまして10月、11月頃を想定し、180日以内としたものであります。以上です。

P. 19 及部克博議員

◆及部克博議員 はい、御答弁いただきまして、13号、14号ともに確認をさせていただくことができました。

ただ、これは当局のほうにお伺いをしたいのですが、今、13号のほうで費用面のお話が出ました。この参議院選挙とともに住民投票を実施した場合と、単独で住民投票条例を実施した場合に係る費用の差について、お聞かせ願いたいというように思います。お願いいたします。

P. 19 広地学総務部長

◎広地学総務部長 参議院議員の通常選挙と同時に住民投票を実施することによりまして、単独で住民投票をやる場合と比べますと、およそ4割程度の費用を軽減できるものと考えております。

以上です。

P. 19 及部克博議員

◆及部克博議員 はい、確認させていただきました。単独と差がつく場合は40%、約4割削減ができるという形を確認させていただきました。

それでは、三つ目といたしますか、続きまして、この13号、14号の提案議員の方々に、両提案議員の方にもう一度聞かせていただきたいのですが、13号、14号ともに17条、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならないとありますが、結果の尊重の考え方について伺わせてください。

P. 19 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 この17条の結果の尊重でございますが、市長も市議会も結果に従わなければならないと考えております。

以上です。

P. 19 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 事業継続の賛否を問う住民投票ということですから、その結果に従うということと認識しています。

つまり、賛成多数であれば事業継続を、反対多数であれば契約解除を行うものであります。

以上です。

P. 19 及部克博議員

◆及部克博議員 はい、お答えいただきました。議員側の考えは確認できましたので、それでは、当局、長坂市長のほうにお伺いをしたいと思っております。

市長は新聞報道でも答えておられたみたいですが、住民投票の条例が可決、実施されて、事業継続の賛成票がもし勝った場合、即座に建設の中止を撤回して、建設に取りかかるかどうかをお答えをください。

P. 19 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 はい、お答えさせていただきます。

まだこの議案が審議中でありまして、可決されるか、否決されるかも分からない前提ということでございますので、議案審議に影響のないと思われる範囲でお答えをさせていただきますと、この条例案が13号、または14号、いずれにしてもこの条例案が可決されて、住民投票が行われた場合、条例に書いてございますように、住民投票の結果を尊重するものと認識しております。

以上です。

P. 20 及部克博議員

◆及部克博議員 もう少しですね、ありがとうございます、御答弁いただいて。結果が出てないと、まだ提案中というところは理解はできるのですが、ここ、かなり重要な部分だと、私、認識しております。

議員側もはっきりと賛成なら賛成に、反対なら反対にしっかりと従うという形で答弁をしてくれておりますので、ぜひ、市長からも同様に明瞭といえますか、はっきりとここでお答えを願えたらなと。ちょっと重複するかもしれませんが、いま一度お答え願いたいというように思います。

P. 20 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 繰り返しになりますが、まず、この条例案可決されておらず、住民投票が行われるかどうか分からない現状であって、かつ、住民投票が行われてないことでございますので、賛成が多いのか、反対が多いのか、すごく低い可能性ではありますが、当然同数という可能性だってゼロではないということでございます。いずれにしましても、こちらの条例案に記載のあるように条文のとおり住民投票の条例案が可決された場合は、住民投票の結果を尊重する。ただ、1点加えるとすれば、先ほど提案者からこの住民投票の結果の尊重の仕方について、提案者のこの条文に込めた意味、解釈ということがございましたので、そういう点も踏まえた上でこの住民投票の結果を尊重するという事になるかと思っております。

以上です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 20 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

P. 20 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいま市長の答弁は明確に答えてないと思いますので、議長として整理をお願いいたします。

P. 20 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいま本多議員からの議事進行で明確な答弁を求める声がありました。市長はそれを鑑みて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

市長。

P. 20 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 繰り返しになりますが、条文のとおり住民投票の結果を尊重するというごさいです。  
以上です。

P. 20 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 及部議員。

P. 20 及部克博議員

◆及部克博議員 非常にちょっと残念な御回答かなというように思います。本来はここで明瞭に従うよと言っていただけると、すごく気持ちのいい質疑になったのですが、非常に残念だなというように思います。まだほかにも質疑をされる方がおられると思いますので、私の質疑は終わります。

P. 20 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、小林憲生議員。

P. 20 小林憲生議員

◆小林憲生議員 それでは、私からも通告に従いまして、議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について、議案会第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、お伺いをさせていただきます。

私も度々申し上げると長くなりますので、議案会第13号、議案会第14号という形で区別をして質疑をさせていただきます。

提案者の方におかれましては、どなたがお答えになっていただいても構いません。

まず、議案会14号のほうで伺っていききたいのですが、第4条、期日の話、先ほどの質疑でもありましたが、180日以内という記載があります。先ほど提案理由を述べられているときには参議院選挙を避けてという趣旨だとおっしゃっておられたと思うのですが、180日以内だけの記載だと、参議院選挙時に開催される可能性もあると思うとか、できる規定になっていると思うのですが、これ、趣旨からすると、例えば、150日以上、180日以内とか、そういう記載のほうで提案の趣旨に沿っている、適正だったと思うのですが、その辺りの御認識についてお伺いをさせていただきます。

P. 20 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。諸井議員。

P. 20 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 おっしゃるとおり180日以内ということは、当然に参議院選挙も含まれるものと認識しております。

実施日について、我々としては具体的には期日いっぱいの11月頃を想定しての提案であります。それは参議院選挙と同日投開票となれば、公職選挙法第201条の6の規定によって、住民投票運動が制限される可能性があることを懸念してのものであります。ですが、投票日の設定については、最終的には市長判断になるかと思われますので、選択の幅を広げたものであります。

以上です。

P. 21 小林憲生議員

◆小林憲生議員 お答えをいただきました。

今の御答弁からすると、思いとしては投票運動に関して直前までできたほうがいいよねということで、思いはあるけど、最終的には市長が決めることだということで、では、こちらの条例が仮に可決された場合、市長が180日以内だけ、参議院選挙でやるんだといった場合は、それを認めるということでしょうか。

P. 21 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 はい、そのとおりでございます。

以上です。

P. 21 小林憲生議員

◆小林憲生議員 はい、確認をさせていただきました。

僕も趣旨は理解するところではあるのですが、どちらを優先されるかという話で、個人的には市長の権限よりかは思いを優先されたほうがよかったのかなというように思いました。この件については確認をさせていただく程度にとどめさせていただきます。

続いて、議案会13号と14号、同時に伺っていきたくと思いますが、第14条について、情報の提供という部分でございますが、こちらはどちらの条文にも必要な情報を公平かつ公正に提供しなければならないと、強い記載といいますか、なっていると思います。それぞれ提案議員の方に確認をさせていただきたいのですが、必要な情報を公平かつ公正に提供とは、具体的にどういう情報をどのように提供されることを望まれているか確認をさせてください。

P. 21 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 情報提供についてございました。必要な情報につきましては、これまでも市に対し、情報が足りない指摘をしてきた経緯を踏まえ、今まで本市が提出してきました多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業についての情報が示されることであり、12月定例会での星野議員の答弁にもありました、きちんとしたエビデンスに基づいた情報を分かりやすく提供していただくことと理解しております。

以上です。

P. 21 山口倫世議員

◆山口倫世議員 公平、公正な情報を出すのが難しいというのが12月26日に推進派と呼ばれる皆さんが住民投票条例案を撤回した一つの理由でした。推進派、反対派と呼ばれる私たち議員、両派についてはそれぞれの立場で情報発信することと思います。

市からの公平、公正な情報発信は、臆測、期待等の不確定要素を含まず、事実のみを公表されるのがよいと思います。

具体的にもう少しお話しさせていただきます。

浅井市政では市当局はもちろん推進する立場だったわけで、市当局はこれまで情報発信してきた基本計画等も推進の立場から出てきたものだとして認識しています。

ここで重要になってくるのが、この事業計画が始まってから市民の代表として議論の場にいた市議会議員の皆さんの委員会や本議会での質疑、質問だと考えます。議事録に残っている市議会議員の皆さんの全ての質問や、懸念、指摘事項を議事録を精査していただき、市当局の答弁も併せて市民に提示することで市ができる一定の公平、公正な情報発信になるのではないかと考えます。

そして、後でそれが容易に見返すことができるものとして、広報紙を独自に作っていただきまして、それを全戸配布というものを考えています。そして、広報紙は市がまず提案していただいた後、推進派の議員、反対派の議員、それぞれが集って、一定の話合い、議論をするというのがいいのではないかと考えています。

また、大切なことはそれを携えて市当局が各中学校区、できれば小学校区ですけれども、そこを回っていただいて、市民にこれらの事実を説明し、その上で市民の質問に答える時間を十分に取ることです。契約解除の守秘義務に当たり答えられないのであれば、そのように言ってもらって、どこが守秘義務に当たって回答できないのか市民に誠実に説明することだと思います。なので、説明会の開催ということもどのようにとったことの一つになります。

以上となります。

P.21 小林憲生議員

◆小林憲生議員 それぞれ確認をさせていただきました。1点だけちょっと今答弁の中で気になったことがありまして、念のため確認をさせていただきたいのですが、今、山口議員、お答えいただいたのですが、先ほどの御答弁の趣旨だと、今、市がインターネット上で公開をされている例えば基本計画だったりとか、実施方針だったりとか、あるいは提案概要とかも含まれると思うのですが、その辺りの資料は公平というか、中立な資料ではないという御認識をお持ちということによろしいでしょうか。

P.22 山口倫世議員

◆山口倫世議員 もちろんそれは市が持ち得る情報の一つであるとは認識していますけれども、市が推進をしていく立場であったということから、公平、公正なものというよりは、事実として捉えて発信してもらおうということのほうという認識です。

P.22 小林憲生議員

◆小林憲生議員 はい、御認識を確認させていただきました。

では、この件、当局の方にも御確認をさせていただきたいのですが、市として、先ほど言ったような基本計画、実施方針だったりとか、公開されている資料は、推進派に偏った中立ではない資料であるという認識か確認をさせていただきます。

P.22 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 中立かどうかというところはさておき、当然、この事業を推進するという前提で策定された計画等であると認識しております。以上です。

P.22 小林憲生議員

◆小林憲生議員 ちょっと御明確な答弁をいただけなかったと思うので、再度確認したいのですが、では、推進側に寄った資料だという認識でよろしかったでしょうか。

P.22 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 繰り返しになりますが、推進するという前提で策定された基本計画などの資料だというように認識しております。以上です。

P.22 小林憲生議員

◆小林憲生議員 では、その資料は中立ではないということによろしいでしょうか。

P.22 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 まず、ちょっと中立という言葉が条例のところにも定義されてないということもありますが、繰り返しになりますが、中立かどうかの評価は難しいと考えております。以上です。

P.22 小林憲生議員

◆小林憲生議員 では、先ほど長坂市長は基本計画だったり実施方針は、中立かどうかお答えはできないということでしたので、公平、公正な資料であるか確認をさせていただきます。

P.22 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 条文にありますので、公平、公正という言葉は一応辞書的な意味も確認をしてきました。公平というものが広辞苑によりますと、偏らなくこひいきのないことと、公正というものが①公平で邪曲のないこと、②明白で正しいことという意味でございます。そういう意味において、そのような過去に豊橋市が出している基本計画など、そのような計画を確かに出したという事実においては、それは確たる事実であり、公正な情報であると認識しております。以上です。

P.22 小林憲生議員

◆小林憲生議員 はい、お答えをいただきまして、確たる事実であると御答弁をいただいたものと考えます。

では、この住民投票条例が制定をされて、住民投票をやるということになった場合なのですが、どちらのタイトルも継続の賛否を問う住民投票条例となっております。この事業が続けていいものか、続けてよくないものかを住民の皆さんに問う住民投票条例だと私は思っています。じゃあ、続けるか続

けないかの事業の内容を市民に知ってもらって、可能な限りその事業について理解をされた上で、住民の皆さんが投票を御自身で賛否を判断して投票することが私は重要だと思いますが、市長が同じようにそういった観点に対して重要だと思っているか確認をさせてください。

P. 22 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 市民の方が事業の内容を深く理解をして投票をされるということは望ましいとは考えます。しかしながら、条例の第2条の第2項において、これは13号も14号も同じ条文だと認識しておりますが、住民投票は住民の自由な意思が反映されるものでなければならないというように書いておりますので、それぞれの住民の方がどのような情報を取捨選択して、あるいは触れて投票をされるかということも含めて、これは自由な意思ということだというように認識しております。

以上です。

P. 23 小林憲生議員

◆小林憲生議員 はい、お答えをいただきました。

ちょっと私の認識ですと、自由な意思はもちろん大事だと思うのですが、先ほど長坂市長が申し上げた、もう本当に確たる事実、例えば事業内容、これ、まさしく確たる事実だと思うのですが、この事業はどういうことをやるのだよということ住民の皆さんが知って理解をした上で、じゃあ私は賛成、私は反対、これが自由な意思の反映という意味だと私は思っているのですが、今の御答弁だと、どういった情報を取るかも自由な意思なので、例えば、先ほども言ったような基本計画や実施方針などを公開されている資料を、こういうのがありますよとか、こういうのを基に説明しますよということすら住民の自由な意思に介入すると長坂市長がお思いなのか確認をさせてください。

P. 23 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 どのような情報に触れるか、そのような取捨選択も含めて、住民お一人お一人の自由な意思に基づくものだというように認識しております。

以上です。

P. 23 小林憲生議員

◆小林憲生議員 では、聞き方を変えさせていただきます。

どのような情報を取るかはSNSにたけた方だったりとか、そういったインターネットに強い方だったりとか、そういった方もいますので、どのような情報を取るかに関しては確かに住民の自由な意思というか、住民の皆さんの御判断だと思いますが、少なくとも市としては確たる事実に基づいた、もうまさしく事業内容という、今回、提案内容とかがそれに当たると思うのですが、そういったものを広く開示をする、市が開示をしていくというのは、それを取るか取らないかは置いて、開示をして、なるべく市民の皆さんに知ってもらおうと努力をするということは、今回、住民投票を行われるとしたら、非常に大事な視点だと思うのですが、長坂市長にそういった考えがあるか伺いをさせてください。

P. 23 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 既に公表、公開をしている情報もありますし、開示ができるかどうか分からない情報もありますという前提の上でございまして、今、小林議員のおっしゃったことというのは、条例案の第14条、第13号と第14号で少し違うわけでございますけれども、必要な情報というところに当たるといえるように思っております。既に多くのものは、豊橋市のホームページなどで公開できるものは公開されているというように認識しております。

以上です。

P. 23 小林憲生議員

◆小林憲生議員 お答えをいただきまして、長坂市長も既に公開はされているけど、そういったものは重要であるという御認識で、そこは一緒だったので安心をしました。

では、今、公開されているものはみたいな御答弁があったのですが、提案内容、事業者の方が今回の事業はこういうようにやっていくよという提案内容、これも私、確たる事実だと思っているのですが、これは今、事業者のノウハウに関わるところもあるので、公開されているのは提案の概要だということに認識しております。また、中身を聞いても恐らく秘密保持契約というものがあると思いますので、事業者の了解なく公開、市がするというのは難しいということは私も理解をしています。その上で伺いをしますが、市長に、市長というか、豊橋市による今回、条例が可決された場合の市民への情報提供について、今、事業者の方から提案をされている提案内容、この確たる事実を知ってもらうために事業者に対して、市側からさらに情報開示をしていくように働きかける必要がある。その上で事業者がいいよと言った範囲は公開をしていく必要があると考えますが、その考えがあるか市長に御認識を伺います。

P. 23 山口雅己文化・スポーツ部長

◎山口雅己文化・スポーツ部長 事業者から提出された事業提案書の内容を住民投票の実施を目的として開示できるかどうかにつきましては、特定事業契約書に秘密保持義務の条項もありますので、本条例案が可決された際には、その可否について慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

P. 23 小林憲生議員

◆小林憲生議員 今、お答えをいただきましたが、おっしゃるとおり、特定事業契約書に秘密保持義務の条項があるというのは私も理解しております。ですが、今聞いた提案内容というのは、事業者が市に一方的に提供している情報であると認識しております。提案内容の中身に市が介入する余地はないと私は認識しております。その上で、その可否については慎重に検討してまいりたいと言っておりましたが、慎重にどこを開示していくか検討するのは事業者のほうであって、市に検討する余地はないと考えます。その上で事業者の方になるべく開示してください、お願いしますというアクションを起こすこと自体に検討する余地はないと思うのですが、もう一度、市長に確認をさせてください。

P. 24 山口雅己文化・スポーツ部長

◎山口雅己文化・スポーツ部長 繰り返しになりますが、秘密保持義務の条項がありますので、可決された際にはその可否について慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 小林議員の質疑に対して、今、具体性を伴っていないと議長として認識しますので、答弁について、また、市長に求めておりますので、市長からの答弁も併せてお答えいただきたいと思います。  
市長。

P. 24 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 特定事業契約ということは、まずもって住民投票は想定されていないものだというように認識しております。また、当然、住民投票を目的として開示することということ自体も当然想定はされておらないですと。開示を事業者に求めること自体がそもそも機密保持義務に当たる可能性もあることですので、その点はやはり慎重に検討した上で、要するに働きかけてよいものなのかどうかということを慎重に検討する必要があると思っております。  
以上です。

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 市長におかれましては、小林議員の質疑の趣旨と若干異なるようなところがあると思っておりますので、もう一度整理してお答えいただきたいと思うわけですが、事業者のほうが開示してもいいという場合に関して、もしくはそういったものを引き出すというようなことに対して能動的に働きかけるかどうかというような質疑であったと私は認識しております。踏まえて答弁をお願いいたします。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 斎藤議員、議事進行の理由を述べてください。

P. 24 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 質疑の中身について、さらに深めて質疑をしたいというのは、質疑をされている方の判断で行われるべきことであって、議長がそのことについて突っ込んで話をするというのは、議長の議事整理権を越えた事柄になり得ると思っておりますので、整理していただきたいと思っております。小林議員がやはり繰り返し聞くということはもちろん当然権利もありますし、やっていただいて結構だと思いますが、議長がそこに中身に踏み込んでいくことは整理を越えていると考えますが、整理をお願いします。

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。  
午後1時41分休憩

午後1時43分再開

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

斎藤議員の議事進行も踏まえまして、会議を再開したいと思います。  
小林憲生議員。

P. 24 小林憲生議員

◆小林憲生議員 ちょっとなかなか私の日本語が下手なせいか、明快な御答弁をいただけないので、端的に伺います。  
住民投票条例が可決された場合、確たる事実、この事業は何をやっていく事業なのかということ住民の皆様が理解をなるべくしていただいた上で賛否を決めることが重要だと考えます。  
この事業内容、この事業は何をやっていくんだという確たる事実というのはまさしく事業者の方が提案をされてきた提案内容だと考えております。  
特定事業契約の中で秘密保持義務の契約があり、市側から勝手にそれを公開していくというのは難しいということは理解しておりますので、なるべく住民の皆様がこの事業内容の確たる事実を理解していただいた上で投票をどうするかということを決めてもらうために、市から事業者に対して、なるべく公開をしたほうが望ましいので、可能な限り公開をさせてほしいのですが、検討いただけないでしょうかと働きかける意思が長坂市長にあるのかどうか、イエスかノーでお答えください。

P. 25 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 お答えさせていただきます。  
意思はあります。ただ、できるかどうかは分かりません。  
以上です。

P. 25 小林憲生議員

◆小林憲生議員 意思があるということを確認させていただきましたので、ぜひやっていただきたい。ここは強く申し上げさせていただきます。  
では、ちょっと角度を変えて質疑をまたしていきたいのですが、逆に事業者のほうから、ここまではノウハウ、公開しても問題ないノウハウだから、公開させてくれというような申出があった場合、市に断る理由はないと私は認識してるのですが、その場合は事業者が公開できる範囲で自由に公開してくださいというような流れになるかと思うのですが、その認識でよろしいか確認をさせていただきます。

P. 25 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 市長。

P. 25 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 今の質疑は事業者による情報発信という前提でお答えをさせていただきます。

条文の第15条には住民投票に関する投票運動は自由とするということが記載があります。これはもちろん事業者にも該当するものであると認識しております。もちろん各種法令であったり、条例であったり、あるいは今回の特定事業契約を含めた契約等々に抵触するものというのは当然、自由というところから除外されていくべきものだというように考えておりますが、事業者側から提案書ですかね、入札契約前に頂いた契約書を開示したいということについて、恐らく市関係の個人情報とか、そういうようなものというのではないように認識しておりますので、子細の確認のする必要はあろうかと思っておりますが、おおむね市として非開示を求める理由はないように認識しております。

ただ、事業者側で公開されるということであれば、非開示箇所と開示箇所があると、事業者の意思によって非開示箇所と開示箇所があるということ自体が気になる部分はあります。ただ、それも含めて事業者の事業者による住民投票に関する投票運動の一環だということになれば自由ということになるわけでございますけれども、できることであれば、開示するのであれば、それは全てということは望ましいのではないかとしようには認識しております。

以上です。

P. 25 小林憲生議員

◆小林憲生議員 はい、お答えをいただきまして、長坂市長の情報公開に対する姿勢というのは、私も請求を何度かしております、非常にすばらしいなと、さすがだなと思っております、その長坂市長にふさわしい答弁だったかなと思いましたので、ぜひ、市からも働きかけていただきたいですし、事業者からあった場合はいいですよと、今そういう御答弁だと思いますので、御答弁のとおりにしていただけることを期待したいと思います。

続いて、同じく情報の提供の中からまた伺っていききたいのですが、先ほど議案会第14号のほうの提案の理由の中にも含まれていたと思うのですが、住民の皆様が市から情報を提供される機会が保障されるべきでないかというような趣旨の発言があったと思っております。私も同様に思っております、例えば、市主催のこの事業に対する説明会、確たる事実、公正、公平、中立という観点を持って確たる事実に基づいて、説明会的なことをやっていくというのは非常に必要だと思いますし、また、市民の説明会を私たちもやりましたけど、そのときにも要望というか、市からきちんと説明してほしいというような声がありました。

そこで、まず、提案議員の方々に伺いたいのですが、いろんな方法で中立、公正に情報提供をしなければならない、という条文になっていると思っておりますが、その中で説明会、市からの中立、公正な説明会、私はあったほうが良いと思っておりますが、提案議員の方々の思いを確認させてください。

P. 25 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 3月、1か月かけて説明会をしてきた立場といたしましては、もちろん市当局のほうでやっていただけるにこしたことはないと思っております。

以上です。

P. 25 山口倫世議員

◆山口倫世議員 それは、本来、浅井市長、浅井市政下で行われるべきものであったと思えますし、そのときに議員の皆さんがもっと追及すべきことでもあったと思えます。今回に当たっても市の当局の皆さんが市民のところに足を運んで説明会をしていただくというのは必要なことだと認識しています。

P. 25 小林憲生議員

◆小林憲生議員 今、それぞれ提案議員の方の気持ち、思いを確認をさせていただきました。

昨日の中日新聞さんだったと思うのですが、記事に長坂市長のインタビューが載っております、その中の質問で、その中には市民の皆様へ説明してほしいという声があり、もう一度説明すべきではないかという趣旨の質問がされておりました。それに対して長坂市長の回答は、記事を引用させていただくと、それは多分計画を進めたい人の声だと始まりまして、計画を進めたい人の声だという前置きがあった上で、それまでしっかりと説明してきたつもりなので、やらないといったような感じで質問が続いていると認識しております。今、提案議員の方々、いわゆる推進派、反対派と言われている方、特に新しい豊橋さんのほうは長坂市長が当時議員のときに会派が結成されて、アリーナ反対の方々が集まった会派だというような趣旨の発言を聞いたことがあります。アリーナ反対派の市民の代表の新しい豊橋さんからも説明会をやるべきだという旨の今答弁があったと思えます。そこで当局に確認をさせていただきたいのですが、新聞報道のように推進派、賛成派だけではなく、反対派の市民の代表の方からも説明会をやるべきだというような趣旨の答弁があったと思えますが、この住民投票条例が可決された場合、市主催の説明会をやるつもりがあるか確認をさせてください。

P. 26 山口雅己文化・スポーツ部長

◎山口雅己文化・スポーツ部長 賛成、反対、それぞれの立場の方がいらっしゃる中、説明会を市が主催となって公平かつ公正に開催することは非常に困難であると認識しております。

以上です。

P. 26 小林憲生議員

◆小林憲生議員 お答えをいただきましたが、確たる事実に基づいて、この事業はこういう事業ですよという説明をすることが何でできないのかが理解できませんので、もう一度詳細な答弁をお願いします。

P. 26 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 先ほど基本計画の答弁の中で、基本計画自体が推進する前提でつくられたものだというような答弁をさせていただきました。それと裏表のような関係で、今の豊橋市政というのは、そもそもがアリーナの中止、契約解除に向かって進んでいる状態でありまして。そういう前提の市政において、説明会をする。当然、質問が来れば、そこに一定、その場で答えなければならない確たる事実以上のもの、認識とか見解とか、そういうのも生まれてくるであろうというようにも認識しております。そういう状態、そもそもだから、私がアリーナ契約解除に向けて進んでいるということも含めて色がついている状態だということに認識しております。そういう前提において、市が主催で公平、公正な説明会を実施するという事は困難であると認識しております。

以上です。

P. 26 小林憲生議員

◆小林憲生議員 お答えをいただきましたが、先ほど、長坂市長は確たる事実に基づいてというような趣旨の答弁を何度かされておまして、この事業、何をやるんだ、何をやっていく事業なんだということは、私は確たる事実であり、住民の皆様が継続するかどうか賛否を考える上で非常に重要なファクターだと思っております、仮に説明会を開いた上で、何か色がある質問があった場合は、それは今回の説明会の趣旨とは異なるのでお答えできませんと答弁をすれば。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

P. 26 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時59分再開

P. 26 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者において、体調不良者が発生しましたので、2時30分まで休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時30分再開

P. 26 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 会議を再開いたします。

では、質疑を求めます。小林議員。

P. 26 小林憲生議員

◆小林憲生議員 それでは、質疑を継続させていただきます。

説明会について伺っております。先ほど提案議員の皆様のお考えも確認をさせていただきましたが、どちらの議案の提案議員の方も説明会は開催をしていくべきだ、その思いは同じだったと思っております。

また、私どもが行った説明会であったり、私が地元、地域を回って皆様のお声をいただく中で、やはり、市の説明が欲しいと、行ってほしいという声がありました。今回、条例が制定された場合は、市は情報の提供をしなければならないという規定になっておまして、条文の趣旨からすると、やはり、市が必要な情報を中立で公正、公平な確たる事実の情報の提供、これはしなければならないことだと思っておりますし、その流れ、趣旨で説明会、市が主催の確たる事実に基づいた中立で公平で公正な説明会をやっていくべきだと認識しております。

その上で長坂市長に、市民に説明会を行って、市民の皆様が確たる事実に基づいた情報を提供していくお考えがあるか再度確認をさせていただきます。

P. 27 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 まず、一番最後の後半のところ、確たる事実に基づいた情報提供というところは条文に書いてございますので、確たる事実というところを踏まえて、必要な情報を、公平かつ公正に提供というところはもちろん市長の責務というふうになると思います。

先ほど、答弁させていただいたように、今の豊橋市政というのは契約解除に向かって進んでいるということにおいて、この公平かつ公正にというところ、この公平かつ公正にというところ、この第14条に基づかない、一定の厳格な公平、公正さの確保が難しいですよという意味において、第14条に基づかない形で説明会が必要だということであれば、そのやり方とか、手法とか、それが条文上、許容されるのであればということを含めて、説明会の開催について検討の余地はあろうと認識しております。

以上です。

P. 27 小林憲生議員

◆小林憲生議員 条例に基づかない説明会、第14条の条文に基づかない説明会を開催していく、検討をしていく余地はあるというような趣旨の御答弁だったと思いますが、求められているのは中立で、公平で公正な情報の提供でありまして、仮にどちらかに偏った情報、説明会を行った場合は条例違反になるのかなど私は認識しておりますので、基づかない説明会を市が行うのはどうかと思うところではあります、長坂市長が今御答弁されたように、完全に色を消してというのは難しいという趣旨の答弁は、一定、私も理解させていただきますので、その上で、では、最後この件に関して確認をしていきたいのですが、長坂市長が考える中立で、公平で公正な市が提供できる情報とは具体的に何が確認をさせていただきます。

P. 27 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 中立というところはちょっと条文に書いてないので、公平かつ公正というところで申しますと、既に市が公開している基本計画であったりとか、事業提案概要ですね、昨年の8月に公開されたものであったりとか、既にこれ、提供しているという認識でございますけれども、そういうような情報になってくようかと認識しております。

あと、先ほど答弁させていただいたように、提案内容の全体ですね、これはもちろん事業者の開示、非開示というところもありますので、できるかどうかというところは分かりませんがということにはなろうかと思います。

以上です。

P. 27 小林憲生議員

◆小林憲生議員 確認させていただきます、私も基本計画や事業提案概要、また、あるいは今後、市が事業者にも可能なら求めていただけたらと思うのですが、さらに事業提案概要以上の提案内容が開示された場合は、それは今御答弁、長坂市長がおっしゃったとおり、公平で公正な情報だと思っております、それに基づいて、その事業の内容を説明をする、答えられない質問が来た場合は、その件についてはお答えできませんと答えればいいのかと思いま

すので、そういった内容の説明会を開催、市が主催で開催をしていただくこと、あるいはそこに例えば事業者の方を呼んだりしてもいいのかなと個人的には思いますが、そういった説明会を市が主催で開催していただくことを強く要望して、この件については終わります。

続いて、先ほど及部議員も質疑されていましたが、結果の尊重、第17条だと思いますが、ここをちょっと伺っていききたいと思います。

先ほど来、長坂市長は住民投票の結果を尊重する、結果を尊重すると答弁をされておりますが、長坂市長が考える結果を尊重するとは具体的にどういった対応をするのかお答えください。

#### P. 27 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 先ほど、これ、議案会第13号、第14号とも一緒に、ちょっとごめんなさい、完全一致かどうかはさておき、完全一致に近い形で同じ条文だと認識しておりますので、双方まとめてという形でお答えさせていただきますと、先ほど条例提案者の意向、この第17条、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。というところの意図ということに関しては、これ、住民投票の結果に従うという御答弁がありまして、そういうことも踏まえて、この議論を踏まえ、この市議会での議論も踏まえた上で、この条文に書いてあるように住民投票の結果を尊重するということに認識しております。

以上です。

#### P. 28 小林憲生議員

◆小林憲生議員 及部議員のときの答弁とあまり変わらなかったかなと思いますが、では、ちょっと角度を変えて、住民投票の結果を尊重すると長坂市長は、先ほど来、答弁をされておりますが、3月の予算特別委員会で、議会から組替え動議というものを出して、長坂市長は多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関する予算を今年度計上されました。そのときの答弁では、仮に住民投票が行われることがあれば、その結果を尊重して対応をしていくことになるということで計上させていただいたという旨の答弁をされております。仮に住民投票が行われて、推進側が多かった場合、この予算は結果を尊重して執行されていくのか確認をさせていただきます。

#### P. 28 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 まだ、これ、住民投票条例は可決されておらず、第13号においても第14号においても住民投票が行われるかどうか分からない、かつ、結果がどちらになるのか、完全同数という可能性も少ないですけども、どちらになるか分からないという前提で言えば、事業の継続を推進することに賛成が多数ということであれば、先ほど質疑があったように、組替え動議によってなされた予算案に限らず、予算執行ということをしていくということも尊重には含まれると考えておりますし、反対が多数ということであれば、それを尊重して中止なり、契約解除を行っていくということが尊重ということであるということに認識しております。

以上です。

#### P. 28 小林憲生議員

◆小林憲生議員 はい、お答えをいただきました。

この件も、では、最後確認をさせていただきますが、先ほど引用させていただいた5月14日の中日新聞さんの記事、長坂市長のインタビューが載っております。その中で住民投票に関する質問もされておりまして、住民投票の結果をどう扱うか、賛成が反対を上回れば、自身が当選した市長選の結果とのねじれに葛藤が生まれるかという質問に対して、基本的には市民の考えを市政に反映させるのが私たちの仕事だと。住民投票が仮に行われたら、結果を尊重する考えは変わらないし、市民が住民投票で市長選挙の、長坂市長が言う選挙の結果と違う選択を示せば、その選択に基づいて市政運営をしていくことに何の葛藤もないとお答えがあります。住民投票、また、これも仮の質問になってしまうかもしれませんが、行われた場合、そして、推進側が多数を占めた場合、長坂市長は、今は契約解除に向けた協議を行っている、契約解除という方針だと思いますが、住民投票で選挙の結果とは違う選択を市民が示した場合は何の葛藤もなく推進のほうにかじを切っていただけたらと思っておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

#### P. 28 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 どのような結果であってもその結果を、どのような結果というのは住民投票の結果ですね、住民投票の結果にかかわらず、住民投票の結果を尊重した市政運営をしていくということに関して、どのような結果であっても葛藤はないというように思っております。

ただ、気持ちの問題でございますので、今、葛藤がないつもりではございますけれども、そのときに何らかの心の動きというのは出るかもしれませんが、それはあくまで思想信条の自由の範囲内に置いておいて、それはありつつも住民の選択を市政運営にしっかりと反映させる市政運営を行っていく所存でございます。

以上です。

#### P. 28 小林憲生議員

◆小林憲生議員 お答えをいただきまして、そのとおりかなと思うところもありますので、自分たちのまちを自分たちで決める、それが住民投票がそうかと言われると、またいろんな意見があるかと思いますが、長坂市長も掲げておられましたので、結果の尊重、どっちに転んでもしっかりと結果の尊重をして、市政運営、取り組んでいただきたいと思っております。この件については、これで終わります。

続いて、ちょっとまた確認をさせていただきます。議案会第13号のほうで確認をしていきたいのですが、第15条の第3項に、投票運動のところなのですが、第1項の投票運動（投票資格者によるインターネット等を利用する方法、これ、公職選挙法だと思うのですが、同法第142条の第3項に規定するインターネット等を利用する方法をいう。）と記載があります。参議院選挙中は基本的には住民投票に関する住民運動はしてはいけませんよ。ただ、SNSだったり、ホームページだったり、例えば動画サイトの投稿だったりとか、そういったことを行っていくのは、これ、公選法上も問題ないので、いいですよ、でも、例えば、個人的に電子メールを使って投票依頼を送ったりというのは許されていないという公職選挙法上の規定だと認識しておりますが、提案議員の皆様には確認ですが、その認識、その理解でよろしかったでしょうか。

#### P. 29 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 今、小林議員がおっしゃられた理解と認識で構わないです。

以上です。

#### P. 29 小林憲生議員

◆小林憲生議員 確認させていただきまして、この件、当局にも念のため確認をさせていただきたいのですが、この条文の書き方で、今の私の認識、そして、提案議員の方の認識、SNS、動画投稿、ホームページだったりはいいけど、個人的に電子メールで送って投票依頼をするとか、いわゆる公職選挙法に抵触するようなネットの選挙活動、投票運動ですけど、してはいけないという条文にきちんと組立てができていないか確認をさせてください。

#### P. 29 広地学総務部長

◎広地学総務部長 まず、議案会第13号の条例案を見ますと、第1項で住民投票は自由というように規定をしております。この前提がございまして、その上で第3項にインターネット等を利用する方法による投票運動は参議院議員の通常選挙の公示後、投票日までの期間中であってもという文がありますけれども、そうなりますと、第3号に規定されているインターネット等を利用する方法による投票運動は、参議院議員の通常選挙の公示後、投票日までの期間中であっても、第1項で自由というように書いてございますので、政党、個人などに関係なく、他法令等に抵触しない範囲であれば、自由にできるというように解されるというように思います。

一方で、参議院議員通常選挙は公職選挙法でインターネット等の利用する方法についての規定がございまして、そこでは選挙運動は認められておりますけれども、政党や個人といった利用の主体によって認められる範囲、選挙運動、政治活動の内容が変わってきます。具体的には先ほど小林議員がおっしゃった内容かなと思います。

したがって、住民投票運動と参議院議員通常選挙の運動、若干ずれがございまして、住民投票運動に合わせて、単独でやる場合はいいと思うのですが、住民投票運動のみをインターネットで配信する場合は自由にやれますけれども、住民投票運動に合わせて参議院議員通常選挙の選挙運動をインターネット等を利用して行う場合には、場合によっては参議院議員のほうの公職選挙法に抵触する可能性がございまして、一定、注意は必要かなというように認識をしております。

以上です。

#### P. 29 小林憲生議員

◆小林憲生議員 確認をさせていただきました。

おおむねというか、すごく詳細にお答えをいただきありがとうございます。この法律、すごく難しい条文がいろいろありまして、私もなかなか一生懸命読まないとしっかり理解できない部分もありますが、こういった、もし仮にこちらの議案が可決された場合は、その辺、こういうことをやっていいですよ、やっちゃいけないですよみたいな周知も一定必要なかなとは思っていますので、選挙のときに毎回出てきたりはしますが、その辺り、しっかりと市民の皆様にもして、条例に違反しない範囲での住民投票運動、法律に違反しない範囲での運動をしていく必要があるのかなと思います。

最後に、長坂市長に確認をさせていただきます。

先ほど来、引用をさせていただいておりますが、昨日の中日新聞さんのインタビュー、その記事の中に長坂市長が住民投票が行われなかったら立候補していなかったと答えておられて、これ、私の感想ではあるのですが、何か記事の全体を通して、自らの責任を回避したいのだろうなというニュアンスを感じて少し疑問に思うことがありました。

長坂市長は就任後、議会へ説明もなく、事業者にすぐ通知を送られました。事業者からは解除事由に値することは何ら発生していないと書面や協議の場で言われており、そのこともあり、協議が一向に進んでいないと認識をしています。

また、この間、長坂市長の判断で通知をして、工事の停止をしておられて、一向に進んでいない中、工事停止の補償、損害賠償というんですかね、その損害の補償も発生していくんだろうなということは予想されます。

また、この間、我々市民・住民の代表である議員も、何人の議員からも中止した場合、豊橋公園の整備やスポーツ施設の再編をどうしていくんですか、示してほしいということを経験した場面で質問、質疑を通して問いただしてきましたが、現時点では一向に示されておりません。

また、先ほど申し上げた中日新聞さんの記事にも、解除後の豊橋公園の整備について質問をされていたのですが、市としては特に考えていませんよと、市長としてはあるかもしれないけどコメントは控えますと、煙を巻いたような回答をされていると私は認識をしております。

今回、多数会派から住民投票条例が提出されたことの背景には、こういった一連の市長の対応についても含まれているんじゃないかと私は認識をしております。この住民投票の結果がどちらになったとしても、住民投票条例が出された、出されるぐらい今、混乱といいますか、こういう状況に市政が置かれているということに対して、長坂市長には一連の経緯、一連の市の市長の対応を含めて、市の責任者として、責任は一定あるんじゃないかなと私は考えております。

そこで、出処進退を含め、今日ここに至るまで自らの責任について、どう認識しているか確認をさせてください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

#### P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

#### P. 30 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 議案外の質疑になっていると思います。整理をお願いします。

#### P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時52分再開

#### P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

斎藤議員から先ほどの小林議員の発言が通告の範囲外ではないかとの議事進行の発言がありました。通告の範囲を超えていると認めるところです。小林議員は質問を整理されるようお願いいたします。小林議員。

#### P. 30 小林憲生議員

◆小林憲生議員 範囲外ということで失礼をいたしました。

先ほど、質疑をさせていただいた中で、長坂市長だけがとは私も思っておりませんが、やはり一定、責任はあるのかなと思いますので、ああいったインタビュー、そういった趣旨で答えられたかどうかは分かりませんが、ああいった内容のものが出たというのは非常に残念だなと思います。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。

P. 30 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、本多洋之議員。

P. 30 本多洋之議員

◆本多洋之議員 それでは、議案会第13号及び議案会第14号、それぞれの住民投票条例について、一問一答でお伺いをしたいと思います。

初めに、先ほど及部議員、それから小林憲生議員の質疑にあった関連の内容から進めていきたいと思っております。どちらの条例も第17条に結果を尊重という言葉がありますが、改めて長坂市長にお聞きします。賛成、反対、どちらがどちらの結果になっても、その結果に従うという認識でよろしいですか。

P. 30 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 先ほど答弁させていただいたとおりで、条例提案者がこの条例の言葉に込めた意図、解釈等を含めて、先ほど結果に従う、市長及び市議会ともに結果に従うという答弁であったというように認識しておりますけれども、そういうことも含めて、踏まえて、住民投票の結果を尊重するということだというように認識しております。

以上です。

P. 30 本多洋之議員

◆本多洋之議員 他人の言葉を引用するのは結構ですので、市長の言葉として、結果に従うという一言をいただけませんか。

P. 30 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 繰り返しになりますが、まだ、これ、まず条例が可決されてないという、可決されるかどうか分からないという状態でございまして、条例に書いてある条文以上、かつ、これ、市長提案ではないものでございまして、条文に書いてある条文以上のことというのは答えにくいというように考えております。先ほど答弁したとおりです。

以上です。

P. 31 本多洋之議員

◆本多洋之議員 政治家に求められるのは決断をすることだと思っております。そこに、今回、究極の条例が出てきて、最終的にどうするかという究極の決断のときに市長からその一言が言えないというのはちょっと残念なので、じゃあ、議員の皆様にお聞きします。議員の皆様はそれぞれ賛成・反対の立場がございまして。それを覚悟を持って今回の条例をされていると思っておりますので、まず、自民党さん、基本的にアリーナについては賛成だったと思っておりますが、今回の結果で反対の結論が出た場合には解除に同意されるということでもよろしいですか。自民党さん。

P. 31 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員 自由民主党豊橋市議団を代表してお答えさせていただきたいというように思います。

もちろん先ほどから出ております、正しい情報をしっかりと市民に示していただいた上で、そして多くの方々、市民の方々にその情報を基に正しい判断をしていただいた上で、仮に賛成が1票でも、逆に反対が1票でも多かった場合には、その結果に基づいて事業を進める、あるいは解除していくというように直ちに進めていくべきであるというような、そのような覚悟を持って今回の条例案を提出させていただきました。

以上でございます。

P. 31 本多洋之議員

◆本多洋之議員 続きまして、公明党さん、基本的にアリーナに賛成だったと思っておりますが、お考えをお伺いします。

P. 31 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 どういった結果になろうとも、従わなければならないという言い方がちょっといいかどうかは分かりませんが、もちろん尊重しなければならないということでありまして、結果に対して、議員としてという言い方がどうかちょっと分かりませんが、妨害だったりだとか、文句を言ったりだとか、そういういろんな情報、反対の情報を流したりだとか、そういうことはもう絶対しないということの認識であります。

以上です。

P. 31 本多洋之議員

◆本多洋之議員 共産党さんにお伺いします。基本的にはアリーナについて反対だと思いますが、賛成が上回った場合の態度についてお伺いします。

P. 31 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 住民投票というのは、あくまでも住民の意思を問うものなのです。住民の皆さんがアリーナの事業の継続に賛成か、反対かを問うものなのです。だから、その結果をまだ今出ていませんし、あくまでも意思を表明してもらうということで、そのために第17条ではその結果が出たら市長及び市議会は尊重しなければならない規定なのです。だから、それを受けて、どうするかを決めるのは市長になると思うので、今、市長さんがおっしゃっているように、今の段階でそこまで縛るというものではないというように私は理解しております。

P. 31 本多洋之議員

◆本多洋之議員 縛っているわけではなくて、共産党さんとしてのお考えをお聞きしております。賛成が上回った場合に結果を尊重するというのは共産党としてどのようなお考えですか。

P. 31 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 結果を尊重するという事は、その時点でこの事業の継続についての一応これが住民の意思だということで、あくまでも尊重するという事だと思っております。だって、議会として、だから、止めるとか、進めるとかということは、議会としてはできないと思うので、尊重するという事ではないのでしょうか。もちろんそれが判断の材料になると思っております。これからの態度決定の判断の材料になると思っております。

P. 31 本多洋之議員

◆本多洋之議員 明確な答弁を求めたいと思っておりますが、賛成が上回った場合に共産党としての考え方、態度、対応について、お伺いします。

P. 31 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 それでも反対は反対なので、態度と言われれば、共産党としての態度を今ここで仮定の段階で、じゃあということで表明することはできませんので、住民運動の中で、もちろんアリーナについていろいろと住民の皆さんにもっと情報を提供されて、その上で判断がされていくということになると思っておりますので、その時点で結果が出れば、それによって判断するという事にはなるとは思っておりますが、今の時点で、じゃあ、こういうようにしますと取り組む前に言うことはちょっとできません

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 共産党さんも提案議員になっているわけですが、じゃあ、結果が賛成だろうと、反対だろうとという、そこにはまだ賛成が出ても反対する余地があるというお考えですか。

P. 32 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 すみません、これ、住民投票なのでよね。住民の意思を問うというものなので、あくまでも。だから、その先までを今ここで私たちが表明する必要はないと思うのですが、もちろん反対は今の時点でも反対なので、その反対という結果を目指して、住民の皆さんに訴えかけていくつもりだし、そういう結果を出すつもりでおりますので、今、そういう仮定の話で、じゃあ、それにどうこうするということは答えられないし、答えるべきではないと私たちは思っております、だから、尊重するというように条例の中では入れたわけで、そこは一致しているわけですよね。その先を求めているというところまでは、ここでそれぞれが一致させなければならないということではないというように考えております。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 そこが一致されないで共同提案をされているということでしょうか。

P. 32 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 もちろんそこは一致しませんよ。良い条例をつくって、住民の皆さんがいかんか意思を表示しやすい条例をつくるか、いかにアリーナのことを知って市政に参加できるのかということと、お互いにより良いものをつくろうということで、調整して持ち寄ったわけですから、その結果について、お互いに今はっきりした上じゃないと、結果が出たらどうするかということをはっきりした上じゃないと共同提案できないというように思っていないものですから、最低限の一致事項としては、尊重するですよ、しかも求められているのは市長が決定権があるので、市長がこの結果を尊重するということなのですけれども、第17条では市長も議会も結果を尊重しなければならないと、そこが最大限の一致事項だというように思って参加をしております。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 はい、お答えいただきましたので、共産党のお考えは結構でございます。  
それでは、新しい豊橋さんについて、同様に賛成が上回った場合の考え方について、お伺いします。

P. 32 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 先ほど及部議員の質疑にもお答えしたとおり、賛成多数であれば事業継続を、反対多数であれば契約解除を行うという心積もりでございまして、その結果を従うとか、尊重するとか、ちょっと言葉はともかく受け入れる気持ちでおります。  
以上です。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 はい、ありがとうございました。  
それでは、豊田議員にお伺いします。結果について、賛成、反対であろうと、その場合、出た場合の考え方について、お伺いします。

P. 32 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 すみません、ほかの方から先にやっていただければありがたいんですけど。声が出ましたら、必ずお答えしますので、いいですか。すみません。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先に山田議員にお伺いをします。結果が出たときの考え方について、お伺いします。

P. 32 山田隆司議員

◆山田隆司議員 法的な拘束力は持たない住民投票条例ではありますが、結果は大変重いものだと思っております。また、投票される市民の方もそういった思いで投票されていると思うので、賛成、反対、結果が出た場合はそれに従うべきだと思います。  
以上です。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 豊田議員にお伺いします。

P. 32 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 どうもすみませんでした。

私はこの条文で名前を出させていただいたのは、現時点での問題として、ここから先ということではありませんので、結果は尊重するというのは、住民の皆さんの思いを受け止めていくということですので、そこから先については、いろんな状況、別に逃げではございませんが、いろんな状況というのも出てくると思いますので、それはそのときに自分自身の中で発言と行動をしたいというように思っております。

あんまり納得できないお顔かと思いますが、それ以上については申し訳ありません。

P. 32 本多洋之議員

◆本多洋之議員 それぞれの議員にお伺いをしました。改めて長坂市長にお伺いします。結果に対して従うということでもよろしいでしょうか。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 答えさせていただきます。

先ほどの小林議員への答弁と近いような内容になってしまいますが、この結果を尊重するという事は、この住民投票自体が、かぎ括弧をついてるついてないはございますが、第13号、第14号ともに多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問うということでございますので、結果を尊重するという意味合いというのは、賛成多数であればこの事業を継続すると。反対多数であれば、この事業を継続しない、つまり、やめる、あるいは契約解除するという事であると認識しております。

以上です。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今、市長は賛成の場合には事業を継続するというお考えがあるということをおっしゃったということでもよろしいですか。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 もう一度言います。僕、賛成、反対、逆に言ってないですよ。大丈夫ですよ。賛成多数であれば、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業を、ちょっとこの過去の段階で、一々言う人が、そういうことはありますけれども、一旦そこは置いて、その住民投票の結果が出た以降において継続をします。継続の賛否を問う住民投票でございますので、反対多数であれば継続しない。継続しないということは中止する、契約解除するというのがこの結果を尊重するという事であると認識しております。

以上です。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 市長のお言葉で賛成が上回った場合には事業を継続するというお答えをいただきましたので、次に進みたいと思います。

僕の本題に入る前にもう一点確認をさせていただきたいのですが、先ほど第14条に基づかない説明会については検討の余地があるという答弁を、お話をいただいたかと思うのですが、これ、具体的に何を想定されているのかお伺いしたいと思います。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 先ほど一番最初、この説明会に関する答弁のところで申し上げたのは、市主催で説明会をやるにしたときに、公平かつ公正というところが非常に困難だということに思っております。ここの担保が非常に難しいというように考えております。したがって、この第14条以外に基づかないという形での説明会ということであれば、検討の余地、条例案全体として、それが許容されるかということも含めての確認は必要であろうかと思っておりますけれども、検討の余地はあろうということに答弁をさせていただきました。公平かつ公正なということを担保しながらの説明会は困難であるということでございます。

以上です。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今の発言でいくと、公平、公正じゃない説明会なら検討の余地があるということですか。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 公平、公正じゃない、当初から公平、公正性を期しないと、極端に偏ったものをするという前提での考えでの答えではありませんが、どういう展開になるか分からない。そもそも今の豊橋市政というのは契約解除を前提としているわけでございます。既に色がついている状態ということもございまして、そうすると、この公平かつ公正にというところを担保しながら説明会をやるのは非常に難しいであろうと。したがって、ここの厳格に公平かつ公正さが求められないと、一定、そうじゃないところになってしまうことが許容されるような形での説明会、そうすると、第14条第1項に基づく説明会となると公平、公正という制約が強かかってくるというように認識しておりますので、この第14条に基づかない説明会ということが条文全体を踏まえて、それを許容されるということであれば、それはそういう説明会の開催の検討の余地はあろうということに答弁をさせていただきました。

以上です。

P. 33 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今の発言であると、条例違反に当たると思うので、公平、公正な開催が難しいということであれば、基本的には市としては開催しないほうがよろしいのではないかと思いますけれども、御認識は。

P. 33 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 そが条例違反に当たるとかどうかが、例えば、条文全体を見て、市長は住民投票の執行について、中立性を保たなければいけないとか明確に書いてあるわけではないのですよね。ということ踏まえたときに、第14条に基づいて説明会をやってくださいと言われると難しいですと。ただ、公平、公正さ、厳格に公平、公正さまでは求めませんと、一定、許容していただけるという形で説明会の開催が許容されるのであれば、検討の余地はあろうということをおっしゃっていただいております。

以上です。

P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 もうここでやめますが、基本的には、それ許容されない範囲であると思います。住民投票運動については自由というようになっているので、そこじゃない部分というのはそれぞれの立場の方が運動を展開すればいいのではないかなと思います。この件については以上です。

それでは、議案会第13号、第14号、それぞれの提案の方にお聞きしたいと思います。今回、ここ数日、新聞等にぎわせて急に住民投票条例がというような形になっていますが、改めて、それぞれ13号、14号について、提案に至った経緯についてお伺いをしたいと思います。

まず、13号をお願いしたいと思います。

#### P. 34 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えいたします。今回、民間の団体から要望があったことが直接のきっかけではありますが、参議院選挙に合わせて行うことを含めて、住民投票は選択肢の一つとして常に検討をしております。基本的な内容は12月に提出した条例を引用しておりますが、条文一つ一つを丁寧にチェックをし、法的な検討、文構成の精査などをしております。

また、参議院議員の選挙に合わせる案につきましては、選挙期間の住民投票運動の可否を含めて条例が公職選挙法に触れないようにするために多く時間をかけて検討を進めてまいりました。

その後、先日の議会各派で共産党さん、新しい豊橋さんから、同趣旨の条例案が提出される発言があり、それでは一本化をして共同提案にしてはどうかと共産党さん側から提案があり、一本化に向けた協議の結果、このような形となりました。

以上です。

#### P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 それでは、今の13号の発言を踏まえた上で14号について、提案に至った経緯についてお伺いします。

#### P. 34 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 そもそも我々は、12月定例会にて住民投票条例を提案しておりまして、さらに遡りますと、市民からの直接請求による住民投票条例制定についても賛同していた経緯がまずあります。そういった中、アリーナ建設を望む、直近では市民団体からの住民投票の要望があったりですとか、また、周辺でも住民投票に対して前向きな声を多くいただく中で、住民投票の機運が高まっていると推察し、長らく膠着状態の本事業について、可及的速やかに住民投票条例を提案することが望ましいと考えて提案に至ったものであります。

以上です。

#### P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをいただきまして、14号についても少しお聞きしたいと思います。先ほど13号について、共産党さんと新しい豊橋さんから条例を出すという提案があって、それを受けて一本化の協議をしたという発言がありました。その時点では共産党さん、新しい豊橋さんの提案には、参議院選挙の期日を合わせるということの文言が入っていたというように思いますが、今回、それを協議を経て180日と変えたということについての考え方についてお伺いします。

#### P. 34 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 まず、一本化というところにつきまして、ごめんなさい、一本化する会議に直接参加していた者ではないので、そのときの様子をつまびらかに説明できるものではないですが、共産党さんから公明党さんのほうも同じような内容の住民投票条例を提案されているので、協議して、共同で一本化という言葉があったかどうか分かりませんが、意を同じくして出したらどうかというように提案があって、それで一時、一本化に向けて我々も条例の提案をしようと考えていたところではありますが、ちょっと短い間ではありますけれども、その後、いろいろ調べていく中で法第201条の6の規定ですとか、それに対する懸念というものが大きくなってきて、やはり、参院選と同日ではないほうがいいのではないかとということの本当直前まで会派内で協議いたしました。こういった条例提案に至ったものであります。

以上です。

#### P. 34 本多洋之議員

◆本多洋之議員 その一本化の協議について、山口議員は参加されていたと思いますので、山口議員に改めて今の同じ点についてお聞きしたいと思います。

#### P. 34 山口倫世議員

◆山口倫世議員 まず、一本化というのがうまく情報共有はされていなかったという認識が私にはあります。住民投票条例案というものが推進派の皆さんの中から聞こえてきた、新聞報道等を通じて聞こえてきたというところがあります。それに対するというか、12月のこともありますし、どのような条例案が出てくるか分からないという中で、私たちもそれに対抗すべく出すべきではないかという議論があったということがあります。

それで、もう本当に何週間もあった話じゃありませんので、一日、二日とか、そういう短いスパンの中で行われていたことなので、その辺を突かれたとしても、それはこちらが共有不足だったということはあるかもしれませんが、そういう中で突き詰めていったときに、調整の場ですね、議員間の調整の中で話がありました。そのときに私自身もどのような立場でその場に座っていたかというのを分かってない状況で座っていたということもございまして。その中で、やっぱり先ほど諸井議員が言われたとおりに公職選挙法第201条の6、そのこの項目のことがどうしても譲れない、住民が住民投票運動を自由にできないということは、豊橋の市民運動とか、豊橋の市民にとってよろしくないということがありましたので、こちらで住民投票条例案をこの部分だけ変えさせていただきます、出させていただいたという次第です。

#### P. 35 本多洋之議員

◆本多洋之議員 今、山口議員は一本化の協議の中で出た条例案を参議院のところだけほぼ変えて提出されていたという、こういう御発言がありましたけれども、この協議は基本的にお互いに内容が一致しているから、細かい文言を踏まえた上で一本化させていこうという前提の協議であって、我々が新しい豊橋さんに条例案の説明をする、レクをする、そういった場じゃないのですよ。今回、ほぼ同じ形で条例案が出てます。これ、我々の一本化した案をそのまま使っているということなのですけれども、これって事前に許可を得たものでしょうか。

#### P. 35 山口倫世議員

◆山口倫世議員 御指摘のとおり、この条文が本当にこの第4条が私たちが出させてもらった条例案との違いです。そして、これが全てです。

先ほども申しましたとおり、今回上程するに当たり、一本化の話が議員間であり、調整する中で推進派と呼ばれる皆さんの議案をたたき台にさせていただきました。12月、そして、今回いろいろなことがある中で議員が提案する住民投票条例案も練られており、今回見せていただいた案というのもすばらしい議案だと思ひまして、私たちの議案会第13号を議案のたたき台としてつくらせていただいたものです。その中で第4条だけがどうしても、先ほども申しましたが、住民にとって不利益になるのではないかという考えがあり、そこだけを変えさせていただき、議案を提出させていただきました。

議案というものが私の認識ではみんなのものだという考えがあったので、そういうことをしてしまったというわけなのですが、著作権のことがあったりもして、条例案というのはみんなのものではあるけれども、その中ではまだそういったような段階ではないときに議案作成者の方にお断りすることもなく作成してしまったことというのは、作成した方の労に思い至らず、無礼な行いであったととても反省はしております。

P. 35 本多洋之議員

◆本多洋之議員 議案を引用したというように言っておりますけれども、協議の時点ではまだ議案として、我々、公明党さん中心として公開されていないものであるのです。それを協議でお互いに一本化するということで、あえて内々に出した非公式の協議のほうです。そこで、結果、協議が物別れに終わったことはしょうがないです。議案として、住民投票条例を出すことは問題ないと思います、それは議員の権利ですから。ただ、非公式の会議で我々が作り上げた条例案をそのまま引用するというのは、これ、道義的な問題としていかがなものかと思ひます。その点で言うと、これ、今からでも取り下げるべきだと私は認識しております。少なくともこのやり方については、今後の政党間、それぞれの協議において、これ、問題を生じさせるものだと私は思っておりますので、よく反省していただきたいと思ひます。

以上です。

P. 35 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、菅谷 竜議員。

P. 35 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜です。

私は議案会第14号の提案者になってますので、議案会第13号のみ、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例のみを、提案者もしくは市当局に伺っていきたくと思ひます。

私、この住民投票条例で市民の方が最も聞きたいと思ひていることは今まで誰も聞けなかったもので、私の認識の中でですけど、本当に聞きたかったことはそういうことじゃないと思ひしております。

それは何かといいますと、過去に2回、直接請求で住民投票が集められました。大変苦労されました、1万5,000以上。その住民投票条例、直接請求による住民投票条例が過去二度否決されました。そして、もう一つ、昨年度の12月26日に住民投票条例案が二つ出てきて、いよいよ住民投票かと思ひましたけれども、一つは撤回、一つは否決されて、住民投票は行われなくなった。それなのに、なぜ、今、住民投票を行うことに大きくかじを切ったのか、その部分が市民の方は一番聞きたいと思ひしておりますので、その部分を最後に聞くとして、まずは違うところから攻めていきたくと思ひます。

議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について、まず、第4条及び第15条の3に当たると思ひますが、ここは当局と提案議員の方、それぞれお聞きしていきたいと思ひます。

住民投票の投開票日が参議院選挙と同日となった場合、公職選挙法の適用により、参議院選挙中の住民投票運動にどのような影響があるのか伺います。まず、じゃあ、提案者から伺いたたくと思ひます。

P. 36 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 先ほど来、14号の方の御答弁の中にもございましたが、公職選挙法の第201条の6、政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示並びにビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用については、参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。とあります。ただし、いろんな例外だとかはこの後たくさんありますので、また御自身で読んでいただければと思ひます。

以上です。

P. 36 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 じゃあ、同じ質問を参議院選挙中と同日になった場合に公職選挙法の適用により参議院選挙中の住民投票運動にどのような影響があるのか、今度は市の当局に聞きたいと思ひます。

P. 36 広地学総務部長

◎広地学総務部長 議案会第13号の条例案の第15条の規定を確認いたしますと、参議院議員の通常選挙の告示日までの間は自由な投票運動が認められますけれども、告示じゃない公示後、投票日までの期間中においては、原則、インターネット等の利用による方法を除き、全ての投票運動を行うことができないものと解されるというように認識しております。

以上です。

P. 36 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 それぞれお答えいただきました。

ということで、17日間だと思うのですが、参議院選挙と住民投票が重なったときに、特に市民の方ですかね、政治団体とか、政党は云々かんぬんという優遇される部分があると思ひて認識しておりますが、特に市民の方がチラシを配ったりとか、これが非常に私たちが主張する部分で、特に大阪都構想なんかですとかかなり拮抗していたのですが、最後の最後まで投票日、最後の最後まで物すごい市民が盛り上がり、盛り上がり、盛り上がり、住民投票で、ちょっと数字は間違っているかもしれないですけど、恐らく六十何%まで投票率が上がって、機運は高まった。そういったことで私は参議院選挙の影響について、非常に心配しております。

流れとしましては、もし可決した場合の話としまして、これから住民投票を公布されて、これからやっていくぞとなるのですが、6月定例会があったり、これからですね。さあ、6月定例会があって、さあやり始めようと思つたら半月ぐらいたつて、参議院選挙はまだはっきりと決まってないのですが、仮にうわさではあります、7月3日からだとしまして、7月はたったの2日間しかできなくて、ちょっと短いのではないかと、そこが私が非常に心配する

今回の住民投票条例であったため、参議院選挙と同日にすべきではないと主張する部分でございます。

次に移ります。今度も当局側に伺いたいのですが、参議院選挙中に市当局が市民への説明を行うことは公職選挙法が、これ、山口さんの答弁を受けてちょっと聞くんですけど、公職選挙法が適用中ではありますが、県の選管によると、市は行政機関であるため、選挙活動を行うとは考えにくいので、説明会を行うことは可能との見解でしたが、確認のため市の認識を伺います。

P. 36 広地学総務部長

◎広地学総務部長 行政が選挙期間中に住民投票運動に資する政治活動を行うことは公職選挙法の規定にない行為のため、仮に行政であっても政党その他政治団体を行う団体、政治活動を行う団体が行った政治活動とみなされかねない行為であるということから、慎重に判断をする必要があるというように考えております。

以上です。

P. 37 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 はい、お答えいただきました。

選挙中に市当局が説明会をやることは県の選管によると、市の当局は行政機関なので、選挙活動をそこで行うことはまずないだろうという見解だったのですけれども、注意しなければやることができないということでもよろしかったですかね。

そのことについて、それは長坂市長にもそういった制限がかかるか伺います。例えば、長坂市長が先ほどの説明会、選挙中に説明会ができるのかということも伺います。

P. 37 広地学総務部長

◎広地学総務部長 先ほど、市が選挙活動を行うことは慎重に判断する必要があるというように御答弁をさせていただいて、市というか、行政がですね。当然、行政の長という立場であれば、同じかなというように思います。

ただ、長坂市長があくまで私人として活動するところに関しては、行政という活動には当てはまらないとは思いますが、一方で、市長という公職を持っておりますので、地方公務員法等の特別職にも当たりますので、その辺りは慎重に判断をしていかないといけないというように思います。

以上です。

P. 37 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 はい、よく分かりました。ありがとうございます。

次に移ります。こちらは提案議員の方にお答えいただきたいのですが、この事業のちょっと過去の登壇者と一緒の部分もあるのですが、その後ちょっと続けていきたいという意味がありまして、あえてお聞きしますけれども、この事業の賛成、住民投票が賛成になってほしいな、反対になってほしいと思う、それぞれ皆さんどちらでもよいという方もいるかもしれませんが、双方の方に伺いますが、もし反対が上回ったら事業契約は解除に向かうもの、賛成が上回ったら事業が継続していくことになるかと認識しておりますが、結果に納得するのかを伺います。

P. 37 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 先ほど来の御答弁で申し上げましたとおり、第17条に書いてあるとおり結果は、しっかり尊重をしております。

それを踏まえて、踏まえてというか、それも併せてというか、先ほどの市長の御答弁でも、賛成が上回れば事業は継続、事業継続の数が少なければ、反対が多ければ事業は解除ということに進むという御答弁もございましたので、その市の、この事業に対して、やっていくことに対しては、もうそれに従うというのか、それを認めていくことだと思っております。以上です。

P. 37 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。

続きまして、今の続きなんですけれども、もし、反対が上回った場合に結果が出れば、市長が契約の解除の手续に入ると認識しておりますが、現在市議会が市長から訴えられている議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例が、もし裁判で認められた場合、第17条市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。ので、市長による新アリーナの契約の解除の、もし議決が起きた場合、当然この結果を尊重しなければならないので、契約の解除の議決をする機会に、もし、なったとしたらしっかりと尊重をして賛成されるか伺います。

P. 37 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 いや、恐らく、裁判で決着がつく前には、この住民投票も終わって市の事業、この事業に対する方向性もう定まって進んでいくと思いますので、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例において、もう例えば、契約の解除に向かっている協議が進んでいってしまうという状況になる確率のほうが高いので、そうするともう裁判でこの条例、市議会側の言い分を認めますという結果になったとしても、もうその範囲には当てはまらないというように認識はしております。以上です。

P. 37 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ごめんなさい、少しちょっと分かりづらかったので、裁判が仮に、その裁判というのはそれ長いとか、うわさもありますけど、そうではなくて仮に反対が上回って、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例が、裁判で認められた場合に、当然、市長が契約の解除という行為をするわけなんですけれども、当然そこも契約の議決に対して、もう期間とかは取りあえず抜いて、契約の解除に賛成されるかということも聞いているのですけれども、もう一度聞かせてもらえますか。

P. 38 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 今、住民投票の投票の結果について、どうするかということを確認するのはいいと思うんですけど、その条例の裁判のほうの結果というのは、また別の問題というか、この住民投票とは別の問題で契約の解除をめぐる今議会が議決が必要という内容で、これから裁判が進行をしていくわけですので、それと、あの住民投票の問題とは、やはり別に論じるべきだと思って、今この提案議員に聞かれても、それを答えることは、ちょっと現時点ではできないのではないかと考えております。

P. 38 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 お答えいただきました。

私個人は、別の問題だと思ってないのですよね。これがアリーナの反対が上回ったときに、それに伴って手続を行っていくわけですから、じゃあ、逆に、アリーナの反対が上回ったのに、議決するときに尊重をせずに、契約の解除には反対となったときに別と言えますか、逆に。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 本多議員、議事進行の理由を述べてください。

P. 38 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいまの菅谷議員の質疑は通告の範囲外だと思いますし、先ほど、鈴木みさ子議員からお答えがあったように、まだ決着もついていないものでありますし、これはアリーナだけの問題ではないと思いますので、関連がないと思いますから、一度議長、整理をお願いいたします。

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時、休憩します。

午後3時38分休憩

午後3時46分再開

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員から、先ほどの菅谷議員の発言が、通告の範囲外ではないか。通告の範囲を超えていること、また、質疑にもなじまないことがありましたと認めることとなりました。

菅谷議員、質疑を整理されるようお願いいたします。菅谷議員。

P. 38 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ちょっと質疑を整理させていただきます。反対の票がもし上回ったときに、この先起きるのは新アリーナの契約の解除と。

ただし、もし今、裁判を提訴されている市長から議会が訴えている例の条例が、もし認められた場合、そのときに、当然アリーナの契約を解除するときに、議決があるわけなんですけれども、そのときに尊重をしなければ、住民投票の結果を尊重しなければならないので、そこは賛成、契約の解除に反対じゃなくて賛成していただけるのかなという懸念があったものですから伺いたかったんですけれども、今回はそぐわないということで、その結果は、ここまでにさせていただきたいと思います。

次です。山口議員の先ほどの発言が、少し気になったので、当局に伺いたいと思うんですけれども、市長は、住民投票の適正な執行を確保するための、文章の最後のほうですね、第14条のところ。投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならない。とあります。例えば、公報の案を作成したときに、推進派及び反対派、双方の意見を聞いて、そもそも聞くことができるのか。

そして、聞いて構成し直していくことはできるのかという山口さんの言葉が、ちょっと気になったものですから、実際にできるのか伺います。

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。総務部長。

P. 38 広地学総務部長

◎広地学総務部長 はい、趣旨確認を。

P. 38 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 認めます。

P. 38 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今、広報というお話がございましたけれども、広い広報と公の公報とあるので、第14条第2項にある広いほうの広報ですね。広報とよはしとかで使う広報だと思いますけど、その意味、範囲でよろしいかどうか確認をさせていただきます。

P. 39 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 第12条ではなくて第14条です。第14条の市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、必要な情報を、公平かつ公正に提供をしなければならない。ということで、私が知るところで、例えばですけど、新都市の住民投票が何年か前に行われたわけなんですけれども、そのときに公報というのがありまして、メリットだったりデメリットだったり、その歴史だったりA案、B案だったか、1か2か、そこは覚えていないんですけれども二つ案があって、いろいろな説明があったんですけれども、仮に、載せた情報が推進派と反対派に、あえて分けますけど、推進派が見たときに、これは不公平だとなったときに、そういった議論、声を伝えて、また逆もしかりですね。これはちょっと反対派にとっては、非常によくはない情報だということ、市側に伝えて、その改めてこう直していくことは可能なかという質疑です。

P. 39 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今の菅谷議員のおっしゃる話だとすると、多分公の公報ではなくて、広いという字を使う広報。

P. 39 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 公のほうです。

P. 39 広地学総務部長

◎広地学総務部長 公の話ですか。公の公報、例えば、選挙とかでいう公報の話だという。公の公報のほうですか。

P. 39 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 公ね。

P. 39 広地学総務部長

◎広地学総務部長 はい、ということなんですね。

そうすると、その公の公報を、そもそもこの住民投票に併せて作るか作らないか。今のところ、あまり作るような予定はございません。以上です。

P. 39 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 公報は、もう作るものだと思っていましたので、まだ、今のところは分からないということですね。可決されていないですね。分かりました。そこは、しっかり公平、公正なものを作っていただきたいのですけれども、もし、仮に双方が見たときに、これは公平じゃないかという意見が出たときに、市に伝えて訂正とか直すことができるのかなというのを聞きたかったんです。

P. 39 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑を。今は質疑ですか。

P. 39 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 はい、じゃあ、次に移ります。

尾林議員から、冒頭に説明がありましたが、少し改めて、もう少し詳しく聞いていきたいと思うのですが、昨年の12月26日には、住民投票条例案が二つ提出されました。

しかし、そのうちの一つ、プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例を提出し、その後、撤回されました。

撤回理由の一つ、契約解除によって、本市への請求の発生が予想される損失補償額が不明瞭であり、また、そのことの説明もなされていないことと、議事録で再度確認いたしました。

損失補償額は、現在でも不明瞭なままで説明もなされていないと認識しておりますが、今回は、なぜその撤回理由が解決されていないのに、住民投票の提出に至ったのか、理由を伺います。

P. 39 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 先ほどの及部議員の御答弁にもありましたが、繰り返す部分がちょっと多くなるかもしれませんが、発生が予想される損失補償額が不明瞭であった点。事業者との契約の中で、公表することが現時点では難しく、代替案が出されてない。契約中であり代替案を出すことが難しい。これらの答弁、3月定例会でございました。

先ほど来、ずっと議論になっているわけですが、客観的で必要な情報を公平かつ公正に提供をすることができない点について、本市に情報発信が足りないということも指摘をしております。議員有志で3月の1か月間、市民説明会を行ったところを先ほどお答えをしております。

そういった状況の中で、金額が不明であるとはいえ、損失補償が日に日に増していくのではないかという、こういった不安感、住民の方々から早急に住民投票をやってほしいというような要望書が出てきたことを鑑みて、今回住民投票条例を提出した次第でございます。以上です。

P. 40 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。損失補償が増していく不安感が、日に日に増していくということだったんですけれども、そういった意味では、12月定例会のときに決断すべきだったと思うのですが、その認識について伺います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 40 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

P. 40 本多洋之議員

◆本多洋之議員 たいま、その12月の結果についての今の心境を聞くということは、その条例案に全く関係ないことでございますので、議長一度、整理をお願いします。

P. 40 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時、休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時57分再開

P. 40 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本多議員から、先ほどの菅谷議員の発言が通告の範囲外ではないかとの発言がありそれを認めます。菅谷議員、質疑を整理されるようお願いいたします。菅谷議員。

P. 40 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 損失補償が増えていく不安感ということで、先ほど聞いたのは、じゃあ、どうして12月定例会はという話をしたんですけれども、通告にそぐわないということで、聞けないということで、こちらの質疑は、じゃあ、次に移ります。

少し話を変えて提案議員の方に聞きたいんですけれども、令和7年5月9日付で新アリーナを求める会から多目的屋内施設（アリーナ）及び豊橋公園東側エリア整備・運用を推進するための住民投票を求める要望書が議長に提出されましたと。この要望書がきっかけとなり、住民投票条例案の提出をしたのか伺います。

P. 40 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 提案理由の中でも述べましたが、理由の一つであります。

以上です。

P. 40 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 できれば、みさ子さんいいですか、鈴木議員。

P. 40 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 私は、非常に複雑な思いを持っておりまして、過去住民投票をしてほしいという直接請求が2回も、議会では否決しているわけなんです。その一件一件名前を書いてもらって、住所、名前を正確に集めなければならない署名を、1万8,000人もの2回集めてきた。それを議会は簡単に否決し……

〔発言する者あり〕

ちょっと表現が、簡単にということが申し訳ないです。ちょっと表現が当たらないと言われれば。

それで、前回の浅井市長も、その意義が見いだせないと言ったんですよ。

だから、議会のほうの理由は、いろいろあったと思いますけれども、ともかくもう、その市民の皆さんの意見陳述も、本当に切実な意見陳述もされたわけですが、それを否決したという経緯がありますので、今回の要望は、それと比べては申し訳ないのですが、本当に、そういう一筆一筆集めたものではなくて、要望書という形で出されましたと。

今の閉塞した状況の中で、一つの解決の方向性として示された要望ではありますけれども、今まで住民の皆さんが集めた住民投票の直接請求と、今回の要望というその経過を、やっぱり比べてしまいますと、本当にこれで議会が住民投票に踏み切るということについては、本当にそれで、今までやってきた市民の皆さんは納得されるのかなという思いはありました。

ただ、やっぱりそれも一つのチャンスと。住民投票ができて、住民の皆さんが意思を示せる。そういうきっかけには十分なり得るし、今いろいろと市民の皆さんから見たら行き詰まったという、そういう感じがある中で、自分たちで決めさせてほしいと。やっぱり住民投票をさせてほしいと。どういう経過であれ、住民投票で決めることは、やはりすべきだという声私の周りでもたくさんありました。

ということで、住民投票を今するとしたら、やはり、いかに住民の皆さんが投票をしやすい、良い条例をつくるのかということを考えて、各派のところで提案させていただいたわけなんですけれども。それで、いわゆる推進派の皆さんが出す条例というのも、中身を見て、顔を突き合わせて協議をする中で、こちらの中の意見も取り入れていただけたりとか、こちらの尾林さんたちの条例がすごくいいなといった面もありましたので、すり合わせていいものにして出したいということでは一致したので、今、なぜ住民投票をしたのかということについては、そういう経過がありました。

以上です。

P. 41 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 鈴木議員ありがとうございました。

本当に、今言っていたのとおり、本当にそう思います、私も。この要望書が来て、住民投票をやるに至ったという論理でいくのであれば、本当に多くの市民、1万6,000、7,000の請願署名が2回、市民の声が来たじゃないですか、あのときに2回。

そのときに、やはり市民の声を聞くべきだったと、私は強く訴えたいと思います。それなのに、なぜ、どうして今回は、この要望書、もちろん要望書自体は重いものと私は認識しておりますが、この要望書が来て、住民投票をやる、恐らくやるだろうとかじを切ったのに対して、本当に過去の必死で署名を集めた人たちの、私自身も集めていましたが、その血のにじむような思いを踏みにじったということは、雨でも風でも雪でもやっていたのを、私も見ましたので、そういった思いがないがしろにされたということは、それが長坂市長の選挙に結果が出たと、私は思っております。

次いきます。令和6年の2月9日の臨時会の、いわゆる直接請求による二度目の住民投票条例が提出されたときの、自由民主党豊橋市議団の会派の反対討論の内容に関連して質疑いたします。

当時の反対討論の中で、住民投票の実施が行われた場合の第12条の投票運動（今回は第15条の投票運動に当たる）における、投票運動は自由とするといった部分です。公職選挙法では届出日より前は選挙運動が禁止、選挙運動期間は、演説会や文書図画の頒布によるものが認められているものの、様々な制限があります。

一方、本条例に基づく住民投票において、投票行動は買収、脅迫等により、市民の自由な意思が制約され、または不当に干渉されるものではなく、刑法など他の法律に抵触するものでなければ基本的に自由になっております。そして、事実に基づかない、また根拠のない説明や演説を聴衆に対して行った場合の対応、及びその対応は選挙管理委員会か別の機関が行うかについては、事実に基づかない説明等を行った場合についての規定はなく、他の法律に抵触する場合を除き、特段の対応はないということでありました、という理由で反対されております。

念のために確認させてください。当時の反対理由に対して、今回対処されないまま、第15条に住民投票に関する投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫、その他、投票資格者の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならないと、前回の反対理由を解決しないまま、今回も記載されていますが、対処しないまま提出に至ったその理由を伺います。

P. 41 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時、休憩をいたします。

午後4時6分休憩

午後4時16分再開

P. 41 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----  
答弁を求めます。山本議員。

P. 41 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 休憩をいただきまして、確認をしてみました。菅谷議員からの質疑なんですけれども、趣旨確認せずに、ここでちょっと確認させていただきますけれども、令和6年2月のときの反対討論の中では、第12条の投票運動における投票運動は自由とするといった部分に関して、当時は自由なその住民投票の選挙期間といいますか、活動において自由に行うことによって、当時はまだこの事業の契約もされてなくて、中身も決まっていなかった状況において、そういった状況であると自由な活動という、臆測ですとかデマですとか、そういったことが自由な活動とはいえ、そういったことを懸念して反対討論の中で、それを理由とさせていただきます。

それが、クリアされたかどうかということにおいては、令和6年の9月にこの事業における契約をしておりますし、その中身というのが、もう既に分かっている状況であります。それはホームページ等で、今この事業自体の概要、細かな内容等も分かるわけでありまして。そういった意味においては、自由な活動の中においても、先ほど、そういった客観的事実だとか、公平、公正ということもありましたけれども、自由な活動の中でも、一定判断する材料というのは、当時よりもしっかりしたものがあつたということで、菅谷議員が、先ほど言われた課題認識に対しては、クリアしているというように考えております。

以上です。

P. 42 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。お答えいただきました。ちょっと分かりづらい方もいるかもしれないので、もうちょっと簡単に言いますと、当時、自民党さんが反対、2回目の住民投票のときに反対理由として、投票運動のところに、住民投票に関する投票運動は自由とする。この文言、この部分があるから簡単に言いますと、この部分に反対するんだとおっしゃって反対討論をされた。

ところが、今回の条例のほうは、そここのところの指摘がありました。今回で言うと第15条のところに、住民投票に関する投票運動は自由とする。過去にこの部分が嫌だから反対しますと言った部分を、そのまま載せてたんで、私は聞いた。

今の答弁によりますと、当時は契約もされてなくて、いろいろとまだ情報が不足しててデマとか、そういったものが横行するのではないかという懸念で、当時はそこは反対したけれども、今回は契約もされて、大分分かってきたということで、そこを直さずに載せたということですよ、簡単に言うと。追加で何かあればお願いします。

P. 42 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 簡単に要約していただきましてありがとうございます。直さずというような表現でありましたけれども、基本的に住民投票の活動というのは公選法とは違って、自由であるべきですし、そういった部分では、今回15条にそのようにうたっております。

先ほどお話ししたとおり、判断する材料として基本計画ですとか、そういったものはホームページで公開をされておりますし、判断材料が当時と比較して活動の中において、そういった客観的事実、根拠を示して自由な活動ができるというような環境に変わっておりますので、菅谷議員が思われている課題認識については、クリアしているものと考えます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 42 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、理由を述べてください。

P. 42 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいま菅谷議員から議員席に向かって不適切な発言がありました。議長に確認の整理をお願いします。

P. 42 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時、休憩いたします。

午後4時21分休憩

-----  
午後4時24分再開

P. 42 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----  
先ほど、本多議員からの議事進行に際し、菅谷議員は、不適切な発言があつたということを認められました。

では、会議をそのまま継続いたします。菅谷議員。

P. 42 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 先ほどは、不適切な発言失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

続けます。先ほど、山本賢太郎議員にお答えいただいたとおり、事業が、前はよく見えなかったけど、ある程度見えてきたので、今回はそこを直さずに入れたということです。私としては、まだ特定事業契約について、なかなかはっきりと見えない部分もありますということだけは、御指摘させていただきます。

次に移ります。続きまして、当時の会派、夢響き合う議会の反対討論を踏まえて伺いたいと思います。反対討論では、多目的屋内施設建設については、これまで市議会において議論が重ねられ、令和5年9月定例会にて、多目的屋内施設に関する予算案、条例案が可決され、事業を進めている最中でありまして。本条例案は、住民に直接賛否を問うものであり、住民が賛否について、賛成反対関係なく直接決めたいという思いで請求していると認識しております。

が、市議会議員は市民から選ばれた市民の代表として、議会で議論をしております。間接民主制を原則とする現在の地方自治制度を踏まえ、議員一人一人は市民の思いを背負ってこの場に立っているのです、選挙を経て選ばれた議員たちにより議論し、審議した結果は市民の答えであると考えます。

そうしたことから、段階を踏んで、市議会で議論されてきた多目的屋内施設建設の賛否について、直接住民に問う必要性を見いだせません、と反対討論された過去がありますが、今回は直接住民に問う必要性を見いだすことができたと思いますので、提案議員になったと思いますので、そこを見いだすことができた認識を、鈴木智子議員に伺います。

#### P. 43 鈴木智子議員

◆鈴木智子議員 お答えいたします。

この議事録を読まれていたかと思いますが、基本的に間接民主制という考えは変わっておりません。

ただ、要望書にもあったとおり、今この市政が停滞している中で、解決策として住民投票が現在は最適ではないかと思い、この提案議員にならせていただきました。

以上でございます。

#### P. 43 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 現在は、市政が停滞しているということでお答えいただきました。

冒頭に戻りますけど、冒頭にお話しさせてもらったところですね。どうして今まで二度の直接請求の住民投票及び、12月26日の二つの住民投票条例の撤回及び否決に対して、今回はやろうと思った。大きく変わった理由、そこは非常に市民の方が、何で今までやらなかったんだという声も、私は聞いておりますが、そこを、できれば住民投票に賛成した人を除いて、一人一人そのお気持ちを、最後にお聞きできればと思いますので、どうして過去は住民投票を否決してきたけれども、今回は、もう住民投票をやろうというのを一人一人の。過去賛成した方は除いて、否決してきた方を中心に、一人一人できれば伺いたいと思います。

#### P. 43 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 各派代表の一人ということで。尾林伸治議員。

#### P. 43 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 過去反対してきた理由でございますが、は言わなくていいのか。すみません。

反対派の方々が直接請求で署名を集められてきたときに、間接民主制、直接民主制の言葉もございましたが、当時は市長部局、市長も議会側も賛成の方が多いということもあって、否決に至ったというように記憶をしております。

12月の時点では、様々な先ほど答弁したとおり住民投票に至った際に、住民が判断する材料に偏りがあるのではないかと、こういったことの理由で反対をしております。

今回、要望書が出てということもございましたということで、先ほど御答弁いたしました、この要望書を出されたところは、新アリーナを求める会の方方で、市長選を終わって2週間、3週間の間に13万4,000筆以上の署名を集められた会の方方でございます。12月の定例会で請願を採択いたしました、なかなか市長の、この事業に対する考えは変わらなかったということで、結局12月から5か月も経ってしまったわけでございますが、そういった意味も含めて、こういった方々からの要望書が出たということも含めて、これももちろん、先ほど鈴木みさ子議員が言われたとおり、反対された方々の署名も確かに、すごい労力をかけて、時間もかけてやられて重みも、もちろんあるということは認識をしておりますし、今回のこの新アリーナを求める会の方々が短期間に集められた、豊橋市内でも6万弱の筆が集められたという事実もございましたので、今回の住民投票条例の提案に至ったということになります。

以上です。

#### P. 43 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ほかの方はどうですか。

逆に僕は、そのチャンスだと思うんですけどね。その説明する市民の方も聞いていますので、逆に黙っていると、もちろん強制はしませんが、うまく説明すれば、そうだったんだと説明することができると思うんですけども。逆に、僕は発言しといたほうが、市民の方も聞いていますので、例えば、山本賢太郎議員はどうですか。

#### P. 43 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 もう一度、明確にごめんなさい、確認したいんですけども。2回否決したけれども、今回住民投票に踏み切った理由ということでよろしかったですか。

#### P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 はい、おっしゃるとおりです。

#### P. 44 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 お答えいたします。先ほど来、提案理由に書かれておりと云えば、そのとおりであるんですけども、過去2回においては、今、尾林議員からあったように、当時は浅井市長が建設推進ということで、計画を進められておりました。

そして、私も含めて自由民主党豊橋市議団といたしましては、推進をしていくという考えの下、そのような方向で動いておりましたので、まず、そういった意味において否決をしたということが1点。

もう一つは、先ほどその間接民主制という、そういった考え方もありまして、やはり我々といたしましては、我々も選挙を得て、付託を得て議員として協議、議論をし協議をして重たい議決をして決断をしてきたという中で、それが我々の一つの仕事と云いますか、役割であるという思いの下、いろいろと協議をし、簡単ではなく重要な議決をしっかりとしてきたつもりであります。

なので、こういった大きく2点の理由において、過去2回というのは否決を、必要性というか、そのときの時勢だとかタイミングにおいては、住民投票という選択はなかったということでもあります。

今回、住民投票に踏み切ったというところに関しましては、先ほど来、何回も申し述べており、提案理由も見ていただければ、結構だと思いますけれども、いろいろな状況が重なり判断をしなきゃいけないという中において、この手法が最適だという判断に至ったということでございます。

以上です。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。伊藤哲朗議員、どうでしょうか。

P. 44 伊藤哲朗議員

◆伊藤哲朗議員 今、山本賢太郎議員から自民党としての答弁をさせていただきましたが、私は、自由民主党豊橋市議団と、団員ではありますけれども、私の見解として述べさせていただきます。

浅井市政の頃に、2回住民投票条例案が提案されましたが否決に至った際には、提案する市長もアリーナ推進、それから議会の多数派もアリーナ推進という状況でした。

つまり、市長と議会と考えが一致をしていたという状況においては、住民投票条例を行うことに意味を見いだせないという浅井市長がおっしゃったことに、同意というか気持ちを同じくして否決ということになりました。

その後、市長が長坂市長に代わられて、その後出てきた住民投票条例案も否決に至ったわけですが、その際には、何も全員が全員反対というわけではなく、中にはやったほうがいいという意見もありました。

ただ、議会というのは多数決で決まります。ですので、会派の意見としても多数決を得て、その時点で自民党の中では反対、否決ということになりました。

今、では、何で住民投票条例案を出したのかということですが、ここに至るまでに様々な可能性を模索して、いろいろな選択肢を考えた中で、住民投票をやらなくてもアリーナの事業を推進できる方法があるのではないかとということも模索してきましたが、今ここに至って選択肢が絞られ、可能性として今の状況において、常に変わる状況の中で、今現状においては、住民投票を行うのが最も求められている。それから住民からの要望も上がっておりますし、今多数決を取るならば、それに賛成する議員が多くなったということではないかなと、私は思っております。

以上です。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。鈴木智子議員、どうでしょうか。

P. 44 鈴木智子議員

◆鈴木智子議員 お答えします。先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。

以上です。

P. 44 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。松崎議員、どうでしょうか。

P. 44 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員 御指名ありがとうございます。

冒頭の二度の否決等に関しましては、また、先ほどの昨年12月における否決というような部分においては、これまで山本議員なり、伊藤哲朗議員らが答弁といえますか、お答えしていただいたとおり、私も同様の意見でございます。

そして、この今回の住民投票に関しましては、私の個人的な意見としましては、先ほどの間接民主制というお話もございましたけれども、私自身は、この住民投票というのは、本当に最後の最後の手段だということに思っております。本来はやるべきじゃないなというように考えております。

なぜならば、今回のこの整備事業につきましても、長い月日にわたって議会人が市民の代表として、議決を経て今契約がされ、事業が進んでおった状態でありまして。今回の住民投票は、単なるアリーナが欲しいか要らないかというだけの問題ではないわけです。現在始まっておる事業が中止されて、そして、5か月、6か月が経過して、その中には、当然損失補償額というものも発生しているであろうと。この数字も確かに、我々としては明確な数字が欲しい。

そして、今後裁判になるかもしれない。契約が解除された際には裁判になるかもしれない。裁判になった場合、どのような形で訴えられ、そこで、また損害賠償金が発生するかもしれない。

そして、また正直な気持ちを申し上げますと、長坂市長とは、また我々議会のほうも、こういった形になる前に様々な議論を市長室ですとか、そういったところでも調整をしながら打開案だとか、代替案を作成するだとか、そういうようなこともしながら進めてこられればよかったかなと思っておりますが、残念ながら市民の皆様方からも様々な要望等が出ましたけれども、動きがなかったということでもあります。

そして、この5月の当初に、市民団体の方々から、本来賛成、推進すべき方々から、本来は別の形で進んでいくことを望まれたかと思っておりますけれども、もうこのままでいくと、特にお子さんたち、スポーツをされている方々ですとか、このアリーナを待ち望んでいる方々もそうですが、この先ほども出ました市政の停滞ということ、これをもう何とか打破しないと。ならないと。

そのためには、住民投票しかないというような要望もございました。我々も、当然そのような考えを持っておりましたので、本来は最終、本当の最後の最後だということに、私自身は思っておりますけれども、今回このような形で提案議員とさせていただきます。

以上でございます。

P. 45 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 ありがとうございます。最後に央戸議員お願いします。

P. 45 央戸秀樹議員

◆央戸秀樹議員 短めに。提案理由のとおりでございます。

以上です。

P. 45 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 皆様、本当に、私も聞いていてすごく嫌なやつだなと、自分で思ったぐらい嫌なことを聞いているなと思ったんです。

ただ、どうして聞いたかと言いますと、やはり市長も、お二人の方かな、市長も推進派だった。議会も推進派だった。だから住民投票は出たけれども、そのときには市としてはうまくいっていた。

しかし、やはり市民の声をないがしろにしてきたのではないかという部分については、私たちは非常に深く考えていかなければならないと思っております。そのことを最後に言って、今後も仮に、確かに議員も市民の代表とか、市長も選挙で選ばれるのですけれども、やはり、それはあくまでも、そのときには選ばれるのですけど、規定によりどちらも4年間ということですので、いつの間にか市民の考えとずれてきたりとか疑問が生まれたりとか、そういったことが多々ありますので、しっかりと、もう今さらあのときやっつけよということは、もうさんざん言ってきましたが、今後も市政運営について、仮に市長の意見と議会がねじれたとしても、しっかりと、まずは市民の声が、私は非常に重要な声だと思っておりますので、しっかりと市民の方と一緒にこの市政をつくって行って、よりよい方向性に進むことを望んで、この質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

P. 45 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑の途中ではありますが、この際、休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時59分再開

P. 45 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長をいたします。  
審査が終了をした議案の説明員は、議長において退席を許可いたしました。  
質疑を続けます。次に、梅田早苗議員。

P. 46 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 通告に従いまして、ただいま議題に上っています議案会第13号、第14号、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について質疑します。

まず、第13号の提案者にお伺いいたします、というか、確認をさせていただきます。条例の第1条において、(目的)の記載で、住民の意思を的確に反映させることを目的とする。とありますが、以前の質疑で、議会軽視というような議論があったかと思いますが、今回の住民投票を行うことの議員の認識について伺います。

P. 46 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えいたします。

現在、中断したままの多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に対しまして、一刻も早く方向性を見いだすための手段として、住民投票は有効と考えており、議会軽視との認識はありません。

以上です。

P. 46 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 続きまして、第8条第2項に記載の投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができないとありますが、具体的にどういう事例があるのかをお伺いいたします。

P. 46 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えします。

この条例の第5条第1項のところに、住民投票の投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法第9条第2項の規定により、本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。という投票資格者等の条文が載っております。

一つだけ言いますと、3か月以上豊橋市に居住している方ということがありますので、例えば、豊橋市から転出しました。また、残念なことにお亡くなりになりました。その届出がもう4か月以降、3か月を過ぎた後に出た方については、無効の対象になるかという認識です。

以上です。

P. 46 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 続きまして、第15条3項について、ただし、当該選挙について同法の規定に違反しないで行われる選挙運動又は政治活動が、第1項の投票運動にわたることを妨げるものではない。について、その中での違反とは、どういうものを指すのかを伺います。

P. 46 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 これは、公職選挙法のことをうたっているところだと思います。

極端なというか、違反して罰則がかかるものに関しては、買収罪でありますとか利害誘導罪、選挙妨害罪、投票に関する罪、こういったものが挙げられます。

以上です。

P. 46 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 豊橋初の条例になりますので、ルールをしっかり守っていくために、必要な項目であるかと思えます。

そして、第14号の方に質疑させていただきます。議案第13号の条例とは、ほとんど変わりがないのですが、180日以内に実施という点が違うとのことですが、市民負担において大きな二つが挙げられると思います。要望書にあったように、現在工事中断により、日々遅延損害が累積されているとありました。先ほど、諸井議員の解答であると、10、11月の予定になるかということでお答えがありました。

また、単独で行う場合は、4割違うとの回答もいただきました。180日まで延ばすことの市民のメリットについて伺います。

P. 46 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 質疑の中で二つということで、まず、一つ、工事中断による損害ということが指摘ありました。これについては、日々幾らか発生しているであろうということは推察されますが、明確な費用が提示されていないため、その程度について言及はいたしかねますということと、あと、180日以内と設定することで、最大180日間、結論は、結論というか住民投票の日、期日が先送りになることによりまして、市にとって何らかの好ましくない事象が発生し積み増していくということであると思っておりますが、これに関しては、そもそもその12月定例会において、住民投票条例は否決されたことに端を発すると思っております。

12月定例会の際に、住民投票条例を可決して住民投票を実施していれば、参院選と同日とするよりも、なおさら損害が蓄積されなかったのかなということにも思っております。

ですので、損害が蓄積されていくことについては、我々が今、提案している条例案によるもののみならず、市長選後における様々な出来事の積み重ねであると考えております。

二つ目にごさいました費用面の話です。費用負担については、御指摘のとおりであります。同日に行うことで費用面でのメリットがあることは、重々承知しております。

そのメリットの一方で、参院選と同日投開票となれば、公職選挙法第201条の6の規定によって、当該選挙期間中に住民投票運動が制限を受けることとなります。投票日直前の投票行動に、少なくない影響を与える時期において、情報提供が制限される状況はデメリットであると、こちらは考えております。

ゆえに、参院選と同日でない日程とするメリットとしては、投票日直前まで十分な情報提供ができることであると考えております。これらを勘案した上で、さらに市及び市民の実情ということを鑑みて、10月、11月頃を想定し180日というようにさせていただいたものであります。

以上です。

P. 47 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 以上で質疑を終わります。

P. 47 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、中西光江議員。

P. 47 中西光江議員

◆中西光江議員 それでは、一問一答で質疑を行います。

議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例と、議案会第14号多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例について、まず、初めにこの二つの条例については、参院選同日に行うのか、その参院選を除いたその日程にするのかということところが、大きく分かれているという点は認識をしております。

それで、共通する項目について、まず最初にお伺いをいたします。まず、第14条の情報の提供についてです。ここ共通しております。市長は、住民投票の適正な執行を確保するために、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならない。と定めております。

ここでいう投票資格者が意思を明確にするために、必要な情報、これについての認識について提案者のほうからお伺いをしたいと思います。お願いします。どなたでも結構です。

P. 47 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えさせていただきます。

先ほど来、いろいろ議論になっているところがございますが、12月定例会でもこの部分が、なかなか情報がないということで反対したいきさつもございます。そんな思いもあって、今回のこの条例案の中にも第14条第1項として、先ほどの当局による説明会なども含めた情報提供を強く求める意味で、条文に入れさせていただいております。

以上です。

P. 47 中西光江議員

◆中西光江議員 お答えいただきました。12月の定例会のときに、推進派と言われる会派の皆さんから提案された住民投票条例ですね。こちらが契約の解除後の金額不明瞭や、アリーナを建設しないととなったら、その代替案が示されていない。

また、客観的な必要な情報、公平かつ公正な情報が提供が困難だという市の答弁から条例を提案されましたが、取り下げたという経緯がありますね。

先ほど来、ほかの議員の質疑でも、この公平公正な情報の提供が困難だということを市長が述べられております。その状況においてこの第14条ですね。この必要性ということも含めて住民がしっかりと判断ができる情報について、どう考えるのかということも確認させていただきます。続いてお願いします。

P. 47 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えさせていただきます。

提案理由だとか、様々な答弁でお答えさせていただきましたけど、三つございます。発生が予想される損失補償でありましたりとか、契約解除が行われた後の代替案、その後、公平公正な情報の提供という部分で、こちらはちょっと市側にお願いする立場でございますので、まだ出せる出せない、いろいろ議論がございましたけど、少しでも住民投票の判断材料に資するような情報がいただければ、出していただければというように思っております。

以上です。

P. 48 中西光江議員

◆中西光江議員 確認させていただきました。

同じこの第14条の情報の提供について、市長にも確認させていただきます。市民からは、何で住民投票が必要なのかという御意見もいただいているのですが、今後この条例が制定された折には、市の説明も必要になると考えます。市民の判断に必要な情報の提供に対するこの認識についてお伺いをいたします。

P. 48 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 お答えします。

第14条というのは、最後は提供をしなければならないという義務規定になっております。

したがって、まずもって、ごめんなさい、第13号と、そもそも第14号と、この第14条に当たるところは、まず記載が違います。その上で、今は私の前の質疑というのが第13号の提案者である尾林議員に聞いたということがありますので、第13号における第14条という前提でお答えをさせていただきます。

その上で、最後は提供をしなければならないという、いわゆる義務ということになっておりますので、この条例が第13号が可決された際には、市としてはこの情報を、既に出しているものもありますので、それはもう既に提供済みという認識ではありますが、提供をしなければならないという義務規定に、条例に沿った対応をするということになろうかと思っております。

以上です。

P. 48 中西光江議員

◆中西光江議員 確認をさせていただきました。

条例が制定された折には、市民が判断できる、そうした必要な情報は提供をしていっていただきたいと思います。

そもそも、豊橋でこの条例が制定されれば、初となります。住民投票条例そのものの、本当に説明も必要となっていくと思われれますので、その点も踏まえて市民に周知をしていっていただきたいと思います。

それでは、次に第14条第2項です。市長は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。とあります。想定する広報について、どのように考えているのかについてお聞きいたします。当局側、すみません。

P. 48 広地学総務部長

◎広地学総務部長 まだ議案の可決前ですので、ごめんなさい、議案の議決、可決前でございますので、想定ということで、詳細については、今後検討をしっかりとっていくことになると思いますけれども、例えば、市が行っている他の選挙、市長選だとか市議選の例で言いますと、住民投票を実施することについての啓発ポスターを作成し、公共施設等に掲示することだとか、広報とよはしの例えば、号外だとか、そういうものを通じて住民投票があることを周知したり、お知らせのはがきなどで案内するなどが考えられるというように思います。

以上です。

P. 48 中西光江議員

◆中西光江議員 確認させていただきました。

この住民投票の案内の通知が、今後参院選挙と同日となる場合、その選挙の案内と住民投票条例の案内と一緒に送付されるのかについても確認させていただきます。

P. 48 広地学総務部長

◎広地学総務部長 その点については、今後検討をしていくことになると思います。以上です。

P. 48 中西光江議員

◆中西光江議員 確認させていただきました。

それでは投票運動ですね、この第15条第3項に関わって、参院選と住民投票が同日になった場合、投票運動が制約されるということにもなります。インターネット等の利用は可能だということですが、それ以外、市民がやれることというのが、全くないのかについて確認をさせていただきたいと思います。できることと、できないことがあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか、当局側。

P. 48 広地学総務部長

◎広地学総務部長 議案会第13号の条例第15条第3項の規定のことだと思いますが、投票運動としてできることと、できないことにつきまして、参議院議員通常選挙期間中においては、この第15条第3項の規定を見ますと、原則、投票資格者によるインターネット等を利用する方法による投票運動のみ行うことができ、その他の投票運動はできないというように解されます。

以上です。

P. 48 中西光江議員

◆中西光江議員 確認させていただきました。

今後、インターネットによる投票へのそうした情報が多く流れることが予測されます。

先日、議員研修でもSNSの発信の仕方等も勉強会も行いまして、個人情報等の、本当にその漏えいというのか、節度ある発信をしていくことが求められますが、やはり激しいインターネット上での取組になると思いますので、ぜひ市としても、この住民投票条例制定された折には、このインターネット等での発信の仕方等、市民の方へも、しっかりと周知、適切な使い方の周知等もお願いしていきたいと思っております。

以上で、質疑は終わるのですが、この住民投票条例、豊橋公園への新アリーナ建設、このアリーナを造る造らない、この賛否を問う条例になります。豊橋の未来に大きく関わる、本当に大きな問題で市民の関心も高まっております。造ることで、まちが元気になるというようなことも期待される方もいらっしゃると思いますが、本当に夢のような、チラシなんか市民への配付もされております。現実を、しっかりと見て、その判断がされるのが、本当に必要だと思っておりますので、そうした判断ができるような情報の提供を、また、各議員においても、しっかりと市民にも説明ができるような取組にもしていかなければいけないと思っております。

以上で、私の質疑を終わります。

P. 49 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

P. 49 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 時間の経過もありますので、なるべく簡潔にいきたいとは思いますが、私も通告に従い議案会第13号、議案会第14号について一問一答で質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、一番最初に、非常に私は大事だと考えている事柄についてお伺いしたいと思います。それは、住民投票を行うことの意義についてであります。過

去に、それぞれの会派が、どういう事柄でということは、今まで質疑の中でもありまして、それぞれの考え方はあったよということではあると思うんですけど、事ここに至って、やはり住民投票をやるよという判断に至った会派が多数を占めているであろう状況というのは、私は本当に民主主義、間接民主主義と直接民主主義と、いろいろある中でのこの手法を選んだことの意義というのは、本当に大事なことだということに考えているわけです。

ところが、市民からは、議会で決められないのかとか、議員がどうだとか、いろいろな声というのは上がっているという側面もありまして、中には住民投票そのものが、そんなことは絶対にやるべきではないというような方もいらっしゃるわけです。

そういう意見も散見される中で、それぞれの会派は、住民投票を行うことの意義を、どのように考えていらっしゃるのかについて、それぞれお伺いをしたいと、それぞれの議案の提案の、それぞれの会派の皆さんに、それぞれの思い。住民投票を、どのように意義付けて、今回提案されているのかということについてお伺いしたいと思います。

#### P. 49 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 お答えいたします。

現在、滞っております多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業でございますが、市長側と市議会側と意見の対立が、ずっと続いており、12月定例会で一旦撤回だとかした中で、3月定例会においても、その間の臨時議会とかも1月、2月あった際にも、いろいろな質問、緊急質問も含めていろいろ、様々あったと記憶しております。

その中で、なかなかこちらの思うようなこの情報を出すのは、やっぱり難しいと。損失補償の部分もなかなか難しいという中で、気が付けば5か月ほど経ってしまっているという、そんな状況でございます。

先ほどもちょっとお話しもしましたが、そんな中、市長選が終わった後の二、三週間で13万4,000筆の請願の署名を集められた新アリーナを求める会の方からの要望書も、このタイミングでいただいたということもありまして、なかなか意見の折り合いがつかない中、直接市民に問うことも一つの制度としてあるわけでございますので、住民投票をやったらどうだというようなことに、結論に至りました。

以上です。

#### P. 49 松崎正尚議員

◆松崎正尚議員 自由民主党の豊橋市議団を代表しまして、私のほうから住民投票の意義ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

特に、今回の住民投票、重ねてお答えできればというように思っております。先ほど、私の個人的な意見としましても、住民投票は、本当に最後の手段だというような言葉でも申し上げましたけれども、本来でありましたら、二元代表制としてこの行政の長と議会とで、しっかりと議論をして、その中で議決で様々な議論を進めていく、議決をしていくということに決定すべきであるというように、今でもそれは、変わらずに考えております。

しかしながら、こうして市民の生活に、重大な影響を与える案件、そして、この案件が議会と長の間で、なかなか先に進むことができない。つまり、現在行き詰まったような状況の中で、これがさらに市民生活に悪い影響を、このままでは与えていくというような判断に至り、今回の住民投票ということでございます。

そして、住民投票というのは、他の自治体でも、うたわれておりますように、やはりこの最終的な、こういった判断としていくには、多くの市民の直接的な意見、意思が反映される重要な手段、これを用いられている自治体は数あるかと思っておりますが、今回豊橋市も初となる住民投票となるわけでございますが、ここに踏み切ろうというように思った次第でございます。

ただ、やはりその情報の基となることに関しましては、一般の市民の皆様方に、先ほどから申し上げておりますように正しい情報が、一人一人まで行き届いているかどうかということが、一番の疑問点ではございます。

我々は、やはりこの今回の件に関しましては、長年にわたり様々な議論を重ねてきて、そして、現在に至っておるといような状況でございますので、やはり何度も繰り返すようではございませんけれども、事業を継続する場合、そして事業を解除した場合、ここにかかる費用ですとか時間的なロス、こういったものをしっかりとお伝えする必要があるというように、お伝えした上で住民投票を行われるべきだということに考えております。以上でございます。

#### P. 50 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 先ほども述べさせていただきましたけれども、賛成派と言われる市民の方からも、反対派と言われる市民の方からも、この住民投票をしてほしいという要望が、長期間にわたって、ずっとその要望が出てきている中で、どちらかということが大事ではなくて、やはり中身についてが大事だと思うのですけれども、これ、議会としても、初めて住民投票条例をつくって、直接市民の方が意見を、自分たちの意思を表明できて、そのことで市政課題に参加して直接動かすことができるという、そういうのが住民投票だということに思います。

それで、実は今まで議会では、いろいろな情報が議論をされていると言いますが、市民の方は、本当にアリーナについて、ほとんど何が起きているのか、何が問題なのか分からないという人が、結構いらっしゃるんで、この住民投票ということで、情報がなければ判断をすることができないわけなのです。

だから、そのことで、やっぱり市としてもしっかりと情報を出してほしいし、もちろん私たちも周りの方に対して、自分たちの知り得る情報というのを広げていくということもこの中で大事だと思いますので、行政と議会と市民がこのアリーナについて、一緒に考えるというところで判断をしていくという、すごくその市政が進んでいくというか、住民自治が進んでいくという、そういう過程で物すごく大事なことだということに思っております。

#### P. 50 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 アリーナ建設に係る諸課題について、数年にわたり議論がされてきておりますけれども、そのプロセスにおいて、疑問を感じる点がありました。そういった状況で契約締結までされたわけでありまして。

しかし、長坂市長が当選された市長選後より、本日に至るまで市長と議会は意見をたがえて、互いに市民の意思であることの意味や民意であることを主張をして、平行線をたどって今に至っておると認識しております。

そういった現状を踏まえて、これ以上、結論を先延ばしにして、いたずらに時間が経過することを懸念しております。

そして、まず選挙という人を選ぶというのではなくて、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の是非という単一争点で、直接市民に問うことによって、市への方向性を見出すことに意義を感じての提案であります。

以上です。

#### P. 50 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 私は、かつての2回の住民投票条例と、それから昨年の12月定例会での論議に様々、最初から関わりを持ち、そして、今回ここに至ったかというように思っております。

今、現在私の周辺では、豊橋公園がどうなるのか、これからどうなるのかというような、豊橋の市政についての大変心配される声も多く聞かれ、やはり

住民投票が必要だねという声も多々お聞きします。

そういう意味では、会派を超えて自民党さん、公明党さん、そして共産党さん共々一緒に、こういう住民投票条例の論議に参加できたということは、本当にありがたいことでもありますし、これからの活動については、私は反対の立場でございますので、何とか豊橋公園を守り、もしアリーナ建設という意見がある方々が多い中で、もし、豊橋公園以外の場所でやられるということについては、民間事業者の方がやられればいいと思いますので、そういう意味では、今回のこの住民投票条例については、成立をさせていきたいというように思っております。

私の立場は反対の立場でございます、以上でございます。

#### P. 51 山田隆司議員

◆山田隆司議員 私のほうからは、契約解除に向けた長坂市長対賛成多数を占める市議会という構図が、市民の方にクローズアップされている現状。また、この新アリーナという言葉に代表される問題について、市民の中でも賛成派と反対派が分かると、そういう対立構造を生む中で、早期に豊橋市民の方々の意見をお伺いして解決を図ると。

また、市民の中にも、この問題の具体的な計画、よく分からないという方が多数いらっしゃると思いますので、この住民投票というものをきっかけに、皆さんに計画の本来の姿を知っていただいて、賛成か反対か、意見を表明していただく場になって、早くこの問題を解決することを願って、条例として提案させていただきます。

以上です。

#### P. 51 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 それぞれの会派の皆さんからのお答えをいただきました。私は、さらにもう少し踏み込んで、住民投票で聞くということの意義そのものですね。

今回の案件が、ここに至ったよということについてはよく分かりましたし、なんですけれども、やはり市民の皆さんから、なぜ住民投票でやるということになるわけということに答えるような事柄も含めて、それは今後の議論の中で、ぜひ期待をしていきたいなど。取組の中でも、今回の住民投票をやることの意義はねということ、当然提案されている皆さんは、その意義を大いに語っていただくという立場でございますので、そこは期待をしていきたいというように思っております。

ただ、ちょっと1点だけ指摘といいますか、気になったことがございまして、議会としてのと市長の見解が分かれていて停滞しているということも踏まえるというような答弁だとか、議会と市長の見解がとありましたけど、私の認識は、この今の瞬間、市としては解除に向けて着実に進んでいると。これが現状ですよ。これが現状なのだけれども、あえて山田議員がおっしゃられたことは、非常によく分かるんですけども、市民の間での対立も深まっているような状況がある中で、市民の声をちゃんと聞こうじゃないかということへの意義そのものは、私も本当によく分かっているものですから、事業としては、もう中止に向かって進むのが当たり前だと私は思っておりますが、けれども、この局面で市民の声を聞こうということで、ここまで一致ができたということの意義というのがあって、住民投票そのものの、市民の皆さんが直接、この事柄についてどういう判断を示すかということの意義そのものの重みということが、やっぱりこの局面であって、一致に至っているということについては、大いに価値のあることだなというように私としては思っております。

次にお伺いをしたいことなのですが、なぜ5月臨時会のこのタイミングなのか、ということに関わってのことなんです。

でも、これは既に、質疑がたくさんありましたので、私としては、それはそれでよいということはあるんですけど、ただ1点、尾林議員の答弁の中で、損失の補償に関することについては結論が出ていないゆえにかさんでみたいなことはあったんですけど、私は、この今に至って長引いているのは、あくまでも市当局が、相手方との協議がうまくいなくて長引いているのであって、このことの結論が出ているから長引いているのではないというように思うわけですよ。そこを、ちょっと認識を確認させていただきたいと思います。

#### P. 51 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 すみません、おっしゃるとおりです。

だから、市民の中では、議会がその市長のやっていることを邪魔しているんじゃないかと、やっぱり印象を持たれる方もいますけど、実際は、契約解除に向けての市側と事業者側の意見の対立があって、なかなか協議が進んでいないということが本当のところだと認識しております。

以上です。

#### P. 52 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 先ほども、ちょっと触れたことであるのですが、私はやっぱり市側も解除に向けて進んでいると。それが、やっぱり相手との協議の中で長引いている状況の中で、市民の皆さんの中には、もやんとどうなのということも膨れ上がってという、そういう側面もあるんですよ。

なので、そこの辺は、やはり市民の皆さんの意思を聞くということが大事よねという結論そのもの。結論といいますか、そういう意思を持った条例提案そのものの価値が、非常にあるというように思っておりますので。

ただ、私としては、やっぱり今の状況は、あくまでも、やっぱり市としての取組は解除に向けて頑張っていっているんだが、相手方との協議としては、まだ何も、私も何も知りませんということですけど、という状況だねということは、大事かなというように思っております。

3点目にお伺いしたいんですけども、参議院選挙の日程がということがあって、これも質疑にありましたのでよいんですけど、先ほど、中西市議もちょっとこう、うちの同じ会派の中で聞いている。やっぱり制約がある状況ですよねということはあるんですけど、その第15条の条文だけをしっかりと見ると、何もできないよねと、インターネット以外には、議案会第13号については、インターネット発信以外、何もできないよねという規定になっているように見受けられるわけです。

それから、議案会第14号については、インターネット発信も含めて、何もできないよという形になっている条文なんですよ。日程をそこに合わせているわけではないんですけども、その辺りのできないことが原則で、参議院選挙の日程同日ということについての制約を、どうのように考えていらっしゃるかということ、確認させていただきたいとは思いますが。

#### P. 52 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 参議院選挙の投票と住民投票も同日に行うということで、去年の2月の住民投票のときの話も、さっきもちょっと少し出ていましたが、何でも自由に行えることではないわけですね。公職選挙法の絡みがありますと出てきますので、条例で一応うたって、インターネットだけはという形で残してあるわけですが、その条例が、その公職選挙法を超えて何かできるということにしてしまうと、条例に書いてあるから何でもできるということで、逆にそれが公職選挙法に引っかかってしまって、その方がまたちょっと罪になってしまうというようなことを避けるためにも、厳しい言い方の中で、せめてインターネットだけはということで、公職選挙法の中のできる規定のところをちょっと入れたというのが現状でございます。

以上です。

P. 52 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 すみません、私としても提案している会派側の立場でございますので、いろいろな制約があるよという状況の中で公職選挙法を超えて運動することは、もちろん、いずれにしたってできない、その縛りの中にあるよということはあるんですけども、最大限、市民の皆さんが判断をするに十分な情報を得られるような方法を、選挙期間中も含めて模索はやっぱり必要でないかなという問題意識としては、私は個人的に思っております。

ですので、ちょっとその辺の規定についての整理というのは、もうちょい模索の余地があったかなというのは、私は提案している会派の側として、ちょっとそう言うのは何なんですけれど、ちょっと問題意識としてはあります。そのことについては終わります。

問題意識があれば、御答弁をお願いいたします。

P. 52 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 問題意識というか、何もできないということではなくて、あくまでも公職選挙法の規定によるということ、先ほども尾林議員からも前の質疑で説明があったと思いますけど、公職選挙法の第201条の6iによってできる活動が定められておりまして、重なる期間の17日間は規制はあるんですけども、例えば届出政党、参議院選挙への届出政党だったり、政治団体についてはできるというのも、一応ここにもそういう意味で公職選挙法にのっとってやるということが最低限載せられているので、これから成立しましたら、この条例が、実際に何ができて、何ができないのかということ、議員の側というか、市としても、議員としても、はっきりさせて整理はしていけるんじゃないかなというように思っておりますので、インターネット以外は全くできないということではないというように、この条例からも読み取れるようにはなっていると思います。

P. 53 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 15条をそのまま読んじゃうと、そういうことであるだけけれども、考え方としては、公職選挙法などによる法律による規制がかかる部分以外については最大限、住民の皆さんが判断をするに至るだけの何らかの何かということができるとことをきちんと整理をしていただければというように思っています。

次に、ちょっとここからは質疑を聞いて気になったところに関係するところでお伺いしたいと思うのですが、条例の第17条ですね。市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。ということについて既に質疑があったんですけども、私、市側の答弁も、提案者側の答弁も、若干、これどうなのと思っているところがありまして、特に本多議員が質疑されていたことにも関わるんです。議会は従うというように尾林議員は答弁されているのですが、この具体的には従うという、議会は従うというのが何を指しているのかよく分からないんですけど、ちょっとどうなのかなと思っているのですが、もう少し具体的にお願いできますか。

P. 53 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 弁明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

もうちょっと、本当はちゃんと丁寧に正確な言葉で答えなくてはいけなかったのが、ちょっと、もうそのまま従わなければならないみたいな一言で簡単に言ってしまうて申し訳なかったです。

あくまで尊重しなければならないということで、議会側としては、その住民投票の結果によって、市長がその結果のとおり動くということでありますので、その市が動くことに対して従うというのが、それはもう認めるしかないという認識でございます。

以上です。

P. 53 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 討論で、詳しくちょっと私としても考え方を述べたいと思うんですけど、基本的には、その条例にあるように尊重する、議会として尊重するというこの中身そのものを、あまり、あくまでも、やっぱり文言どおりだということに対応するべきだと思うんです。それは討論でも言いますけれども、36人の議員、それぞれは市民の様々な多様な意見に基づいて議場において、様々な課題や懸念や、様々なことを議論しあって落とすところといいますかね、見ていくという役割を議員が持っているわけですので、何か住民投票条例で出た結果に、議員それぞれが縛られるんだというような議論は、私は全とおかしいというように思っておりますので、そのことについて確認させていただきました。

ありがとうございます。

最後の項目になると思うんですけども、情報提供に係ることについてです。説明会をやるか、やらんかということについてのやり取りが随分長らくあって、私はこの14条に書いてあるように情報の提供を、市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設云々に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならないというように書いてあるわけなんですよ。

これが大事なのですが、その公平かつ公正という事柄が何を指すのかについて、はっきりしないまま、とにかくそう書いてあるからどちらかに偏ったのは言えないとか何かよく分からない議論になっているんです。提案者としては、この公平かつ公正ということについて、具体的にどういう事柄が公平かつ公正に当たると考えていらっしゃるのか、ちょっと確認させていただいてもいいですか。

P. 53 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 すみません、ちょっと時間をとりました。今まで出ている基本計画であったりですか、先ほども答弁がございましたけれど、ホームページであったりだとか見れる情報をやっぱり紙ベースでないとなかなか見えないといった方もお見えになるかと思っておりますので、そういった方にも、どうやって情報を届けるのかという、そういったところで公正公平な情報として対応できるのかなというように思っています。実際、いろいろな、先ほどもちょっと言われました、事業者と市との間の契約関係の中のお話でございますので、なかなか市議会がつついて出てくる情報というのも限られるのかもしれないですけど、それでも住民投票をやるに至って資する情報、もしあれば本当に、そういった紙ベース、ホームページだとかということで、しっかり情報開示みたいなことはしていただきたいというように思っております。

以上です。

P. 53 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 私は先ほど来の質疑を聞いていても、大事なことは何かというと、第14条にあるように、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報が提供されるかどうか、ここが鍵だと思っているわけです。

例えば今の瞬間、先ほどから強調しているように市としては、事業中止に向かって進んでいるわけです。何で事業中止に向かって進んでいるのかという情報というのは、偏った情報ではなく、その判断をしてもらうために非常に大事な情報だと思うわけです。それを公表することは、何ら公平かつ公正に提供するという事に引かかる事柄ではないと思うわけです。

同様に、先ほど来議論があるように、今まで事業を進めてきた背景や、具体的にそういうことに至った、出来上がった様々な事柄についてだって、判断する上で非常に大事な情報です。それを公表することは、公平かつ公正に当たるといように私は考えてるわけです。

この私の考え方について、提案者の皆さんは、そういう考え方でよろしかったでしょうか。

P. 54 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 すみません、ちょっと時間をいただきまして、すみません。

もうおっしゃるとおりですね。すみません、推進派の立場として、そういった今までの情報をという言い方もちょっとしてしまいましたが、反対される方のその理由みたいなところですよ。そういった判断材料になる情報もやっぱり必要なのかなというようには思います。

以上です。

P. 54 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 要するに、提案者の皆さんは、いずれにしたって市民の皆さんがきちんと判断できる材料をちゃんと提供するということが、やはり公平公正という考え方の指す中身だということで確認されたというように私は認識をさせていただきます。

そこで聞きたいのですが、そういう公平公正ということ踏まえた上で、説明会だとか、市としての様々な情報の提供というのは十分できると思うんですけどもいかがですか、市長。

P. 54 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 まず、議長に確認で、今の質疑ではない提案者の前の答弁について、ちょっと市から発言をしたいということが。

P. 54 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認ではなくて。

P. 54 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 趣旨確認ではなく、提案者側の答弁に関してで、内容の確認が事前に必要であれば休憩を取っていただくなり、何なりしていただければと思います。

P. 54 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時、休憩します。

午後5時53分休憩

午後5時56分再開

P. 54 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。市長。

P. 54 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 まず、斎藤議員から、この公平かつ公正ということに関して非常に丁寧な確認がありました。ありがとうございます。

その上で、これまでの議論されている前提としての公平公正ということと、若干食い違いが私はあるかと、これは条例提案者側がそういうように言ったということというよりは、どちらかといえば、質疑されている側の認識、あるいは、それを受けての少なくとも理事者側、市側の答弁ということが違うということとありまして、そういう意味でいうと、今の経過に関してだけを取れば、こういう理由で事業の中止に向かって進んでいるんですという言葉で含めての説明会が許容されるということであれば、先ほど斎藤議員が質疑でおっしゃったように、説明会の開催を検討する余地はあろうと。要するに、この賛成・反対に偏らないという意味ではないですよと、公平かつ公正ということが。ということであれば、そういう検討の余地はあろうというように思っております。

しかしながら、斎藤議員の質疑だけではなく、これまでのこの議会における議論の経過もありますので、この公平かつ公正ということが今、条例の提案者であられる尾林議員から答弁はありましたけれども、本当にこれが、ここの部分の公平かつ公正ということが議会の総意か、あるいは条例提案者の総意かということに関して、完全に一致しているということに、申し訳ないですけれども、これまでの議論の経過を踏まえると明確ではないというように思っております。

したがって、ちょっと回りくどい答弁で恐縮でございますが、今の斎藤市議の質疑の範囲内、あるいは答弁の範囲内における、市側は市側で、中止の理由を説明すべきじゃないか、そういうことを含めた説明会だったらできるんじゃないのかということであれば、それは検討の余地はあろうというように思っておりますが、ということで御認識をいただければと思います。

以上です。

P. 55 斎藤啓議員

◆齋藤啓議員 この間のやり取り、私も聞いておって、何だかなと思っていたということがございますので、改めて、提案者の皆さんに確認、特に二つの議案のそれぞれの提案者に確認させていただきたいと思うんですけど、条例でうたっている公平公正というのは、先ほどの答弁で、齋藤議員が、私が考えていることでいいんじゃないかという趣旨だと私は受け止めておりましたが、その説明会を行う上で、その賛成として出てきた、推進するという立場で出てきたいろいろな情報だとか、あるいは市長が今になって、市長選挙の公約をし、やらないという判断をしたことが、それが何でそういう状況だったのかとか、それらは公平公正に引っかかるものではなく、市民の皆さんをどちらかに誘導するというのではなくて、判断するための材料として提供されるということであれば、それらは全然、公平公正に引っかかるものではないんだよねということの認識でよかったかを、それぞれの議案の提案者に改めてちょっと確認させていただきたいと思います。

P. 55 尾林伸治議員

◆尾林伸治議員 先ほど答弁したとおりで、そのとおりだという認識でございます。  
以上です。

P. 55 諸井菜々子議員

◆諸井菜々子議員 その過程、ここに至るまでの過程なり、何なり、その事実を基にした説明であれば、公正公平に当たるのかなというように思いました。  
以上です。

P. 55 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 ということですので、私としては、公平公正ということが、何か例えば公平公正ということ、これまでの質疑の中でぎちぎちに見ると、そもそも条例のタイトルが、このことというのは事業を推進する立場で付けた名前ですよ。それを明らかにすることは公平公正でないんじゃないかという議論にもなりかねないような、極端な話というような議論に私は聞こえていたわけですよ。

そうではなくて、やはり客観的に判断ができる様々な情報、この事業を推進するに当たって出てきたいろいろな情報、あるいは市長が問題だと思っていた事柄、それ以外に私が問題だと思っている事柄なら私がちゃんとしゃべるといえるようにするという、それはそれぞれの議員が取組の中でしゃべることですので、あくまでも、やはり市として、そして市長として、この間、取り組んできた事柄に当たる様々な情報をしっかりお伝えをする中で、市民に判断してもらおうということを念頭に置けば問題なくですね、問題なくと言いますか、あらゆる情報をしっかりと伝えていただくような住民に対する市としての説明会というのは、可能であろうというように私は認識しております。

そして、提案者の皆さんはそろって、やはり、そういう場で市が説明してほしいんだというように求めておりますので、その開催について前向きに検討していただくことを強く要望したいと思います。

最後に1個だけ確認したいのですが、先ほどの15条に関わって、提案者の皆さんの話はありましたけど、当局として15条をどういように見るかの認識については確認させていただきたいと思います。

P. 55 広地学総務部長

◎広地学総務部長 まず、この第15条の投票運動についてでございますけれども、まず住民投票の大原則ですけれども、住民投票は公職選挙法が適用される運動ではございません。そうしたことから、住民投票において、どういう投票運動を可能にするかというのは条例で定めることとなります。

ただいまの議案会第13号の第15条に投票運動というのがございますけれども、この第1項で、住民投票に関する投票運動は自由、まず、ここで自由というのが定められております。その上で、第3項のところ、要約しますと、参議院議員の通常選挙の期日と重複するとき、その期間内については、先ほど言った第1項の投票運動はインターネット等を利用する方法を除いてすることができないというように規定をされておりますので、インターネット等を利用する方法以外は、全てできなくなりますというように解されます。

ただ、この後段にただし書がありまして、ただし、当該選挙について同法の規定に違反しない、これは公職選挙法ですね、公職選挙法の規定に違反しないで行われる選挙運動又は政治活動が、第1項の投票運動にわたることを妨げるものではないというように規定がございます。これを要約しますと、参議院議員の候補者等が、その選挙運動において、あくまで参議院議員選挙の運動の内容の一部というか、その内容の一部で住民投票に触れることは、わたっていくことは差し支えないという解釈になりますので、決して政党等が住民投票だけを運動するということは認められないというように解されます。

以上です。

P. 56 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 当局側の条例に基づいた正確な認識ということでございましたので、ちょっとそれを確認するというところで私としては終わりたいと思うんですけど、やはり、ちょっとそういう点でいうと、提案している会派の一つの私が言う問題がありますけれども、もう少し条例の項目について詰めた議論が必要だったかなということは、ちょっと反省としてはあるというように考えております。

質疑としては終わります。

P. 56 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で通告による質疑は終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 56 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
しばらくお待ちください、提案者の方々は自席へお移りください。  
〔提案者、自席に着く〕

P. 56 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 お諮りいたします。  
ただいま議題となっております両案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 56 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論の通告がありますので、発言を許します。初めに、菅谷 竜議員。  
〔菅谷 竜議員登壇〕

P. 56 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜です。今回はしっかりと通告を出してありましたので、堂々と反対討論を行わせていただきます。先ほどは御迷惑をおかけしました。

議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例に反対の立場で討論いたします。

大阪の都構想のとき、皆さん、聞いたことがあるかもしれませんが、あの大阪の都構想のときは、選挙とは全く別日で行われまして、どんどん毎日毎日いろいろな政党とか市民の方が、どんどんどんどん機運を高めていって、選挙の投開票日は別日で、住民投票の投開票日直前まで最後の最後まで盛り上げていって、何と市全体の投票率が62%まで高まって、結果は都構想は否決となったんですけども、やはり参議院選挙と同日となりますと、少し違った見方をしますと、住民投票に多くの方が参加するように運動を盛り上げていかなければならないのに、参議院選挙のついでに投票してくれるだろうと安心感に頼ってしまう、他力本願になる可能性が非常に高くなると私は考えます。運動の盛り上がりの熱量についてどうなのかと個人的には思います。

本市にとって非常に大きな参議院選挙と住民投票、この二つを明確に分けて、陰に隠れないように市民にそれぞれ別日に重要性を訴えていかなければいけないと考えます。

また、参議院選挙中ですと、最も重要なクライマックス、17日間が住民投票の活動に大きな制限がかかり、双方にとっても、市民の情報取得に関してもデメリットと考えます。

参議院選と同一なら投票率が上がるでしょうについてはは一定理解いたしますが、住民投票運動を熱量と行動力で機運を高めて、住民投票単体であっても投票率を上げていくという活動をしていくのが、住民投票を行うための本質だと私は考えます。

反対理由として、さきに述べましたとおり、参議院選挙中では公職選挙法により住民投票に関する活動に大きな制限がかかる。提案した以上、自分たちで住民投票を盛り上げていかなければならないと考えるので、参議院選挙の投票率を当てにして運動が弱まる懸念がある。また、市民に説明する時間がそもそも足りないと考えます。

以上の理由により、投票日を参議院選挙と同日とした議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例に反対いたします。

P. 57 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、土屋祐司議員。  
〔土屋祐司議員登壇〕

P. 57 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 ただいま議題となっております議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について、自由民主党豊橋市議団を代表して賛成の立場から討論をいたします。

昨年11月、長坂市長は就任直後に議会への相談もなく、市長選挙の結果のみを理由に多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の契約解除に向けた申入れを行い、本事業は中断を余儀なくされました。

それから約6か月、事態は一向に進展しておらず、市民の皆さんからは、このことで市政の停滞を招いているとの御意見もいただいております。

12月定例会において、事業の継続に関する住民投票条例案を提出いたしました。が、条例案についての質疑・答弁において、契約解除により予想される損失補償額が不明瞭で、そのことについての説明もなされていないこと、契約解除が行われた後の代替案や今後の対応が示されている状況にないこと、客観的に必要な情報を公平かつ公正に提供することが非常に困難なこと、以上の3点から、12月定例会時点で住民投票を行うことは適切でないと判断して条例案の撤回をいたしました。

その後、本日まで、これら3点を明らかにするべく、一般質問等の機会を通じて取り組んでまいりましたが、残念ながら、市長からは明確な答弁をいただくことはできておりません。加えて、事業の中断による市の損失は拡大を続けていると考えております。

このような中、5月9日に市民団体から事業を推進するための住民投票を求める要望書が議長に提出されました。

膠着する現在の事態を進展させたいと考えている私たちにとって、現状考える有力な手段の一つが、住民の意思を反映することのできる住民投票であると考えております。また、市議会議員有志によって開催された市民向けの説明会によって、市民の皆様が一定の理解が進み、関心も高まっていると感じています。

その上で、本条例案で示されている7月に予定されている参議院議員選挙と同日の住民投票の実施は、住民投票単独での実施に比べて高い投票率を期待することができ、住民投票の目的である住民の意思を的確に反映することに大きくつながると考えます。また、住民投票の実施経費についても軽減することが可能であると考えます。

以上のことから、本議案については賛成であります。

以上、討論といたします。

P. 57 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、梅田早苗議員。  
〔梅田早苗議員登壇〕

P. 57 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 私は公明党豊橋市議団を代表して、議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について、賛成の立場で討論を行います。

この事業は議会の中で多く討論が交わされ、パブリックコメントなど市民の皆様の意見も聞く中、議会で議決され契約となったものでありましたが、市長が変わり、契約解除に向けて方向転換されたもので、現在、大きな課題を抱えている状況です。

市長は事業の継続の可能性については、住民投票での結果を重んじると再三述べております。

私たちはアリーナの説明会を行う中で、市側の説明不足を実感しました。また、分断の様相を強く感じました。このまま、本市市民が分断するような状況が続くことは避けなければいけないと感じました。

また、要望書の中にありましたが、工事中断による損害費用も、市民の皆様に負担をかけることには大変胸が痛みます。

以上の理由により、第13号の住民投票条例に賛成です。

そして、市民や職員の負担を少しでも減らすためにも、参議院議員選挙と同日に行うことに賛成です。

事業継続の反対意見の中には、場所が悪い、駐車場の問題、そもそも前市長の公約違反など、様々な意見があり、その中では反対の理由を一つ一つ聞きながら、一つの方向へ向かえるものもあるのではないかと思います。

これからは市民の中で分断するような状況にならないよう、住民投票の結果に委ね、明るく元気な本市となっていけることを目指していきたいと考えます。

現在、本市は国や他市との例外に漏れず、人口減少、高齢化、そして何より目の前にある物価高騰で課題はたくさんあります。今回の住民投票で市民の力を前向きに結集し、起爆剤として分断を止め、希望ある本市となっていくことに期待し、私の討論を終わります。

#### P. 58 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

〔斎藤 啓議員登壇〕

#### P. 58 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 日本共産党豊橋市議団を代表いたしまして、議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例について、賛成の立場から討論を行います。

私ども日本共産党豊橋市議団は、3月定例会の私の一般質問でも確認をして強調してきたように、本事業については、市長選挙の結果と、そして12月定例会の一連の経過を踏まえて、中止で決着がついたものだと考えておりました。

市も当然そういう立場でございますので、相手方企業との協議が進んでいるという状況であるわけです。

しかし、そういう中でも、多目的屋内施設のこの事業についての市民の皆さんからの請願も含めた要望も、寄せられてきていたこともございます。賛否を含めた様々な意見も市民から上がっておりました。

そして、進捗状況が全く見えてこない契約の解除に向けた事業者との協議についても、市民の皆さんの疑問も寄せられてきている状況がありました。

これらの様々な状況を鑑みて、やはり住民投票で白黒ははっきりつける、何よりも直接市民の皆さんの本事業に対する意思を確認するということの意義そのものを大きく、重く捉え、今回の改めて条例案の提案に至ったということがございます。

過去の二度の住民投票条例を求める直接請求署名で示された市民の皆さんの思い、また、市長選挙で決着がついたと考えながらも、なお、市民の意思を確認しようということで頑張ってきた市民の皆さんの思いを踏まえても、この住民投票条例による決着のつけ方ということについては、大いにその意義を強調したいと思っております。

今回、共同で提案したことの意味についても触れたいと思います。事業に対する賛否の立場を超えて、直接の住民の意思を政策判断に生かそうということで一致できたことは、大変貴重なことであつたと私は考えています。

条例案の調整の段階でも、投票の項目とか、期日前投票の扱いとか、広報の仕方など、事業そのものに対する賛否の立場を超えて、双方の意見を、市民の皆さんがその意思を反映しやすい条例になるようにという立場で合意できるように各会派が望んでおられました。成案に至ったことについて、自民党豊橋市議団、公明党豊橋市議団、みらい市民、豊橋維新の会の皆さんにも改めて敬意を表明させていただきたいと思っております。

一方で、質疑での議論を踏まえて申し上げたいことがございます。自民党の本多議員が住民投票条例の結果を踏まえての各会派の態度について執拗な質疑を行いました。豊橋市議会議員36名は、それぞれの多様な市民の皆さんの意見を持った、その市民を代表して、この議場で様々な課題を議論し、態度を表明しているものです。

もし、住民投票条例の結果に個々の議員が縛られるようなことになれば、議会として多様な市民の皆さんの意思を酌んで議論を行い、落としどころを見つけていくといったことに対する重大な制約になると考えます。住民投票の結果で議論をさせず、一つの方向に縛るような大変危険な議論だったというように私は思っております。

条例案にある、尊重するという文言は、事業を実施する責任のある市長にとつての尊重と、個々の議員にとつての尊重というのは、私は全く違うものだと考えます。そうした点で、市長が結果を尊重することについては、市長が取り組む施策の方向について、その判断をするということは、私は当然大事なことだと考えておりますので、結果について市長はしっかりと、その結果を踏まえた対応を期待するわけです。

また、今回の住民投票条例が成立する可能性が高いという、この局面を大いに歓迎するものでありますが、やはり、この間の経過、2年前の直接請求署名に基づく条例案、1年前の直接請求署名に基づく条例案、昨年の12月定例会と三度にわたって、新アリーナ関連事業を推進を図る立場の会派の皆さんによって、住民投票が否決されてきたという経過そのものは、私はやはりそこはしっかりと考えなければならないというように思うわけです。

昨日の議会運営委員会でも、長期に及んでいることによって費用が増している旨の発言が自民党の委員からございましたが、質疑で明らかにしたように、長期に及んでいることの今の局面は、あくまで事業者との協議が長引いているからでございます。決して、この問題の結論が出ていないから長引いているわけではありません。

しかし、今回の住民投票条例をもって結論が得られた上で対応することについては、やはり大事だろうというように考えております。

住民投票によって決着をつけるということについては、半年前の12月定例会で、その機会の提案はあったわけで、それを否定してきた会派の皆さんについては、長引いたということについて、あなた方こそが猛省しなければならないのではないかとこのことを指摘したいと思っております。

しかし、いずれにしても、議会の多くの会派の皆さんが、市民の皆さんの意思を確認するという貴重な機会に前向きに臨んだということを大いに歓迎をし、私の討論を終わりたいと思います。

#### P. 59 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、久保大司議員。

〔久保大司議員登壇〕

#### P. 59 久保大司議員

◆久保大司議員 まちフォーラムを代表いたしまして、ただいま上程されております議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、法的拘束力のない住民投票条例案につきまして、先ほどまでのるの質疑の中で、提案議員からは結果に対する対応について、それぞれの立場から思いが述べられ、また長坂市長からも結果に対する覚悟ともなる、従う旨の発言もあり、本案に対する強い思いを確認できたことから賛成の大きな理由といたします。

加えて、参議院選挙投票日との同日実施についても、費用面や労力面、また何よりも投票率の向上などの相乗効果なども大いに期待できることから賛成する理由といたします。

ただし、懸念点を申しますと、長坂市長におかれては住民投票の実施がこの後決まった際には、その投票日までに、市民に判断材料としていただく様々な情報を発信していただきたいと思います。

昨年11月の市長選後から、ここまでの各議会において様々な視点から多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業をやめた後の豊橋公園のありようや、豊橋の将来像について様々な議員から問いがありました。必ずしも十分とは言えない答弁が並び、いまだ、この議論が市民の間では、やめるか、継続するかだけにとどまっていると感じております。

それに加え、仮に事業を中止したのちのことが、長坂市長からほとんど語られていない状況にも懸念を示すところです。現時点で賛成の考えを持たれている市民だけでなく、アリーナは要らない、老朽化が激しいスポーツ施設を含む豊橋公園の今回の再整備計画にも反対だと考えている市民に対して、また、そうでない、どちらともいえないという市民に対しても、計画を中止しても大丈夫だとか、代わりにこんなことを考えているんだなどの十分安心できる情報も含めて、様々な視点で市長には発信をしていただきたいです。

振り返ってみますと、3月定例会での私からの一般質問において、私は南海トラフ地震が発生した場合の救援物資の輸送拠点について、現在、市は、豊橋市総合体育館を指定しているが、愛知県の対応計画では、津波浸水の可能性のある地域での救援物資の輸送拠点を原則否定しており、それを解決できる可能性があるのが豊橋公園でのアリーナ計画であること、その上で市長に対しまして、市長選当選後に、市職員にアリーナ契約解除に向けた業務指示を出される際に、この課題をどうしていくのか、市長と担当部署で相談されたのかと問うたところ、長坂市長は、とりわけ議論もしていないし、相談すべきだったとは考えていないとの答弁がありました。

その直後、危機管理統括部長がその続きの答弁といたしまして、現状に全く問題ないと思わないと答弁されるなど、長坂市長と担当部局間での計画中止に向けた意思疎通が図られていないのではないかと心配する状況がありました。

アリーナ計画に期待される防災、災害対応機能一つ取っても、計画を中止する代わりに、今後、それらの課題をどうしていくのかが十分に見えてこない現状もあります。

住民投票条例案に賛成する立場として、市民が継続するか、やめるかの単純な二択投票に陥らないように、長坂市長には御自身の考えや政策を含めて、適切かつ十分な情報発信をしていただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案会第13号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま、議案会第13号が可決された結果、議案会第14号は議決不要となりましたので申し添えます。

-----  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 市長。

P. 60 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 発言の許可を求めます、よろしいでしょうか。

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 許します、はい。

P. 60 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 ただいま、議案会第13号のほうの「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例案が議決、可決されました。

本条例案は、今年行われる参議院議員選挙に併せて住民投票を行うというものでございまして、そのスタートの日まで、あまり長い時間があるわけではございません。そのことを踏まえまして、本条例の可決を踏まえて、この住民投票実施に係る補正予算を即座に編成し、今臨時会に議案として提出したいと考えております。

議員各位におかれましては御理解の上、お取り計らいいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいま、市長から補正予算の提出を求める旨、発言がありました。本件の取扱いについて協議するため、休憩いたします。  
午後6時32分休憩

午後7時再開

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま市長から議案第73号令和7年度豊橋市一般会計補正予算が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 60 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
直ちに本案を議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。財務部長。

P. 60 山本誠二財務部長

◎山本誠二財務部長 補正予算案について説明させていただきますので、予算案の5ページをお願いいたします。  
議案第73号令和7年度豊橋市一般会計補正予算（第3号）でございます。  
第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,384万2,000円を追加し、予算の総額を1,562億4,004万9,000円とするものでございます。  
それでは、内容につきまして、補正予算説明書で御説明いたしますので、説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。  
歳出から説明いたします。  
2款総務費、4項2目参議院議員通常選挙費及び3目住民投票費でございますが、さきに議決されました議案会第13号「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例を踏まえ、住民投票を参議院議員通常選挙と同日に実施するに当たり、重複する事業費を参議院議員通常選挙費から減額するとともに、住民投票に必要な経費を計上するものでございます。  
なお、参議院議員通常選挙の執行に当たり、ポスター掲示板を21区画から6区画増やし、27区画とするよう愛知県選挙管理委員会より指示がございましたことから、必要な経費については増額することとしております。  
以上、歳出合計といたしまして、3,384万2,000円となるものでございます。  
4ページ、5ページにお戻りください。歳入でございます。17款県支出金でございますが、歳出で御説明いたしました参議院議員通常選挙に係る財源を減額するものでございます。21款繰越金でございますが、今回の補正財源として計上するものでございます。  
以上、歳入合計は3,384万2,000円となるものでございます。  
なお、補正予算説明書の8ページには、給与費明細書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。  
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

P. 61 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 この際、本議案精読のため、休憩いたします。  
午後7時4分休憩

午後7時40分再開

P. 61 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

P. 61 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。  
質疑の通告がありますので発言を許します。初めに、豊田八千代議員。

P. 61 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、今日、朝も1番目ございまして、最後も1番目ということで、質疑させていただきます。  
それでは、議案第73号について、2点ほどお聞かせいただきたいと思っております。  
まず1点目でございますが、補正予算説明書を見させていただきますと、人件費とか事務費の経費などが5,000万円の予算に計上されております。  
しかし、本市にとっては初めての住民投票条例でございますので、市民にとっても分かりやすい説明が必要だと思うんですね。特に参議院選挙と同日ということになりますので、広報については何回ぐらい出される御予定なのか。まず一つ目、一問一答をお願いいたします。

P. 61 広地学総務部長

◎広地学総務部長 すいません、1点質疑の内容を確認させていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

P. 61 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 認めます。

P. 61 広地学総務部長

◎広地学総務部長 先ほども少しありましたけれど、広報ということですが、広い字を使うほうの広報なのか確認させてください。

P. 61 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 失礼しました。広いほうの広報でございます。初めての住民投票条例ということで、特に参議院選挙と同日ということなので、市民に分かりやすい、この選挙期間中での説明が必要だと思います。

全ての市民の皆様が届いていくということが必要ですので、広報を1回ではちょっと足りないんじゃないかというように思うのですが、何回ぐらい検討されてみえるのか、まずお伺いします。

P. 61 広地学総務部長

◎広地学総務部長 広報とよはしということかなと思いますので、まず通常の広報といいますと、7月末に予定をされております参議院議員の通常選挙まででいいますと、これからのタイミングでいえば、7月の広報とよはしが一部活用できる可能性がございます。

それ以外に、今回提案させていただいた予算の中で、広報とよはしの号外を1回配布させていただき予算を計上させていただいております。

以上です。

P. 62 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。

しながいまして、通常の広報とよはしにまず掲載も必要、それから号外を1回ということで、合わせて2回の広報をお出しになるということですか。

それで、やはり、その広報に目が届く方は分かるのですが、今、若い世代でなかなか地域の自治会に入らないというか、入るとある意味、それはいかなものかなのですが、面倒くさいという、町内のお付き合いはなかなかという声もありますので、広報2回以外に、そういう働く男性にしても女性にしても、そういう方にも届けるような対応も必要だと思うのですが、その点についてお聞かせください。

P. 62 広地学総務部長

◎広地学総務部長 まず、この短い期間の中で先ほど言った広報とよはしの発行、それと、その内容をホームページに掲載をいたします。

そして、そもそも住民投票が行われるということを周知する必要がございますので、それにつきましては、通常は選挙のお知らせみたいな、住民投票のお知らせを全戸に配布をさせていただきます。

そして、それに加えて、まだ、これは想定でございますけれども、例えば市役所前の懸垂幕とか、豊橋駅のところのデジタルサイネージとか、これは本当に事業者、ほかの民間の事業者、交通事業者との協議になりますけれども、可能であれば、市内電車とか、バスのつり広告ですか、そういうものも検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

P. 62 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 いろいろな多岐にわたる広報、市民へのお知らせをいろいろやっていただくということで、大変ありがたいように思っております。

それでは、二つ目については、この本市にとって初めてでございますが、日本全国の中でも、こういう住民投票条例をやられてみえる、そういういわゆる先進市があると思うのです。特に事務、いわゆる選挙事務をされる皆さんや、それをお手伝いする職員の皆さんにとっては、そういう意味では大変御苦労をかけると思うのですが、そういういわゆる先進市の自治体について、例えば視察とか、そういう視察まではいかなくても勉強とか学習とか、そういうことも要ると思うのですが、そういう点はいかが、どのようにお考えをお願いします。

P. 62 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今回の予算には視察費等は含めておりませんので、予定はしておりませんが、ここ数年来、住民投票の話が持ち上がっておりますので、他の自治体、それは、これまで住民投票をやってきた自治体にその状況とか、そういうものはいろいろとお聞きをし、勉強は重ねております。

以上です。

P. 62 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。ぜひ、本当に市の職員の皆さん、特に選挙管理委員会の皆さんをはじめ、お手伝いされる職員もお見えになるといいますので、スムーズに、やはり事業を進めていただくということが大変重要だと思いますので、ぜひ期待して終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

P. 62 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、古池もも議員。

P. 62 古池もも議員

◆古池もも議員 では、通告に従い、議案第73号、補正予算説明書に沿って、一問一答でお聞きしたいと思います。

主に、この住民投票費の説明欄3.の共通事務費の中から伺いたと思います。先ほどの議会運営委員会の説明の中で、ちょっと号外というような形で広報物を予定しているよというようなお話がございました。この選挙、住民投票に向けての号外で発行する印刷物の中身について現在検討している内容を、先ほどちょっと豊田議員の中でもありましたけれども、改めてお聞きしたいなと思います。

P. 62 広地学総務部長

◎広地学総務部長 少し質疑の中身を確認させていただいてよろしいでしょうか。

P. 62 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を認めます。

P. 62 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今、共通事務費と申しましたけれども、共通事務費に広報の号外の印刷製本費とか通信運搬費も入っていないで、その上の大きな2番の住民投票事務費の説明欄2.(1)の啓発事務費に入っております。それを踏まえた答弁でよろしいのか、確認させてください。

P. 63 古池もも議員

◆古池もも議員 すみません。私の認識違いでした。それをお願いいたします。

P. 63 広地学総務部長

◎広地学総務部長 はい、ありがとうございます。

広報とよはしの号外号、広報とよはしに記載する内容につきましては、これから検討を重ねてまいります。まず確実に記載をしないといけないと思っているのは、当然住民投票が行われる日時、あと投票の場所、時間だとか、具体的な投票の方法等ですね。いわゆる通常の選挙でお知らせをしているような内容とやり方が一緒だということも含めて伝えないと、初めてのことなものですから、その辺りはまず、しっかりとお伝えをさせていただくことになるかと思えます。

それ以外の情報については、これから精査をしていきたいというように思います。

以上です。

P. 63 古池もも議員

◆古池もも議員 ありがとうございます。

すみません、もう一度確認、改めてになってしまうかもしれませんが、この参議院議員選挙に合わせても、同様の内容を市民にお知らせすることになると思うのですが、それとは別立てで考えていらっしゃるのか、一緒にやる予定なのかどうか確認させてください。

P. 63 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今回、参議院議員通常選挙につきましても、先ほど少し広報とよはしの話をしました。7月号が、校了日が多分6月の中旬に想定されています。そうすると、今の情勢では参議院議員の期日を決定するのが、閣議決定のその後になると思われまので、参議院議員の通常選挙についても号外を出すことを想定しておりますので、同じタイミング、それが1枚の用紙に両方書くのかは、まだこれからですけれども、同じタイミングになるのかなというように想定しております。

P. 63 古池もも議員

◆古池もも議員 すみません、ちょっと日程がいつ出るのかというのは明確ではないのですが、その日程が明確になってから、印刷して配り終えるまでの期間が、先ほどのその投票日の17日前以内に入るみたいなのは確認させてください。

P. 63 広地学総務部長

◎広地学総務部長 広報とよはしの通常号につきましては、自治会とかに御協力いただいて、過去に配布しておりますが、号外については、そのやり方だと間に合わないの、折り込み広告等で配布することになると思えます。

以上です。

P. 63 古池もも議員

◆古池もも議員 その期間としては、クリアされるだろうという考え方で確認させてもらいました。

先ほど、号外で考えておられるものに関して、基本的には通常の選挙と同様の内容を配布する予定だということだったのですが、今回、住民投票ということもあって、通常の選挙であれば、候補者の方々がそれぞれに自分の政策の思い等々を書いたようなものが配布されるのですが、今回はそれがありませんから、市として、この計画の説明というか、この計画の賛否を問う内容なので、そのことについて触れないわけにはいかないというように考えます。そういった内容を含めること、その中に含めていくことが可能かというか、そういったことを考えておられるか確認させてください。

P. 63 広地学総務部長

◎広地学総務部長 はい、ありがとうございます。

先ほど少し触れていただいた公の公報、公報につきましては、今古池議員がおっしゃったように予定しておりません。それはいわゆる通常の選挙で言うと、候補者の主張を載せる内容ですね。そういうものはありませんので、公の公報、公の字を使う公報は予定しておりません。

広い字を使う広報に関しては、そういった広報とよはしの号外報なのですが、そこにどれだけの事業の内容、先ほどから質疑の中である公平公正である確固たる事実のものということを考えてときに、どれだけのものが載せられるのかだとかということは、今後検討をしていく必要があるというように認識をしております。

以上です。

P. 63 古池もも議員

◆古池もも議員 今後検討していかれるという話でしたけれども、その中身について、掲載すべき中身について検討していくのは、選挙管理委員会だけではなくて、多分その所管する文化・スポーツ部局も関わってくるのかなと思うのですが、そのような認識でよろしいか確認させてください。

P. 63 山口雅己文化・スポーツ部長

◎山口雅己文化・スポーツ部長 はい、そのような認識で結構でございます。

P. 64 古池もも議員

◆古池もも議員 ちょっと中身について、現段階ではお答えいただけないことがたくさんあると思うのですが、考え方をちょっと伺いたいなと思っています。

今回の住民投票では、計画の賛否を問う内容になっております。ただし、これまで長坂市長が就任されてから、ここに至るまで、いわゆる事業を推進したい人、推進していきたいという思いと、反対しているという思いが、その論点がちょっとかみ合わないところがあるような気が、私はしております。

具体的に申し上げますと、事業自体のメリット、デメリットだけの課題を議論しているわけではなくて、長坂市長におかれましては、先日、3月定例会でも、プロセスに問題があったよという話がありました。プロセスというのは、計画に至るまでのプロセスのことでありまして、今回、計画の賛否という議論をするときに、どういった情報を基に賛否を考えていただくのかというのは、情報をかなり選ぶ必要があるのかなと思うのです。比較検討できるものというのが同じ土俵にあるものであって、もちろんその要素としては説明が必要なものが出てくるかとは思いますが、そういったことの今のごとのご考え、具体的にいきますと、まず、プロセスからの設定、計画まで全部載せる必要があると思っているのか。それとも、計画の賛否だから、計画の部分、計画のメリット、デメリットだけにすべきなのかみたいなところを、市が今後どのように検討していかれるのか。そんなに時間がない中で、ちょっとどういうように今お考えでいらっしゃるか伺いたいのですけれども。

-----

P. 64 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 暫時休憩します。

午後7時58分休憩

-----

午後7時59分再開

-----

P. 64 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----

文化・スポーツ部長。

-----

P. 64 山口雅己文化・スポーツ部長

◎山口雅己文化・スポーツ部長 ただいま、先ほど条例が可決されたばかりで、まだどのような紙面、スペースがあるか分かりませんので、今後詳細について検討していくことになってお思います。

以上です。

-----

P. 64 古池もも議員

◆古池もも議員 非常にスケジュール的にタイトではあると思うのですが、この住民投票条例を行うまでの、そういった広報として出す情報について、何と言いますかね。どこが意思決定していくとかいうのか、何らかの形で決めて出す前の段階で、私たちがそれを知る機会があるのかどうかというのを確認してもよろしいですか。

-----

P. 64 広地学総務部長

◎広地学総務部長 先ほど言った広報とははしの号外号等を出す前に、皆さんに何か御意見を伺うとか、そういう機会は想定をしております。

以上です。

-----

P. 64 古池もも議員

◆古池もも議員 了解いたしました。それは理解いたします。

この広報物に掲載するものなのですから、もう一つちょっと重要な点を確認しておきたいと思っております、掲載するに当たり、私としてはできるだけ公平公正な内容でということであれば、市が既に、市として発表したことがある公文書の内容からに限るといったような形を取ったほうがいいのではないかなというように考えております。それは間違いなく市として出しているものなので、個人的な思い、感情といったものがないような形になるのではないかなという観点からそういうように考えているのですが、その考え方について、市として今どのようにお考え、私の意見としてはそうなので、市が今後掲載する内容を練っていくに当たり、どのような考えでおられるか伺いたしたいと思います。

-----

P. 64 山口雅己文化・スポーツ部長

◎山口雅己文化・スポーツ部長 先ほど古池議員がおっしゃったことも含めて、今後考えていきたいというように思っております。

-----

P. 64 古池もも議員

◆古池もも議員 はい、分かりました。

ちょっと時間もない中で、今日予算も組んでいただいて、なかなかお答えしにくいところも多々あったかと思うのですが、個人的には、私が思うに、多分、広報物に大量の情報を載せるということはきっと難しだろうと。また、そこから市民の皆さんが情報を選んでいくということも難しだろうと思っています。

市として掲載すべき内容というのは、一定情報を絞って、明瞭な形で出していくことが好ましいのではないかなと。明瞭というのは、その判断材料としての確かなものがよろしいのではないかなと思っています。過去にもこの事業のメリット、デメリットについては市としても答弁もいただいておりますし、十分そこから市民に判断いただく材料としては、一定そろっているのではないかなというように思っております。この事業の賛否という形においてはですね。なので、そこに事業の賛否という形で、今回のこの住民投票が行われるのでありますから、そこに限定されるのがよろしいのではないかなというように考えを述べさせていただきます、私の質疑を終わります。

-----

P. 65 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、土屋祐司議員。

-----

P. 65 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 それでは、議案第73号補正予算について質疑をさせていただきます。

まず、議案の補正予算説明書の6ページ、7ページで、2款4項2目、3目で参議院議員通常選挙費と住民投票費が計上されております。この中で、参議院選挙については1,600万余が減額となっております、住民投票費では5,000万円が増額となっております。

この減額と増額についての全体的な考え方について教えてください。

P. 65 広地学総務部長

◎広地学総務部長 まず、参議院議員の通常選挙と住民投票を同時に行うことで共有できるもの、例えば投票所の受付事務だとか、そこの人件費だとか、あとその会場設営の委託のお金だとか、投票所への借り上げのお金、賃料だとかというものに関しては共有ができるというように考えておりますので、その部分に関しては、参議院が選挙区と比例の2票ございます。そして、今回住民投票が1票になりますので、2対1で共有できるものは案分しております。つまり、参議院議員の通常選挙分が3分の2で、住民投票のほうは3分の1というところで、まずそこが原則で、住民投票のみに係る費用、住民投票をやることで増える費用、例えば同じ投票所でも、住民投票分の票を渡す交付係の人件費だとか、あと住民投票用の投票用紙だとかが個別になりますので、そういうものは住民投票の費用のほうに、住民投票費のほうに単独で乗っております。

そういうものをそろそろ計算いたしますと、もともと当初予算に計上させていただいております参議院議員の通常選挙の選挙費の中から、住民投票で案分した部分の3分の1部分を抜いたものが減額になり、それ以外のもが住民投票費に計上をされております。

なお、あわせて参議院議員の通常選挙費には、今回の住民投票が同日になったものとは別に、先ほど提案説明のところでお話をさせていただきましたけれども、ポスター掲示板の増を、愛知県の選挙管理委員会のほうから言われておりますので、その部分をあわせて増額をさせていただいております。

以上です。

P. 65 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 全体的な考え方についてお答えをいただきました。

住民投票の住民投票事務費の中には、どれぐらいの程度が必要なのかちょっと分かりませんが、システムの改修という部分が含まれているのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

P. 65 広地学総務部長

◎広地学総務部長 土屋議員が御指摘のシステム改修費についても、計上をさせていただいております。金額としては500万程度の計上をさせていただいております。

以上です。

P. 65 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 今回、住民投票、参議院の通常選挙と基本的には投票する人間は同じだということに考えているのですけれども、それでもシステム改修は500万程度必要だよという認識でよろしいでしょうか。

P. 65 広地学総務部長

◎広地学総務部長 通常のこの選挙用のシステムについては、いわゆる公職選挙法が適用される選挙用の名簿を作成するためのシステムで、今回のように住民投票用の名簿作成の部分というものの機能はございません。先ほど可決された条例で、今回の住民投票については、豊橋市の市議、市長選挙と同じ要件でということですので、今の既存のシステムの市長選挙等の名簿の作成部分を一部カスタマイズをし、住民投票用につくり直すというような部分の改修が必要でございます。

以上です。

P. 65 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 システム改修についての内容と金額を確認させていただきました。

それとあと最後、(1)啓発事務費というところで、先ほどから広報の部分であったり、内容について質疑がされているわけですが、先ほど減額部分、増額部分を考えますと、参議院議員選挙の啓発事務費の減額に比べて、住民投票というのはかなり大きな額が増額となっております。

現在、決まっているというか、大体というか、ざっくり、概略になると思うのですけれども、啓発事務費の内訳を教えてください。

P. 66 広地学総務部長

◎広地学総務部長 ちょっと電卓がないので細かい計算はあれですけど、まず、お知らせ用のがきについては、印刷製本と郵便料を合わせて約600万です。広報とよはし号外号の印刷製本と配布を合わせて、こちらも約500万ぐらいです。それ以外に、まだ想定でございますが、懸垂幕の掲示だとか、ポスターを作成して、公共施設等に貼ったり、あと先ほどデジタルサイネージとか、電車とかバスの広告と合わせて、もろもろで100万程度を計上させていただいております。

以上です。

P. 66 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 今お示しいただいた内訳で、大体この1,200万程度になるのかなというように思っておりますけれども、先ほどの条例案の中で、しきりに出ておりました説明会についての費用は、現状、現在の住民投票の中の予算の中にはないという認識でよろしいでしょうか。

P. 66 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今回の住民投票費の中には、説明会の費用はございません。

通常、この選挙費もそうなのですが、あくまで住民投票を正確にというか、それを執行するための予算がこちらのいわゆる選挙費、大きく分けると総務費の中の選挙費になりますので、仮に住民説明会等が行われる場合については、別の費用の、今の中では当初予算の規定予算の中で対応することになるというように考えております。

以上です。

P. 66 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 これから、多少いろいろな議論があるのかもしれないですけども、その説明会についても、ぜひ検討をお願いしたいというように思います。

以上で私からの質疑を終わります。

P. 66 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 66 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 66 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。豊田八千代議員。

〔豊田八千代議員登壇〕

P. 66 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 私は、ただいま上程されております議案第73号について討論をさせていただきます。賛否については賛成であります。

先ほどの当局への質疑の中で、事務費5,000万円、この内容について、るるお聞かせいただきました。広報については、広報とよはし7月号と、それから号外1回、さらにホームページ、また住民投票のお知らせを全戸へ配布、さらに民間事業者のバス、電車へのいわゆる広告、また、ポスターを公共施設に設置するというような、あらゆるところへ市民の皆さんにお知らせをするという姿勢については、本当にその住民投票についての構えというか、考え方については感謝いたします。

しかしながら、最後の土屋議員の質疑の中で、説明会の事業費がこの中に入っていないということで、別立てというような答弁をされておりましたので、ぜひその説明会についても、さらなる検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

また、本市におきましては、このような住民投票、さらに参議院議員選挙と同時の投票日ということですので、事務の、市の職員の皆さんの御苦労は本当に大変かと推察いたします。ぜひ先進市の、この住民投票条例を既に進めてみえる先進市の意見も参考にして、どのような点に注意するのか、どのような問題に御苦労されたのかということなどなど、ぜひ視察までは考えていないということではございますが、これからのこの住民投票条例と参議院議員選挙と同時にやられるこの問題については、そういう点についても検討していただきたいということを期待いたしまして、私の討論といたします。

P. 67 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 67 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 67 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

P. 67 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 この際、暫時休憩いたします。

午後8時18分休憩

午後8時19分再開

〔副議長、議長と交代し、議長席に着く〕

〔伊藤篤哉議長除斥〕

P. 67 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま議長の伊藤篤哉議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいというように思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 67 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
直ちに本件を議題といたします。議会局に辞職願を朗読させます。議会局長。

P. 67 川島加恵議会局長

◎川島加恵議会局長 (朗読)  
辞職願

私儀、今般一身上の都合により、豊橋市議会議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願いいたします。  
令和7年5月15日

豊橋市議会議長 伊藤篤哉

豊橋市議会副議長 近藤修司様

P. 67 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 お諮りいたします。伊藤篤哉議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 67 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 御異議なしと認めます。したがって、伊藤篤哉議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
〔伊藤篤哉議員入場〕

P. 67 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 この際、伊藤篤哉議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

P. 67 伊藤篤哉議員

◆伊藤篤哉議員 第83代豊橋市議会議長を務めさせていただきました伊藤篤哉です。無事この日が迎えられましたことを、まずもって感謝申し上げます。  
思えば就任直後より、様々な事案が湧出いたしました。また、11月10日の豊橋市長選挙、豊橋市議会議員補欠選挙後は、さらなる状況がありました。その対応の一つに、豊橋市議会議員政治倫理条例の一部改正がありましたが、まだ道半ばであります。

さて、長い挨拶は避けることとし、本日の議論の様子を踏まえ、先日お亡くなりになられたウルグアイのホセ・ムヒカ大統領の言葉をもって結ばせていただきます。熱狂は必ず異質なものへの憎しみを生む。憎しみの上によきものは決して築けない。

議場にいらっしゃる全ての皆様をお願いいたします。よき議論を尽くすことで、分断なき豊橋を目指してください。

ありがとうございました。(拍手)

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 お諮りいたします。  
この際、議長の選挙を日程に追加し、これを行いたいと思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
議場の閉鎖を命じます。  
〔議場閉鎖〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 ただいまの出席議員数は35人です。投票用紙を配付させます。  
〔投票用紙配付〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。  
〔投票箱点検〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。  
点呼を命じます。議事課長。  
〔点呼、投票〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 投票漏れはありませんか。  
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。  
〔議場閉鎖解除〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に古池もも議員及び尾林伸治議員を指名いたします。したがって、両議員の立会いを願います。  
〔立会人、立会いの上開票〕

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	35票
有効投票	34票
無効投票	1票

有効投票中

小原昌子議員	30票
斉藤 啓議員	1票
豊田八千代議員	1票
尾崎雅輝議員	1票
伊藤篤哉議員	1票

以上のとおりでございます。よって、小原昌子議員が議長に当選されました。  
〔議長当選承諾及び挨拶〕

P. 68 小原昌子議長

○小原昌子議長 ただいまは、議長に選任いただきまして、誠にありがとうございました。公平公正で円滑な議会運営となるよう、一所懸命頑張っておりますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

P. 68 近藤修司副議長

○近藤修司副議長 議長と交代いたします。

-----  
〔小原昌子議長、副議長と交代し、議長席に着く〕  
〔近藤修司副議長除斥〕

P. 68 小原昌子議長

○小原昌子議長 ただいま副議長の近藤修司議員から、副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。直ちに、本件を議題といたします。議会局に辞職願を朗読させます。議会局長。

P. 69 川島加恵議会局長

◎川島加恵議会局長 （朗読）

辞職願

私儀、今般一身上の都合により、豊橋市議会副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

令和7年5月15日

豊橋市議会副議長 近藤修司

豊橋市議会議長 小原昌子様

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 お諮りいたします。近藤修司議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認めます。したがって、近藤修司議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
〔近藤修司議員入場〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 この際、近藤修司議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。近藤修司議員。

P. 69 近藤修司議員

◆近藤修司議員 第90代副議長の近藤修司です。公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりました。1年間、本当に長いようで短かったと思いますが、在任期間中はいろいろなことだとか、様々なことがありましたので、この経験を生かして、これからの議員人生に役立てていきたいなというように思っております。

副議長として職責を全うできたのは、皆様方のおかげだというように思っておりますので、大変感謝を申し上げたいというように思います。

1年間、本当にありがとうございました。（拍手）

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、これを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 ただいまの出席議員数は35人です。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票を願います。

点呼を命じます。議事課長。

〔点呼、投票〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

P. 69 小原昌子議長

○小原昌子議長 これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に古池もも議員及び尾林伸治議員を指名いたします。したがって、両議員の立会いを願います。

〔立会人、立会いの上開票〕

P. 70 小原昌子議長

○小原昌子議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 35票

有効投票 34票

無効投票 1票

有効投票中

市原享吾議員 25票

菅谷 竜議員 4票

鈴木みさ子議員 4票

鈴木智子議員 1票

以上のとおりであります。よって、市原享吾議員が副議長に当選されました。

〔副議長当選承諾及び挨拶〕

P. 70 市原享吾副議長

◆市原享吾副議長 ただいま副議長に選任していただき、ありがとうございます。

大変身の引き締まる思いであります。公正公平な議会運営に務め、議長を補佐しながら、皆様とともに進めてまいりたいと思います。

よろしく願います。（拍手）

P. 70 小原昌子議長

○小原昌子議長 次に、お諮りいたします。

この際、常任委員会委員の選任について及び議会運営委員会委員の選任についての両件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 70 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

常任委員会委員の選任について及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において常任委員会委員及び議会運営委員会委員一覧表のとおり、それぞれ指名いたします。

常任委員会委員一覧表

〔総務委員会〕

鈴木智子	菅谷 竜	伊藤哲朗
古池もも	川原元則	尾林伸治
斎藤 啓	星野隆輝	坂柳泰光

〔環境経済委員会〕

小林憲生	水野 恵	宍戸秀樹
及部克博	近藤修司	豊田八千代
尾崎雅輝	伊藤篤哉	寺本泰之

〔福祉教育委員会〕

山口倫世	山田隆司	本多洋之
石河貴治	梅田早苗	中西光江
松崎正尚	市原享吾	田中敏一

〔建設消防委員会〕

土屋祐司	井上豪史	諸井菜々子
久保大司	山本賢太郎	鈴木みさ子
小原昌子	向坂秀之	古関充宏

議会運営委員会委員一覧表

菅谷 竜	伊藤哲朗	石河貴治
宍戸秀樹	及部克博	山本賢太郎
近藤修司	尾林伸治	鈴木みさ子
松崎正尚		

この際、各委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

午後8時46分休憩

午後8時55分再開

P. 70 小原昌子議長

○小原昌子議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま市長から、議案第72号監査委員の選任についてが提出されました。

除斥対象者が退席しますので、しばらくお待ちください。

〔本多洋之議員、梅田早苗議員除斥〕

P. 70 小原昌子議長

○小原昌子議長 お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに、本案を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。総務部長。

P. 71 広地学総務部長

◎広地学総務部長 それでは、議案第72号の監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

議員のうちから選任させていただいております監査委員の伊藤哲朗さんと坂柳泰光さんのお二人から辞職願が提出されましたので、5月14日付でこれを承認することといたしました。

そこで、新たに本多洋之さん、梅田早苗さんのお二人を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 御異議なしと認めます。したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

〔本多洋之議員、梅田早苗議員入場〕

P. 71 小原昌子議長

○小原昌子議長 以上で、本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議されました諸議案につきましては、熱心な審議がなされ、ここに閉会の運びとなりましたことに対しまして、感謝を申し上げます。

なお、先ほど議長就任の際に御挨拶申し上げましたとおり、精いっぱいこの職務を務めてまいりたいと存じますので、御指導・御鞭撻を改めてお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

以上をもちまして、豊橋市議会臨時会を閉会いたします。

午後8時58分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

豊橋市議会議長	小原昌子
豊橋市議会議長（旧）	伊藤篤哉
豊橋市議会副議長（旧）	近藤修司
豊橋市議会議員	古池もも
豊橋市議会議員	尾林伸治